

第七條 産馬事務所は盛岡に置くものとする

第八條 本業所屬の財産は縣廳より管内人民の産馬事業に向け下附せられたるを以て本業維持方法の外支出するを得ず

第九條 本業維持の爲め縣廳の保護を受くるの條款は別段の規約を以て之を定む

第二章 事務長

第十條 管内人民は本業に關する事務を執行せしむるが爲め産馬事務長を撰定し百般の責に任ずべし但産馬委員及他の俸給ある職務を兼ねるを得ず

第十一條 事務長たることを得べきものは滿三十年以上の男子にして管内に本籍を定め滿五年以上住居し産馬に従事するものに限る但左の各款に觸るゝものは事務長たる事を得ず

第一款 風癩白痴の者

第二款 刑法に依り公權を褫奪及停止せられたる者

第三款 身代限りの處分を受け負債の辨償を了へざる者

第十二條 當撰者は投票の多數に依るものとする同數なれば年長を取り同年なれば圖を以て之を定む但當撰者は請書を産馬事務所に出すべし事務所は縣廳に稟請して其姓名を管内に公告す

第十三條 事務長の任期は滿三ヶ年とする但前任の者を再撰することを得

第十四條 事務長任期中死亡又は事故ありて退任するときはその欠を補せんが爲め豫備員一名を置くものとする但撰舉手續は第十二條に依る

第十五條 事務長は左の職權を有す

第一款 産馬會議の開閉を掌り原案を發し其趣旨を辨明すること

第二款 役員の進退を掌ること

第三款 種馬貸附の請求を許否すること

第十六條 事務長は會議の決議を以て執行するものとする若し其決議を以て執行し能はずと思慮するときは再議に附するを得ず

第三章 馬籍

第十七條 産馬資金より成立する馬を公馬と稱し人民各自の所有馬を私馬と稱す

第十八條 私馬生死賣買出入等は馬主より其村戸長役場へ届出つべし

第十九條 私馬を管内限り賣出すときは戸長役場に届出で管内送狀を受け買人へ渡すべし

買人は其村戸長役場へ届出で編籍証を受け買受たる地の戸長役場へ速かに廻送すべし但一村限り賣買は戸長役場へ届出つるに止まるものとする

第二十條 私馬を他府縣に輸出するときは戸長役場へ届出輸出証を受け買人に附すべし

第二十一條 公馬及撤拂に附すべき牡馬斃死するときは二名以上の証人を立て戸長役場に届出で村吏の實査を受くべし

第二十二條 公私馬散逸失亡或は變異あるときは戸長役場に届出つべし

第二十三條 馬改は年々四月上旬より産馬事務所役員各村に依り派出して公私馬頭を實査す

第二十四條 検査方法は各馬頭丈尺毛性毛疵齒齡等総て元帳に照合し公馬は頭髪を二段に私有の牡馬は一段に牝馬は取髪を刈り総馬改濟の証とす

但し懷孕の馬は元帳に○印を朱記す

第二十五條 公私馬發病等にて検査場に牽出し難き旨申出るときは時宜に依り其廐に就き検査することあるへし

第四章 種馬貸附

第二十六條 種馬貸附は四歳以上の牝馬三十頭内外を一組とし每一組一頭の目的を以てすべし但地理に依り牝馬十頭内外と雖も一組となすを得

第二十七條 前條の如く組合を定め組中より取締人一名を公撰し組中の取締をなさしめ組内人名簿を對し取締人より産馬事務所に届出つべし

第二十八條 種馬貸附及交換を請ふものは組中協義の上八月二十日限り産馬事務所に請求書を出すべし

第二十九條 青森縣五戸三本木七戸出産の種馬を請求するものあるときは之を貸附することあるべし

第三十條 貸附の種馬は出産の地及び毛性は請求者の望に應ずるも某の馬を指して請求するを得ず

第三十一條 種馬貸附の際には預人成規の書式に依り証書を出すべし

第三十二條 種馬老衰或は發病等にて種馬に適せざるときは返還又は交換を請求するを得ると雖も貸附の後三ヶ年以内は細些の嫌を申立て漫りに交換するを得ず

第三十三條 種馬欠乏し交尾の期節を誤るの憂ひあるを以て豫備馬五頭内外を事務所に便宜飼養するものとす

第三十四條 貸附の種馬飼養人漫りに驅使し或は養法其度を失ひ種馬に適せざる等の所爲あるに於ては返還せしむるものとす

第三十五條 貸附の種馬は撤駒と同時に馬場に牽出さしめ之を検査し若し疾病等にて引出し難き分は其廐欄に就き検査することあるべし

第五章 撤駒

第三十六條より四十一條まで略す

第六章 産馬資金

第四十二條 撤駒代金の収入及び総ての収入金を以て産馬資金と稱す

第四十三條 産馬資金を以て支辨すべき費目左の如し

第一款 種馬費

第二款 事務所諸費

第三款 牧場維持費

第四款 駒取執行費

第五款 馬籍諸費

第六款 産馬會議費

第七款 厩舎費

以上の費目互に流用することを許さず

第八款 豫備費

第四十四條 産馬資金收支決算は一月より十二月までを以て一周年度とす

第四十五條 事務長は一周年度間の出納を計査し統計表を製し翌年二月二十日迄に各組産馬委員に

報告するものとす

附 則

三牧場及産馬事務所附屬厩舎獸醫學舎維持方法

第一章 三 牧 場

第一條 三牧場は畜産の品位を改良し蕃殖を圖るの源地にして産馬事業上最緊要の者たり而して其隆盛を計り利益を得るに至りては主務者其人を得るに在れども之れが細目苛節を設けて其執行と制肘檢束するときは其事業の起振する得て望む可からず況や今回牧場維持費大に節減して定限法を立つるに於てをや依て三牧場維持の方法は産馬事務長の総理に係ると雖も専ら牧場改正委員に分任するものとす

第二條 事務長に左の権限を委任す

- 一、牧場現在の馬牛多數なりと見込むときは地方を撰擇して貸與すること
- 二、同馬牛の内下等の牡及老年にして懷孕すべからざるの牝は臨時或は騾駒の際撤拂に附し牧場維持費を補助すること
- 三、同馬牛の冬飼は費用を斟酌して牧場に於てすると相當の飼料を以て畜産篤志者に預け飼養せしむるときは其見る處に依ること

四、牧場の水陸田は飼養に充る牧草菽麥を耕作するの外小作地に貸附すること

五、牧場に於て苗樹を播種し設林すること

但野火を防禁し伐採を嚴禁すること

六、野草荻採を處分すること

七、移住者を保護し之を處置すること

八、牧農夫を進退すること

九、牧場維持費の都合を以て良馬牛を購求して蕃殖を圖ること

第三條 事務長は牧場改正委員と計り第二條權限内に屬する方法規則を判定し實行すべきものとす

第二章 産馬事務所附屬厩舎

第四條 産馬事務所附屬の厩舎は牧場の都合に依り洋馬を飼養し及各村に貸與すべき種馬を一時飼

養し或は牧場往復の馬牛を繋置し及乳牛を飼養して搾取するの所とす

第五條 牛乳は産馬事業の本分に非すと雖も之を廢するときは衛生上の裨益を欠くを恐れ舊の如く

執行すると雖も將來營業を爲すものあるときは速かに之を廢止し營業者と利を争ふべからざるも

のとす

第六條 該厩舎は産馬事務所に於て直轄し其飼養の適否牧夫の勤惰等役員をして督察せしめ當勤委

員之を總管するものとす

第三章 獸醫學舎

第七條 獸醫學舎は産馬事務所に附屬するか故接近の地に設立して當勤委員之を總管し専ら學業の

進歩を計るべきものとす

第八條 教師を聘し生徒を募集し其俸給を増減し舎費を供給する等當勤委員之を總理すべきものと

す

第九條 獸醫學舎は産馬事務所役員の中より取締を任し庶務を擔理し生徒の取締を爲さしむべし

第十條 獸醫學舎の規則は當勤委員之を設け遵守せしむるものとす

併て種馬購求法として次の規定を設けたり

第一條 拜借金は直ちに縣廳に委託し置き洋馬購求の儀農商務省に稟請の議縣廳に出願すべきこと

第二條 洋馬購求費は勿論牽付の費用等總て該拜借金を支辯するの積を以て豫め該費用を見込み洋

馬購求の價額を定め出願すべきこと

第三條 洋馬購求願及牽付等は勿論總て當勤委員に委任すべきこと

第四條 洋種に出づる所の牡馬は別に記載し置き驪駒金の價格其地元洋種馬より出產の驪駒ある村を云ふ内國種驪駒價金最

高等に超越する金額より收入に係る分半額を別途に蓄積して追て年賦返納金の多足とすべきこと

第五條 洋馬を貸與するは産馬事務所に於て別に方法を設け飼養を能くし使役を嚴禁し疲瘦に至らざる様厚く注意すべきこと

第六條 洋種産出の牝牡は産馬事務所に於て別に取締法を設け猥りに輸出せず漸次五分七分の雜種より純粹の洋種を充實せしむるものとす

第七條 洋種購求に付産馬改良の景況及其胤の蓄殖に至るもの其飼養の應否地方の適否等年々詳細取調産馬事務所より縣廳に進達すべきこと

第八條 返納金の儀は第六條別途蓄積金及産馬資金より返納すべきこと

第九條 拜借金縣廳より産馬事務所に附托せらるゝに至り別に御達の事件あるときは當勤委員之を處断すべきこと

尙此會に對し明治十四年以來縣より保護を付與し來りしが十八年更に産馬委員より次の保護願出をなせり

保 護 願

本會事業に付御廳の御保護奉願候條項取調去十四年中奉願候處御聞届被下今日まで執行罷在候處明治十六年改正本會維持規則第十五條に産馬事業を執行するに付明治十四年より十八年まで此五ヶ年間を縣廳に稟請して其保護を受くる者とすと有之則ち本年は滿期に候得共本業は普通會社等の民業

とは相違し其及ぶ處管内一般馬籍取締振駒執行資金出納等其關係極めて大に且つ銀行等の如く政府に於て御定め相成候法律規則逆も無之其整理甚だ困難の次第も有之候に付委員連署を以て更に左の條々御廳の保護監督奉願候

第一、本業は管内一般の公益に關し且御廳に於て御監督の御都合も御座候に付本會事務所は勸業場内へ相設度奉存候間場内適宜の廐舎拜借仕度事。

第二、馬籍取締は本會に於て最大の要務に御座候處一々事務所に於て取扱候ては逆も行届不申隨て馬籍紛亂取締届兼候間各村戸長へ相頼度奉存候に付從來の慣行に依り夫々取扱候様御達被下度事。

第三、振駒の儀も戸長の保護無之候ては執行上實際差支候に付是又從來慣行の通取扱候様御達被下度且振駒執行の節は縣官御出張の上御監督被下度候事。

第四、管内一般又は惣馬主への報告事務所にて取計候ては難行届事情も有之候に付其事由申上候は御廳にて御告示被下度事。

第五、本業に付事務長又は役員管内へ出張仕候節は其時々具狀可仕に付御廳に於て御命し被下度隨て關係戸長へは其旨示達被下度事。

第六、委員の撰舉は時々御廳へ具狀可仕に付可然御執行被下度事。
但撰舉用紙は事務所より縣廳へ差出各村御配布相願候積。

第七、戸長より御廳へ進達候本業關係書類は直に事務所へ御下付被下候事。

若奉願上候

十八年二月

産馬委員

若願出に對し縣は左の達及命令書を出し之を遵奉せしめたる上許可せり

朱書達

本般其會事業に付當廳の保護監督願出候に付ては別紙命令書下附候條其會に於て右條項を列記し屹度遵守すべきの請書差出候は、右願意の聽否詮議可及候條更に何分の儀申出候此旨相達候事。

命令書

其會事業當廳に於て特に保護監督候に付ては左の條項相心得屹度遵守可致候事。

- 第一、其會事務長其任に適せずと認むるときは縣廳に於て之れを退職せしめ更に其撰舉を命ずる事
- 第二、其會資金の收支に不當なる事ありと認むるときは縣廳に於て其使用を停止する事。
- 第三、種馬不適當なりと認むるときは縣廳に於て其使用を停止する事。
- 第四、其會維持に就き負債を起すことあるときは縣廳に於て之を許否する事。
- 第五、其會議の決議に不當なりと認むることあるときは縣廳に於て之を解散せしめ更に委員の撰舉を命ずる事。

右命令候事。

上記の如く其の當初の精神とする處は産馬會社を民有に歸せざる以上は産馬事業の興隆克く舊制の如くなる能はずと云ふにあれども其裏面を窺うときは經濟上に起因せし事も少なからず、動もすれば出納上の爭議を醸し、が、二十二年南北九戸郡の分離は其實現と見るべく名稱廢解の止むなきに至り、二十三年更に岩手縣産馬事業組合なるもの起り、繼續十ヶ年を期し、管内二十二組の本部として大に活動せんと期したりしも亦數年ならして瓦解し、初志を貫徹せずして止みぬ、茲に於て二十二組は各個々の經濟を計り、自立して業務を行ふに至れり、當時の各組は掀駒區に基き設置されたるものにして名稱次の如し。

- 盛岡組 荒屋組 一戸福岡組 (交番掀駒) 沼宮内組 葛巻組
 - 輕米組 久慈組 岩泉組 宮古組 澤内組 黒澤尻組
 - 花巻組 土澤組 大迫組 遠野組 大槌組 世田米組
 - 盛組 千廐組 山ノ目組 水澤組 岩谷堂組 以上
- (口) 産馬組合の創立

明治二十七年に縣令を以て、左の達を布き各組につき準據せしむべき要項を指摘し、各組々に於て規約を設け、縣廳の許可を得ることとなり、今日に及べり。

縣令八號

産馬事業に關し既に組合を設け若くは之を設けんとするときは明治十八年甲第三號同業組合設置準則に依り規約を作り認可を請ふべし産馬組合規約には同業組合設置準則第三條に掲げたるもの、外左の事項を規定すべし。

年 月 日

知

事

一、扱場所及日割

一、組合費用徴收の歩合

一、種馬設備方法

一、牝馬取締法

一、収入金組合共通方法

左の事項は確定後十日以内に届出づべし。

一、組合費收入支出豫算

一、組合役員

同令の發布に對し各々産馬組合規約を制定し、今日組合の數に於ては減少し、一郡市一個宛となりし其事業は、各町村に種馬區を設け、共通するもの尠なきの現状なるより、反て内實分離の程度を増

大したりと云わざるを得ず、依て四十二年九月縣達第八號を布き種馬資金を共通せしめ其實行を期するに至れり。

明治二十三年法律第二十號を以て産牛組馬合法發布せられ仍各組合を統轄すべき産馬組合聯合會を設け撤駒期日を一定し各組各々定款を設けたり、現存組合の名稱所在及定款次の如し。

- 産馬組合聯合會(岩手縣廳勸業課内) 盛岡産馬組合(盛岡市馬町)
- 岩手産馬組合(岩手郡沼宮内町) 稗貫産馬組合(稗貫郡大迫町)
- 和賀産馬組合(和賀郡黒澤尻町) 膽澤産馬組合(膽澤郡水澤町)
- 江刺産馬組合(江刺郡岩谷堂町) 山ノ目産馬組合(西磐井郡山ノ目村)
- 東磐井産馬組合(東磐井郡大原町) 氣仙産馬組合(氣仙郡世田米村)
- 上閉伊産馬組合(上閉伊郡宮古町) 九戸産馬組合(九戸郡久慈町)
- 九戸産馬組合(九戸郡久慈町) 二戸産馬組合(二戸郡一戸町)

附外

下閉伊産牛組合(下閉伊郡岩泉村)

岩手縣産馬組合聯合會定款 (附録規程参照)

各組定款は大同小異なれば盛岡組定款を記せんに。

盛岡産馬組合定款 (附録参照)

二、二 歳 糶 駒

(1) 糶駒期日及場所

二歳糶駒は既記の如く舊藩時代より一定不變の好慣例にして、毎年秋期二才牡駒(今日牝駒をも競賣に附する處あるも一般には四十四年より施行)を糶市に牽出し競賣に附するものにして明治六七年には掖駒區を二十一區とし、最寄町村より集合せしめ、縣より官吏一名馬見一名を派遣し、同時に種馬検査を施行せり、其當時日割は毎年一定せず、便宜制定したりしが、十四年糶駒區を二十二に割し、爾后多少の變遷ありて明治三十七年五月縣令第三百三十四號を以て現今の二十一箇所とし期日を一定したり、掖駒頭數約牡壹萬頭外牝馬とす、期日及場所左記の如し。

明治四十二年度岩手縣二歳牝牡馬競賣日割

掖 場 地 名	競 賣 日 割	全 日 數
和賀郡澤内村	自九月三十一日	三日
種賈郡花巻町	自同月六日	二日
大市郡大迫町	自同月九日	三日

盛岡市馬町	自同月二十一日	十日
岩手郡沼宮内町	自同月廿八日	八日
二月郡荒澤村	自同月三十日	二日
同郡一月町	自同月四日	二日
同郡福岡町	自同月五日	三日
九月郡輕米村	自同月九日	六日
同郡久慈町	自同月十四日	五日
下閉伊郡岩泉村	自同月廿三日	一日
同郡宮吉町	自同月廿六日	四日
上閉伊郡大槌町	自同月廿九日	一日
同郡遠野町	自十一月二日	八日
氣仙郡世田米村	自同月十一日	四日
同郡盛町	自同月十五日	一日
江刺郡岩谷堂町	自同月二十七日	四日

和賀郡黒澤尻町	〔自同月〕	廿五日	五	日	間
船澤郡水澤町	〔自同月〕	廿六日	二	日	間
西磐井郡山目村	〔自同月〕	廿八日	三	日	間
東磐井郡大原町	〔自十二月〕	十五日	五	日	間
合 計			八十二	日	間

(□) 糶駒歩合金

舊藩時代に於ては當初藩主より種牡馬を人民に貸與し、各自所有の牝馬に交配せしめ、其産駒牝なれば人民に給し、牡なれば二歳に至り糶賣に付し、價格壹圓に充たざるものは人民に與へ、他は壹圓を給して官に納め、別に金高に應じ褒賞を授與せる事既述の如し。

明治四年舊慣法を改正し糶駒金の中舊慣により、一頭壹圓を下付するの外殘餘金は五官五民部分の法を制定し、明治七年十月糶駒役永と改稱し糶駒金額を四官六民とし糶駒歩金を以て種畜購入費に充てたりしも、元來一種の徴收金なるより嚴格に出金を迫り徴收の至難なりしより、十四年更に八分を馬主に、二分を組合に收むるの現法に改めたり、牝駒に對しては各組により一分或は二分を徴收し、一定せず、之等徴集金を以て種馬購求、産馬改良上諸費に充つること定款に定めたる如し。

(ハ) 糶駒法

其法舊藩時代より差したる變遷を見ず、明治十八年前後にありては糶場日割到着するときは、其地元戸長に於て便宜家屋を借り之を糶宿と定め、馬鑑定人、髮刈、小使等を雇入れ糶宿に出張し、糶駒執行に關する庶務を辨じ、關係各村吏は摺拂二歳駒帳公馬改帳を携帶し當日午前八時前糶場に出張し直に公馬を検査し、終りて糶駒の丈尺毛性を改め、帳簿に對照し九時糶場を開く、糶駒出場數五頭未滿なるときは處務を隣村戸長を代理とするも妨げなく、各村吏は糶駒及公馬共に當日午前には遲滞なく參着せしめたり。

糶場に於ては村吏帳簿により糶駒順に依り木札に毛性番號を記したるものを馬頭に着けしめ、一頭宛競賣せしめ摶價定まるや戸長其糶價及摶取人の住所氏名旅宿等を摶拂帳に登記し、代金は村吏に於て即納せしめ、其納金中より糶駒金の八分は監督役人立會の上馬主に與へ、請印帳に調印せしむるなり但し糶駒中につき種馬に適當なりと認むるときは、摶賣價格に壹圓を加へて買上げ得るの制は二十三年産馬事業組合の解散と共に廢せられたり。

今日に於ても上記と變化なく、當日糶駒名簿に照合して番號札を渡し、毛色特徴所有者住所氏名を符合せしめ午前中寸幹を改む、此間軍馬購買地にありては馬匹にして軍馬に適するものと見るときは、購買官の検査せらるるを例とす、午後糶賣開始に移り、職務分擔は組合定款に基き各自幹旋する處あり、立會者は縣官、産馬組長、議員等にして軍馬、種馬購買官は一段高きに座を占め、一般購買者馬

商等は馬匹の周圍に螺旋し、圓拾錢と漸次扱上げ、呼聲なきを見るや扱觸人の拍手と共に競落せしむ競落の上は、例令馬主に於ても價格等につき異議を挟む事を得ざるものとす、扱駒價格の受渡並に歩合金等上記の如し。

三、組合産馬獎勵事項

(イ) 驪駒價格を標準とせる賞與法

二歳驪駒に際し、高價に驪賣されたるものを標準とし賞金を付與するものにして優良なる種馬を飼養し良畜を生産せしめ改良を期せんとするものにして明治十八年賞與規則に依れば。

内國種扱駒代金一頭百圓以上に至るものは金五圓を賞與し貳百圓以上は百圓毎に五圓を増す。

洋種雜種は全上一頭貳百圓以上に至るものは金五圓を四百圓以上は貳百圓毎に五圓を増す。

現今に於ては各組合に於て多少の相違ありて改廢せるものあるも、盛岡組合に於ける分を例記せんに定款第五十四條扱駒代金左の價格に達したるものは金壹圓を賞與す。

一、内國種 一頭に付 金 百 圓

一、雜種 同 金 貳百圓

一、洋種 同 金 五百圓

(ロ) 黄金競馬場の設立

明治三十五年五月産馬聯合會に於て競馬會創設に關する協議を遂げ、設立費は全部寄附金を以て之に充つることとし、全年競馬會創立規程を設け各郡市長に創立委員主座を囑託し縣廳高等官を初め各課長、技術官、縣會議員、盛岡市參事會議員、市會議員、各郡勸業主任郡書記、各町村長、町村農會長各産馬組長、縣農會幹事其他各郡市町村に於ける斯業篤志家三百五十名に創立委員を囑託して専ら寄附金募集に着手し同年

皇太子殿下東北御巡遊の際御臺臨を仰ぎ奉らんとしたりしが、不幸にも夏期東北各地に流行病の發生あり爲めに御巡遊御見合となりしより、民意の失望と共に多少進行上に障礙を來したりしも、委員は其遂行を期し盡瘁したる結果、翌三十六年竣功を告げ諸般の設備成りたるより、十一月三、四の兩日杜陵北端米内村八幡森競馬場に於て本縣舎の新築落成の祝典を機とし第一回競馬會を開催し、尋て同月二十日、日本赤十字社岩手支部の總會を機とし特に臨時競馬會を開催し、同月同社總裁閑院宮殿下の御高覽を供へ奉りたるに

黄金競馬場と御命名を賜ひ、且斯業御獎勵の思召を以て特に金壹百圓を下賜せられ、爾來年々一回秋期競馬の外臨時競馬を開催し幾多驍騁の壯勇活潑なる競走を見るに至れり。

三十五年競馬會創立協議會及創立の主意書次の如し。

競馬會設立に關する協議會決議事項

- 一、競馬會は本年度に於て之か設立を期すること。
- 二、設立費は左の區別に依り全部寄附金を募集して之に充つること。
郡部寄附 一金四千圓
盛岡市寄附 一金貳千五百圓
- 三、各組合の組長は之か成立上に充分盡力を爲すこと。
- 四、本會設立に關しては縣廳及各郡市長に盡力を請ふこと。

競馬會創立の趣旨

古來畜産家の馬匹を擇むに方てや、其外貌の美を追ふに止まり、之か實力の如何に重きを置かざるの觀あるは寔に遺憾なりとす、蓋し良馬と稱するは其外貌實力兼備せるものならざるべからず、我縣良馬を産するを以て名あり、夙に洋馬を輸入し馬産の改良を計りつゝありと雖も、未だ之か實力を養成するの機關あらざるは斯業の欠点とする處なり、聞く歐米諸國にありては到る處競馬會を組織し馬匹の外貌を評し持久力の耐否挽曳力負擔力の強弱及速力の遲速等を競試し、一は實力の養成を計り、一は種馬撰擇の要具とすと、若手畜産會は此に見るあり、會て競馬會を組織して成らず、本會亦此が計畫をなしつゝあるに際し、仄かに傳承するに、皇太子殿下には來る六月の交を以て東北の地を踏臨

遊はされ、殊に御心を牧畜上に止めさせ給ふと、思ふに此際競馬會を組織し、殿下の御高覽に供せは實に我縣の光榮にして亦斯業改良上の完備を期するに足らん、之れ此會を創立せんとする所以なり

産馬組合聯合會競馬會創立規程

- 第一條 本會を産馬組合聯合會競馬會と稱す
- 第二條 本會は縣内馬匹の實力を競試し之か改良を奨勵するを以て目的とす
- 第三條 本會事務所を産馬組合聯合會事務所内に設立す
- 第四條 本會に左の役員を置く
創立委員長 一名 創立委員 若干名 會計主任 一名 書記 一名
- 第五條 委員長は聯合會組長を推載し委員は市郡長及組長に囑托す
- 第六條 委員は名譽又は學識のあるものに囑托す
- 第七條 本會の經費は聯合會費及寄附金を以て之に充つ
- 第八條 本會經費の決算は聯合會通常會に報告するものとす
- 第九條 現金は盛岡銀行へ預け保管するものとす
- 第十條 本會役員の仕事は第一回の競馬會開設を以て終了す

競馬會創立費收支豫算書

入金	高	支出	高
一金六千五百圓		支	出
内 譯			
金四千圓	郡部寄附		
金貳千五百圓	盛岡市寄附		
内 譯			
金參千圓	土工費		
金千五百圓	地所買收費		
金八百圓	馬見所建設費		
金千圓	競馬費		
金貳百圓	豫備費		

以上の豫算を以て進捗を計りしも經費の應募金額豫定に達せざりし、今三十七年に於ける收支決算報告左記の如し。

競馬會費收支決算報告

收入	高	支出	高
一金貳千四百七拾八圓八錢八厘		總	支
内 譯 省 略			
金千貳拾四圓參拾參錢八厘	土工費		
金四百拾九圓五拾壹錢	馬見所建築費		
金九百拾九圓貳拾六錢六厘	競馬施行費		
但賞與費器具費及雜費			
收支差引金 百〇五圓七拾七錢四厘	殘 餘 金		

三十七年以降競馬施行費として年々參百圓内外の豫算を置き寄附金を加へ毎年一回秋季競馬を施行しつゝあり。

(八) 戰役記念馬匹飼養

明治三十七八年戰役の際鹵獲したる露國産馬匹にして蕃殖用に適當なりと認むるものの無償下付を得

之を戦役記念馬匹として飼養し仔畜の生産に供したり、其當時の顛末左の如し。

○請願書提出 戦地に於ける鹵獲馬匹下付方に付陸軍農商務両大臣へ左の請願書及縣知事に對し稟請書を提出せり。

鹵獲馬匹御下附の儀に付請願

本縣に於ける産馬業は多年の施設に對し縣亦民意を容れ種馬を海外に購入し而して國立種馬所は漸次其設備を擴張して民需に資せらるゝ等即ち官民の施設相待り相應して之が改良に銳意經營したるの結果最近稍や發達の實績を擧げんちまゐるの機運に際し不幸日露の戦端は開かれ爾來軍需に應じて發賣せられたる馬匹は縣内に於て實に七千五百餘頭の多數に達し而かも其幾部は種用馬を以て之に應ずるに至りたるを以て即ち三十六年度末に於て現在の種牡馬數約七百頭ありしもの昨三十七年末に至り頓に五百數十頭に減少し而して軍需の前程尙遠く今後軍需の急に隨ては其種途の如何を問はざ勢ひ之に應ずべきを以て更に幾許の減少を來たむを期せざる可からず是れ奉公の至誠に出て國事に貢獻せざるの厚きに因るもつにして美事は即ち美事なりと雖も醜つて産馬業界の前途を顧みれば轉た寒心に堪へざるものあり故に今に於て之が善後の策を畫するは最大急務なるも目下因懲せる民力のみにては到底之に處せざるの餘地を存せざるに焦慮措く能はざる次第に候窮かに傳承せざるに戦地に於て鹵獲せられたる馬匹中には優等にして種馬に適するもの多々有之やの趣就ては牝牡に拘はらざる縣内種用として之が御下付を得一は以て時局に對するの紀念を爲し一は以て産馬業に對する戦後經營の一端に資せしめ度候間斯業御獎勵の爲め本縣内各産馬組合に對し特に無償にて若干頭宛の御下付を得候様何分の御詮議相仰き度(農商務大臣の分主務省へ御稟請相仰き度並に縣内)當業者を代表し謹て請願候也

明治三十八年三月十日

組

長

陸軍大臣宛
農商務大臣宛

鹵獲馬匹下付請願書執達方に付稟請

鹵獲馬匹御下付方の儀に付別紙請願書陸軍農商務両大臣へ提出候間執達方可然御取扱を仰き度此段稟請候也

明治三十八年三月十日

組

長

縣知事宛

右に對し本縣内務部長より左の通牒を得たり

岩收四第三三四一號

鹵獲馬匹下付方其筋請願相成居候所今般紀念として牝馬五頭交付の旨別紙の通り陸軍次官より通牒有之候條來る二十日東京臨時中央馬廠へ受領人御差出相成度此段及通牒候也

明治三十八年四月十日

内務部長

池

永

端

産馬組合聯合組會長 池 永 端 殿

(別紙)

陸軍省送達滿發第二九二三號

明治三十八年四月七日

陸軍次官

石

本

新

六

岩手縣知事 押 川 則 吉 殿

豫て申請相成候趣も有之候間旅順に於て鹵獲せし馬匹中牝馬五頭紀念の爲り交付可相成候間來る二十日午前九時東京臨時中央馬廠

第五掌 明治維新後に於る産馬事業

へ受領入差出相成度

即右馬匹受取として八角書記四月十七日盛岡發上京陸軍省へ出頭及東京府荏原郡上黒目村字駒場陸軍騎兵實施學校内東京臨時中央馬廠より馬匹受領の上其輸送に附添同月二十二日歸盛せり
同五月産馬聯合會議の決議に基き紀念馬匹下付に對し陸軍大臣へ左の感狀を贈呈せり

邊に岩手縣産馬組合聯合會に於て産馬改良を圖るの一機關として競馬會を創立するに當り特に獎勵金を賜はり今又戰役紀念として優良なる兩獲馬匹を下付せられたるは閣下産馬業を愛重せらるゝの高官に因りまはあらす小職等銳意縣内當業者と協力斯業の大成に努め以て高旨に答ふへし茲に岩手縣産馬組合聯合會議の決議を具し謹んで微衷を表す (紀念馬匹維持規程を添付す)

明治三十八年五月十日

聯 合 會 組 長
各 産 馬 組 合 組 長
陸 軍 大 臣 宛

右に對し陸軍大臣秘書官より左の挨拶狀を受領せり

拜啓益御昌榮奉賀候陳は今般戰役紀念之爲め兩獲馬匹交付相成候に付陸軍大臣に宛御鄭重なる御書面被下辱く奉存候大臣に於ても貴組合が馬匹改良に御熱心なる斯く維持方法を設け御奮勵相成候段國家の爲め誠に慶賀まへき事ふりさて頗る歡喜被致候尙今今倍斯業の發達を謀られ度希望被致候依命御挨拶旁如此に御座候敬具

明治三十八年五月二十五日

陸軍大臣秘書官 吉 田 豊 彦
岩手縣産馬組合聯合會 組 長 池 永 端 殿

追て御連名諸君へは貴殿より可然御傳へ被下度御依頼申添候也

紀念馬匹維持規程 (三十八年産馬組合聯合會通常會議規定四十二年七月改正)

第一條 明治三十七八年戰役紀念トシテ陸軍省ヨリ下付ヲ得タル馬匹ハ産馬組合聯合會ノ所有トシ同會ニ於テ之ヲ維持ス

第二條 本馬匹ハ其系統ヲ永遠ニ繼續センカ爲メ其産出仔馬ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

- 一、産出仔馬中優良ノ牝馬ハ生産基本馬トシテ産馬組合聯合會ニ於テ繋養ス
- 二、前項ノ牝馬ヲ除キタル仔馬ハ之ヲ縣内産馬組合ニ賣却若クハ交付スルモノトス

第三條 馬匹ノ管理方法ハ産馬組合聯合會組長ニ於テ之ヲ定ム

第四條 第二條第二項ニ依ル仔馬賣拂代金ハ左ノ方法ニ依テ處理ス

- 一、産出シタル仔馬第一回ノ賣拂代金ハ其五分ヲ本會ニ徵收シ其五分ヲ預托者ニ交付ス
- 二、同一牝馬ヨリ産出シタル仔馬第二回以后ノ賣拂代金ハ其四分ヲ本會ニ徵收シ其六分ヲ預托者ニ交付ス

但交尾料及仔馬賣拂ニ係ル費用ハ之ヲ賣拂代金ノ内ヨリ控除シ殘餘ノ金額ニ依テ其歩合ヲ定ムルモノトス

第五條 本會ニ收入シタル仔馬賣拂代金ハ特別會計トシ馬匹維持及飼養ニ係ル經費ヲ除キ殘額ノ半額ヲ本會經常歳入ニ編入シ殘半額ヲ基本馬購入費本トシテ蓄積利殖スルモノトス

第六條 本馬匹中特別ノ事由ニ依リ賣拂ヒタルトキハ其代金ノ全部ヲ特別會計ニ編入スルモノトス

(二)濠州産牝馬飼養

明治三十七八年日露戰役に當り、本邦に輸入せられたる濠州産牝馬は三十九年農商務省令第二號牝馬臨時貸下規程に基き、本縣に五百十七頭の貸下を得産馬組合聯合會は借受者となり牝馬貸付管理規程を定め更に之を各産馬組合に配布し、國、縣有或は民間良種牝馬に配し仔畜の生産に供せり、其成績次の如し。

岩手縣産馬牝馬貸付管理規程(末尾參照)

貸下牝馬成績調 (明治四十一年調)

管 理 者	借受頭數	斃死頭數	現在種付頭數	受胎頭數	産出仔馬頭數	斃死仔馬頭數	現在仔馬頭數	流産頭數	不受胎頭數	種付セザル頭數
岩手縣立農學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
盛岡産馬組合	6	8	3	3	2	1	2	3	3	3

産馬組合	借受頭數	斃死頭數	現在種付頭數	受胎頭數	産出仔馬頭數	斃死仔馬頭數	現在仔馬頭數	流産頭數	不受胎頭數	種付セザル頭數
盛岡産馬組合	6	8	3	3	2	1	2	3	3	3
二戸産馬組合	3	4	4	3	2	1	2	6	7	3
九戸産馬組合	6	3	4	3	3	1	2	4	5	3
下閉伊産馬組合	9	3	3	3	3	1	2	6	8	3
上閉伊産馬組合	5	2	5	3	3	1	2	3	5	3
上閉伊郡産改良協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
氣仙産馬組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
稗貫産馬組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和賀産馬組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
膽澤郡産馬組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
江刺郡産馬組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山目産馬組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東磐井産馬組合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	55	33	44	33	21	6	23	33	40	27
(參照) 四十年	55	28	47	36	33	2	33	33	40	27

備考 前年ニ比シ種付頭數ノ減少セシハ隔年種付ヲナスモノアルニヨル

(本)産馬功勞者表彰

明治四十年^九産馬組合聯合會主催となり本縣第一回馬匹共進會を開き次て四十二年^四第二回馬匹共進會に當り本縣産馬の改良に傾注したる諸氏の功勞に對し産馬組合聯合會組長より賞狀を授與したり。
(別項産馬功勞者の部参照)

上記の外各縣産馬共進會並に産馬聯合會に視察又は參列員を派し各組合内産馬品評會を開催する等荷も産馬に關する獎勵上の施設經營に務めつゝあり。

丁 個人 の 施設

個人の施設經營に成れるもの縣内其數に乏しからずと雖も就中最も著明なるものにつき記載するに止めんとす。

一、小岩井農場 (岩手郡雫石村)

一、位置、面積

岩手郡雫石、瀧澤、西山の三ヶ村に跨り、海拔八百呎の高地にして氣温平均最高攝氏二十五度最低同零度なり、盛岡市を距る三里余、用地面積左の如し。

總面積	參千四百九拾五町步
内	
牧草地	壹百七拾五町步
耕作地	參百四拾六町步
放牧地	壹千六百町步
植林場	壹千町步
建物敷地道路其他	參百七拾四町步
同場建物現在	壹百參拾壹棟なりとす。

一、沿革

明治二十四年子爵井上勝、小野義真、男爵岩崎彌之助の三氏により企畫せられ、小岩井農場の名之より起りしが、三十二年岩崎久彌男一手に譲受たり、之より先場主歐米を漫遊し普く農場を視察し歸り藤波子爵に諮り牧畜主義となし、新山莊輔氏に管理を托し種畜を歐米より容れ蕃殖に務め官地の拂下、民地の買収をなし耕地を開く等大に擴張を計れり、三十九年以降直接岩崎男爵の經營する處となし赤星陸治氏を主事に其他各専門家を置き大に其事業を擴張し目的の遂行を期せんとしてあり。

一、組織

同場事業の目的は牧畜本位にして事務を取扱ふべき本部の外育馬、育牛、育羊、耕耘及樹林の六部に別てり。

其概況左の如し。

甲、事業の計畫及現在

(イ) 主業 牧畜

(一) 蕃殖用動物種類及頭數

畜種	蕃殖用頭數		蕃殖社頭數		備考
	計	在	計	在	
牛	エーアシヤ	六〇頭	六六頭	二頭	三頭
	ホルスタインフリシヤン	六〇	六四	二	三
計	アラウンスウキス	三〇	二九	二	全
		一五〇	一五九	六	八
馬	サラブレット	二〇	一八	二	一
	クニ	二〇	二四	二	一
計		四〇	四二	四	二
	羊(シエロップシャイアー)	二〇〇	一四二	五	九

(二) 前記動物飼養ニ要スル耕牧地

耕牧地	計		備考
	反	在	
牧草	三三五町	二六〇	一反歩收量八十貫 内 四百町燕麥混種地
雜耕	三二七	三五〇	全 燕麥二石玉蜀黍一石八斗 根菜類七百貫
放牧地	一六〇〇	一六〇〇	
計	二二五一	二二二〇	

(ロ) 副業

(一) 植林

植林	計		備考
	反	在	
松	四七〇町	五五八町	一反歩植付數 六百四十六本
杉	八八	八六	六百四十七本
扁柏	一五	一〇	七百五十九本
落葉松	一四三	一三〇	五百八十九本
栗	五〇	五一	六百三十七本
桐	一三	一五	六百三十四本
雜林	二二二	一八五	五百九十五本

第五章 明治維新後に於る産馬事業

計

一〇二〇

一〇三五

二〇〇

(二) 製酪

小岩井乳油 一ヶ年産額

一萬四千六百斤

乙、設備

(一) 建物

畜舎及附属 三十九棟

事務所及附属

二十六棟

住宅及附属 四十八棟

收穫舎及附属

十四棟

附属設備用 十棟

計

百三十七棟

(二) 土工

土堤及木柵 三萬四千七百廿六間

水堰

三千六百七十四間

馬車鐵道 二哩二十鎖

電話

十四個所

橋梁 十個所

馴馬場

半哩一個所

水池 六十坪

丙、附属設備

學校

托兒舎

試驗苑

果樹園

醫局

巡查駐在所

郵便局

俱樂部

旅宿共濟會

丁、場員

名稱	人員	名稱	人員
場長	一人	見習	九人
技師	二人	農、牧手	三人
書記	一人	見習、農、牧夫	一六
技手	六	農、牧夫	三八
教員	三	蹄鉄工、鍛冶工、汽罐工、木工	五
雇員	九	給仕、小使	五
嚙托	一	保母、補女	一六
計	一一五		

一、耕作物の種類並に收穫量

燕麥	三千石
玉蜀黍	一千七百石
青刈玉蜀黍	十二萬貫
大豆	二十五石
人参	三百貫

根 菜 類

九萬四千貫

牧草(青刈稗共)

十五萬五千二百五十貫

第四節 其他の事項

一、産馬功勞者

本縣内に於て古來産馬改良に盡瘁し功蹟顯著なる人其數に乏しからずと雖も就中次記は既往に於て具體体的表彰を受けたるの人なりとす、今撰獎文を記し効績の概況を知悉せしむるの資となし本縣産馬の聲價と共に其芳名を萬古に傳へんと欲す。

明治三十四年山形縣主催奥羽六縣聯合共進會の際

追 賞

二戸郡 福岡町

國分義助父

金 拾 五 圓

故 春 松

夙ニ意ヲ公益事業ニ注ギ率先馬匹ノ改良繁殖ヲ唱導シ私財ヲ投シテ善良ノ牝牡數頭ヲ購ヒ又荒澤村字細野ニ八百六十町歩餘ノ牧場ヲ開キ殆ンド家産ヲ蕩盡スルモ敢テ届セズ以テ産馬ノ衰頽ヲ挽回ス

其遺蹟永ク芳シ仍テ追賞ス

明治三十九年秋田縣主催第五回奥羽五縣聯合共進會の際

功 勞 賞

上閉伊郡 遠野町

山 奈 宗 眞

夙ニ意ヲ殖産興業ニ注ギ卒先牛馬ノ改良繁殖ヲ唱導シ明治十四年ヨリ國有原野五百餘町歩ノ貸下ヲ受ケ東山牧場ヲ開キ爲メニ殆ンド家産ヲ蕩盡セシモ毫モ屈セズ東奔西走公益事業ニ盡瘁スルコト前後二十餘年今日岩手縣産馬ノ聲價殆ンド全國ニ冠タルニ至レルモノ亦與ツテ大ニ力アリ其功績偉大ナリ

明治四十年第一回岩手縣馬匹共進會の際 (岩手縣産馬組合聯合會帆足組長ヨリ)

追 賞

盛岡市 大清水小路

故 上 田 農 夫

夙ニ意ヲ馬匹ノ改良ニ注ギ擧駒法ノ改正獸醫學校ノ建設等ニ盡力シ其他千辛萬苦洋種馬ヲ購入シテ改良仔馬ノ増殖ヲ圖ル等斯業ニ貢獻シタル功勞顯著ニシテ遺蹟永ク芳ヘシ仍テ追賞ス

追 賞

岩手郡 車石村

故 上 野 廣 安

夙ニ意ヲ馬匹ノ改良ニ注ギ藩制以來ノ馬政調査ニ盡瘁シ牧場ヲ經營シ範ヲ一般ニ示ス等斯業ニ貢獻シタル功勞顯著ニシテ遺蹟永ク芳ヘシ仍テ追賞ス

追 賞

下閉伊郡 川井村

故 澤 田 重 右 衛 門

夙ニ意ヲ馬匹ノ改良ニ注キ上田農夫上野廣安等ト力ヲ戮セ千辛萬苦斯業ニ盡瘁シ以テ本縣産馬界今日ノ盛運ヲ致ス其ノ遺績永ク芳ハシ仍テ追賞ス

功勞賞 岩手郡厨川村 藤田源一郎

幼ヨリ馬匹ノ改良ニ留意シ洋種馬配合ノ先驅トナリ幾度カ失敗ヲ重ヌルモ堅忍不拔遂ニ其原因ヲ探究シテ改良ノ効ヲ奏シ當業者ノ指導誘掖ニ努メ縣下産馬界革新ノ氣運ヲ助長セリ其功績偉大ナリ

功勞者 九戸郡小輕米村 小林定吉

夙ニ意ヲ馬匹改良ニ注キ或ハ牝馬優待ノ途ヲ講ジテ良牝馬輸出ヲ防遏シ或ハ私財ヲ投ジテ洋種牡馬ヲ購入シ村内牝馬ニ配合セシメ或ハ規約ヲ設ケテ飼養法ヲ改善シ以テ九戸郡産馬ノ聲價ヲ發揚セシム其功績偉大ナリ

功勞賞 岩手郡玉山村 米島重次郎

夙ニ居村ノ産馬事業萎靡トシテ振ハサルヲ慨シ實踐躬行洋種馬配合ノ有利ナルヲ示シ村民ヲ覺醒シテ改良ヲ圖ラシメ遂ニ産馬界ノ霸權ヲ握ルノ盛況ヲ見ルニ至ル其功績偉大ナリ

明治四十一年九月 皇太子殿下御臺臨の際産馬功勞者として奉拜を許されたる諸氏次の如し。

上閉伊郡宮守村 伊藤門内
全 栗橋村 佐々木 福太郎

稗貫郡大迫町	村田良藏
二戸郡淨法寺村	大森孫四郎
下閉伊郡刈屋村	小山田與右衛門
岩手郡玉山村	米島重次郎
西磐井郡山目村	安齋兵四郎
九戸郡輕米村	小笠原岩吉

明治四十二年第二回岩手縣馬匹共進會ノ際 (岩手縣産馬組合聯合會組長ヨリ)

下閉伊郡刈屋村 小山田與右衛門

夙ニ居村ノ地勢畜産ニ適スルヲ達觀シ前後數回巨金ヲ投シテ洋種馬ヲ購入シ一意専心馬匹ノ改良増殖ニ努メ進テ村民ヲ獎勵指導シテ年々多數ノ優良馬匹ヲ産出シ郡中唯一ノ産馬地タルノ名聲ヲ博スルニ至ラシメ且ツ自己所有ノ山林ヲ開放シテ一部落ノ使用ニ供スル等斯業ニ貢獻シタル功績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ選賞ス

明治四十二年四月廿四日

第二回岩手縣馬匹共進會長

正六位勳六等 田中正太郎

(以下同之)

氣仙郡世田米村 泉 田 健 吉

夙ニ意ヲ畜産事業ニ注キ在來ノ馬匹ヲ改良スルニハ洋種ヲ配スルノ最必要ナルヲ認メ率先衆議ヲ排シテ之ヲ輸入シ以テ産馬改良ノ實ヲ擧ゲ又永年縣郡村ニ於ケル産馬組合ノ機關ニ列シ銳意馬匹ノ改良ニ貢献シタル功勞洵ニ偉大ナリ仍テ茲ニ選賞ス

故 槻 山 壽 三 郎

夙ニ意ヲ馬匹ノ改良ニ注キ山目産馬組合設置ノ當初ヨリ組合業務ノ發達ニ盡瘁シ或ハ洋種馬ノ種付及飼育方法ヲ研究シテ範ヲ一般ニ示シ或ハ優逸ナル種馬購入ノ爲メニ私財ヲ投シテ惜ム所ナク銳意之レカ改良ヲ企圖シ其ノ居村ヲシテ年々多敷ノ駿馬ヲ産出セシメ今日ノ盛運ヲ致ス其ノ遺績永ク芳ハシ仍テ茲ニ追賞ス

上閉伊郡宮守村 伊 藤 門 内

夙ニ意ヲ畜産ニ注キ同志ト相計リテ在來農馬ノ改良ニ着手シ屢々失敗シタル歴史ハ却テ成功ノ端緒ヲ啓キ村民ヲシテ漸ク改良ノ必要ヲ悟ラシメ縣有洋種馬巡回ノ方法行ハル、ヤ良牝馬ノ共同購買牧場ノ増設經營種馬種付所ノ設備等ニ盡瘁シ進テ上閉伊郡畜産品評會ノ創設ヲ計リ斯業ノ發展ニ貢献シタル功勞洵ニ偉大ナリ仍テ茲ニ選賞ス

九戸郡輕米村 淵 澤 定 次 郎

夙ニ馬匹改良ノ急務ヲ唱ヘ率先當業者ノ指導誘掖ニ努メ縣有洋種馬巡回ノ方法行ハル、ヤ自己所有ノ厩舎ヲ提供シテ便宜ヲ與ソル等斯業ニ貢献シタル功績顯著ナリ仍テ茲ニ選賞ス

二、獻 上 馬 匹

舊藩時代に於て馬匹を進貢せし事あるは既記の如し、維新後宮内省に買上られ御料馬として飼養せられたるも尠なからざるも献上馬匹としては

明治二十六年銀婚式奉祝の爲め盛岡市有志總代より駿馬を献上したるは其嚆矢なるが如し

岩手縣盛岡市有志者總代

岩手縣士族

目 時 敬 之

雜種牡馬 銀世界號 銀扇號 貳頭

大婚二十五年御祝典に付有志者共同献納候段

御満足被 思召候事

明治二十七年三月九日

宮内大臣子爵 土 方 久 元

明治三十一年五月十日岩手縣産馬組合聯合會は東宮殿下御慶事を奉祝せんが爲め左記駿馬を献上したり。

一、丹頂號 栗毛 牡 四尺六寸五分 氣仙郡下有住産

一、連雀號 全 四尺八寸

右に付左の証を下付せられたり。

一、岩手縣産 栗毛 牡馬 貳頭

右 皇太子殿下御結婚奉祝の爲め献上相成候段御満足被思召候條此段申入候也

明治三十一年五月十日 東宮大夫 候爵 中山 孝 磨印

正六位 武井才次郎殿

次で明治四十一年九月廿八日 東宮殿下東北地方御巡遊本縣に御臺臨の際乗用馬壹頭駕車用馬二頭を奉迎會より献上せり。

一、宮守號 星鹿毛 牡 三歳 四尺九寸五分 上閉伊郡宮守村産

一、刈屋號 星鹿毛 全 五尺一寸五分 下閉伊郡刈屋村産

一、門馬號 鹿毛 全 五尺一寸 全 門馬村産

三、博覽會共進會 出陳牛馬岩手縣成績

博覽會及共進會が斯業獎勵上幾何の効果あるやは特記を要せざるなり、本縣牛馬の出陳は博覽會には明治十四年第二回内國勸業博覽會共進會には明治二十七年第一回奥羽六縣聯合物産共進會の仙臺市に開設せられたるに胚胎し爾來回を重ね成績逐次見るべきものありしが三十七八年戰役は吾國産馬改良の益々緊要事項なるを自覺せしめ、政府は馬政局を新設し産馬獎勵規程を發布し、斯業の發達を期するに至り奥羽六縣にては明治四十一年聯合共進會の第六回を福島市に開催するに當り馬は同會出品部類の範圍を脱し第一回奥羽六縣聯合馬匹共進會とし年々六縣交番に馬匹共進會を開催する事に決したり、是より先本縣に於ては産馬聯合會主催となり明治四十年第一回岩手縣馬匹共進會を開き之が濫勝を示し爾后年々又は隔年開催に決し四十二年第二回を開催したり。其成績表左表の如し。

宮城縣に於て開會せられしか牛馬出陳無し。

年次	會名	畜種	出陳頭數	受賞點數					
				一等	二等	三等	四等	五等	六等
十四年	第二回内國勸業博覽會	馬(牛)	1	1	1	1	1	1	1

馬

一等賞	雜	鹿	四歲	牡	五六三	九月郡輕米村	小笠原岩吉
二等賞	雜	青	六歲	牡	四九〇	全 晴山村	川崎忠藏
三等賞	雜	青	三歲	牡	四八〇	二月郡一月町	小倉徳治
四等賞	全	鹿	四歲	牡	五〇四	岩手郡築川村	澤口留吉
五等賞	全	鹿	三歲	牡	五〇三	盛岡市八幡町	盛田六太郎

牛

二等賞	ホルスタイン雜種	黑白斑	四歲	牡	四四〇	盛岡市鷹匠小路	小泉伊兵衛
四等賞	雜種	赤	四歲	牝	四二〇	稗貫郡八重畑村	晴山龜五郎

明治三十二年青森縣主催奥羽六縣聯合共進會

馬

一等賞	雜種	牝	下閉伊郡刈屋村	藤村末松
二等賞	雜種	牝	岩手郡厨川村	藤田源一郎
三等賞	雜種	牝	全 築川村	大坪瀬左衛門
三等賞	雜種	牝	九月郡待濱村	久慈隆威
四等賞	全	牝	輕米村	堀米四郎

四等賞 全 牝

全 牝

全 牝

外五等賞三頭 六等賞三頭 省略

牛

三等賞 雜 牝

四等賞 ホルスタイン 牝

全 牝

外六等賞二頭 省略

明治三十四年山形縣主催奥羽六縣聯合共進會

馬

一等賞	洋	牡	岩手郡厨川村	藤田源一郎
三等賞	雜	全	九月郡大野村	石田幾太郎
四等賞	洋	全	下閉伊郡刈屋村	鳥取榮藏
外五等賞	雜	全	岩手郡藪川村	鳴海儀三郎

明治三十六年大坂第五回內國勸業博覽會

第五章 明治維新後に於る産馬事業

二二四

一等賞	アングロホルマン	第二ラハエール	栗	牡	四歳	五、六〇	岩手郡厨川村	盛岡産馬組合
二等賞	アングロアラブ	不二見	栗	牡	三歳	四、八〇	全	全
三等賞	アングロホルマン	岩手野	青	牡	四歳	五、三五	盛岡市産	稗貫産馬組合
全	全	北	黒鹿	全	三歳	五、〇五	岩手郡沼宮内町産	榑山新吉
全	アングロホルマン	錦野	栗	全	四歳	四、九〇	二月郡浄法寺村	大森孫四郎
全	ハックニー	泉徳	栗	全	四歳	四、九〇	下閉伊郡千徳村	中屋五兵衛
全	全	高島	栗	全	三歳	四、六〇	上閉伊郡遠野町産	全上産馬組合
裏狀二頭 省略								

明治三十九年秋田縣主權奥羽五縣聯合共進會

馬

一等賞	芳山	トロッター	牡	三十四年	栗	岩手郡	父芳綾	盛岡産馬組合
二等賞	王錦	アングロホルマン	全	三十六年	栗	九戸村	父ライド	皆川作松
全	芳登	トロッター	牝	三十六年	栗	岩手郡	父芳綾	日野澤仁藏
三等賞	吟陵	アングロアラブ	牡	三十六年	鹿	岩手郡	父ベルミロン	盛岡産馬組合
全	北龍	ハックニー	牝	三十六年	栗	氣仙郡	父アロムブトンスウェル	菅野大造
下有住村 氣仙郡 世田米村								

全	瑞琳	アングロアラブ	牡	三十七年	栗	岩手郡	父ベルミロン	岩手郡
外四等賞三頭 省略								

牛

二等賞	コンカ	エーアシャー	牡	三十六年	栗	小岩井農場	母父スツロンクホー	全
全	第二カ	ブラウン	牝	三十六年	栗	全	母父ナボレオン	全

明治四十年第一回岩手縣馬匹共進會

一等賞 金牌及賞金參百圓
二等賞 銀牌及賞金百五十圓
三等賞 銅牌及賞金百圓

一等賞	千歳	アングロ	牡	三十八年	栗	岩手郡	父カ、オ	盛岡産馬組合
全	雲天	ハックニー	牡	三十七年	栗	氣仙郡	父アロムブトンスウェル	藤谷和七
二等賞	小田	ハックニー	牡	三十八年	枋栗	岩手郡	父アラクパーフォーマー	氣仙産馬組合
全	盛川	トロッター	牡	三十六年	栗	岩手郡	母雜種	盛岡産馬組合
全	玉椿	ハックニー	牡	三十七年	鹿	二月郡	父エルテンフライド	二月産馬組合
全	出日	ハックニー	牝	三十七年	栗	二月郡	母雜	堀口五八郎
全	隆俊	ハックニー	牝	三十七年	黒鹿	上閉伊郡	父ハックニー	全 館野上
宮守村 母雜 上閉伊産馬組合 照井愛助								

第五章 明治維新後に於る産馬事業

二二五

三等賞	芳仙	雑種	トロッター	牝	三十七年	栗	四、三	岩手郡	父トロッター芳綾	盛岡産馬組合
全	盛操	全	全	全	三十七年	鹿	五、三	全	母雜	全
全	外高	サラブレツト	全	全	三十七年	鹿	五、三〇	岩手郡	父アラミン	岩手郡産馬組合
全	飛疾	雜種	全	全	三十八年	鹿	五、〇〇	上閉伊郡	母雜	高橋百次郎
全	晴	雑種	ハツクニ	全	三十七年	鹿	五、〇〇	東磐井郡	父ハツクニ	神戶産馬組合
全	盛	雜種	全	牝	三十八年	鹿	五、二〇	岩手郡	母雜	中島福治
全	芳玉	雑種	トロッター	牝	三十八年	栗	四、六〇	岩手郡	父芳綾	盛岡市仙北町
全	征露	雑種	アンクロノ	牝	三十八年	栗	四、六〇	九戸郡	母雜	平野久兵衛
全	白柴	全	全	牝	三十七年	栗	五、二〇	下閉伊郡	父リール	岩手郡玉山村
全	新龜	雑種	ハツクニ	牝	三十六年	青	四、二〇	全郡	母雜	阿部八十吉
全	根市	雑種	ラアノ	牝	三十八年	栗	五、〇〇	下閉伊郡	父カノ	九戸産馬組合
全	西陳	雑種	ハツクニ	牝	三十九年	栗	四、八〇	上閉伊郡	母雜	堀米四郎
全	松川	全	全	牝	三十七年	鹿	五、五	全	父アラムプトンスワエル	下閉伊産馬組合
										三浦松兵衛
										菊池幸七

外四等賞二十二頭 省略

明治四十一年福島縣主催第一回奥羽六縣聯合馬匹共進會

一等賞 金牌 金五百圓
 二等賞 銀牌 金二百圓
 三等賞 銅牌 金百五十圓

一等賞	霞天	雑種	ハツクニ	牝	三十七年	栗	四、六	氣仙郡	父ハツクニ	氣仙産馬組合
二等賞	芳仙	雑種	トロッター	牝	三十六年	鹿	五、四〇	岩手郡	母トロッター	盛岡産馬組合
全	桂川	雑種	ハツクニ	牝	三十九年	栗	五、二五	氣仙郡	父ハツクニ	上閉伊郡遠野町
三等賞	小松	全	全	牝	三十九年	鹿	五、〇〇	岩手郡	母雜	森川春治
全	美良	雑種	アンクロノ	牝	全	鹿	四、五	下閉伊郡	父アンクロノ	小田太郎兵衛
全	盛	雑種	トロッター	牝	三十八年	鹿	五、三	岩手郡	母雜	下閉伊郡花輪村
全	大谷	雑種	アンクロノ	牝	三十九年	黒鹿	五、八	下閉伊郡	父アラウド	藤田市太郎
全	松風	雑種	アンクロノ	牝	三十九年	鹿	五、三	氣仙郡	父ハロン	盛岡市
										盛岡市
										谷和七

(同年同上奥羽六縣聯合共進會出品牛ノ分)

三等賞	八重櫻	雜種	エアシヤ	牝	三十九年	白赤	三、三	下閉伊郡	父第六スツロンクボ	下閉伊郡岩泉村
										八重櫻市右衛門

明治四十二年第二回岩手縣馬匹共進會

一等賞 金牌 參百圓
二等賞 銀牌 貳百圓
三等賞 銅牌 百圓

一等賞	岩石	雜種	牝	三十九年	栗	五、三〇	岩手郡 瀧澤村	父ハツクニ一	母雜	盛岡産馬組合員 石川 元吉
二等賞	岩波	洋種	牝	四十年	栗	五、二〇	岩手郡 赤澤村	父アロムプトンスウエル	母洋	盛岡産馬組合員
全	第三高島	洋種	牝	四十年	栗	五、〇〇	上閉伊郡 栗橋村	父第二高島	母洋	上閉伊郡産馬組合員 和田友治
全	第二小孤山	洋種	牝	三十九年	栗	五、〇〇	岩手郡 瀧澤村	父ワイドコールドフアインダー	母洋、小孤山	盛岡産馬組合員
全	浪切	洋種	牝	四十年	栗	五、〇〇	二戸郡 一戸町	父サラブレッドトスコーン	母洋	二戸産馬組合員 南館兼松
全	高島	洋種	牝	四十年	栗	五、〇五	盛岡市	父第二ラハコール	母サラブレッドト種	盛岡産馬組合員 吉田 興四郎
三等賞	光朝	サラブレッド種	牝	三十九年	栗	四、九〇	外山支場	父サラブレッドト種栗毛平虎	母一回雜種 第三白水	二戸産馬組合員 一月町 堀口 八郎
全	第二北海	ハツクニ一雜種	牝	三十九年	栗	四、九〇	二戸郡 御返地村	父ハツクニ一種ゴールデンソライト	母二回雜種鹿毛 北海	二戸産馬組合員 御返地村 千葉 庄八
全	朝霧	トロッター種	牝	三十九年	栗	五、〇〇	岩手郡 玉山村	父トロッター種栗毛	母和種栗毛	東磐井産馬組合員 興田村 伊東 徹輔
全	紅月	洋種	牝	四十年	栗	四、六〇	九戸郡 輕米村	父ハツクニ一種黒鹿毛カタツト	母濠洲産黒鹿毛 日暮	九戸産馬組合員 輕米村 種馬區代表者組長 久慈 貫一
全	巖手	洋種	牝	四十年	栗	四、九〇	岩手郡 西山村	父ハツクニ一種青毛フックバードホオマー	母洋種栗毛	盛岡産馬組合員 西山村 小田 岩松

外四等賞十七頭 省略

第一回巖手縣産牛共進會受賞之部

一等賞 銀盃及百圓
二等賞 木杯三ツ組及七拾五圓
三等賞 木杯一個及五拾圓

等級	名稱	種	類	性	毛色	生年月日	身幹	産地	血	統	出	陳	人
一等賞	マ一	ホルスタイン種		牝	白黒	四十年 九月五日	四、二五	下閉伊郡 岩泉村	父ホルスタイン	母全	下閉伊郡岩泉村 小田 芳太郎		
全	第九テ	全		牝	褐色	三十九年 一月廿七日	五、〇〇	小岩井 農場	父アラウンスウキス	母全	岩手郡米内村 南澤 嘉平		
二等賞	玉里	エアシアー種		全	赤白	三十九年 五月	四、三〇	下閉伊郡 安家村	父エアシアー種	母エアシアー種	下閉伊郡安家村 玉澤 安太郎		
三等賞	泉流	ホルスタイン種		斑	黒白	三十八年 五月	四、四〇	下閉伊郡 岩泉村	父ホルスタイン	母ホルスタイン種	下閉伊郡岩泉村 佐々木 米吉		
全	第八ナ	アラウンス種		牝	褐色	三十八年 一月	四、八〇	小岩井 農場	父アラウンス	母全	上閉伊郡栗橋村 中館 軍平		

第五章 明治維新後に於る産馬事業

三三〇

三等賞 春日野 須角雜種 牝 赤白 四十年 四〇〇 九戸郡 父組角 葛巻村 母雜種

九戸郡葛巻村 三浦 環次郎

外四等賞十頭 省略

明治四十二年九月第二回奥羽六縣聯合共進會受賞馬匹表

一等賞 金牌 金五百圓
二等賞 銀牌 金三百圓
三等賞 銅牌 金百五十圓
四等賞 莖狀

等級名號	種	類	性	色	毛	生年月	体尺	産地	父	母	統	出陳人氏名
一等賞	岩石	種	牝	栗	三十九年	五、三	瀧澤村	ハクニ種	アブラツ	雜種	盛岡産馬組合員	瀧澤村 石川 元吉
二等賞	第二小孤山	種	牡	栗	三十九年	五、〇	瀧澤村	ハクニ種	ウーゴ	洋種	盛岡産馬組合員	副組長 平野 久兵衛
全	浪切	種	牝	栗	四十年	五、〇	二月町	濠洲産	サラブレッド	玉洲産	二月産馬組合員	一月町 南館 兼松
全	第三高島	種	牡	栗	四十年	五、三	栗橋村	ハクニ種	第二高島	トロッタ	上閉伊産馬組合員	栗橋村 和田 友治
三等賞	高島	種	牡	栗	四十年	五、五	盛岡市	アングロノルマン種	第二ラバエル	濠洲産	盛岡産馬組合員	盛岡市 吉田 與四郎
全	紅月	種	牡	栗	四十年	四、五	九戸郡	ハクニ種	ガテツト	濠洲産	九戸産馬組合員	組長 久慈 貫一
全	此花	種	牝	栗	三十八年	五、〇	上閉伊郡	ハクニ種	キンクグロツキス	雜種	上閉伊産馬組合員	遠野町 薬池 作兵衛
全	第二北海	種	牝	栗	三十九年	四、五	二月町	ハクニ種	ゴール	雜種	二月産馬組合員	御返地村 千葉 庄八

外四等賞三頭 省略

四、産馬獎勵規程に依り獎勵金下付馬匹

馬匹改良獎勵に關し、三十九年七月内閣訓令第一條を以て廳府縣に布達せられしが、更に同年十二月閣令第九號産馬獎勵規程に依り、優等馬匹に獎勵金を下付せらるゝ事となれり。縣管内に於て獎勵金を下付せられたる馬匹名簿左の如し。

産馬獎勵規程に依り馬政局獎勵金下付馬匹名簿 (▲印ハ現今中止ノモノ)

盛岡市

種類	馬名	生年月	体高	毛色	産地	獎勵金	血統	住所	所有者	備考
洋種	雲龍	三十一年四月	四九	栗	岩手郡 厨川村	▲一〇〇	父神龍 母第二モリジ	盛岡産馬組合	盛岡産馬組合	三十九年度 下付
サラブレ	桂木	三十年四月	四九	栗	下御料收場	▲一〇〇	父第三クロス トン 母第二クレ	全	全	上
トロッタ	芳風	三十一年五月	三〇	栗	岩手郡 玉山村	▲一〇〇	父芳綾 母雜	全	全	四十年 度管 外出
アラブ種	伊呂波	三十五年四月	九〇	鹿	盛岡市	▲八〇	父ペルミロン 母雜	仙北町 平野	久兵衛	四十年 度管 一年 下付

第五章 明治維新後に於る産馬事業

三三一

第五卷 明治維新後に於る産馬事業

二二二

トロッタ	芳綾	四十六年	五、三	栗	新料牧場	二〇	父第二モンマス	牡	盛岡産馬組合	三十九年度
アングロ	第二ラハ	三十三年	五、三	栗	厨川村	一〇〇	父ラハエール	牡	全	全
洋	第二小	三十九年	五、〇	鹿	瀧澤村	一〇〇	父蘇有六號	牡	全	四十一年度
アングロ	不二見	三十四年	五、〇	栗	厨川村	七	父ハルミロン	牡	全	三十九年度
トロッタ	芳山	三十四年	五、〇	栗	岩手村	七	父芳綾	牡	全	四十一年度
サラブレ	第四フ	三十六年	五、二	栗	外山支場	七	父フラムミンゴ	牡	全	四十一年度
トロッタ	玉錦	三十一年	四、七	栗	岩手村	七	父芳綾	牡	全	四十一年度
トロッタ	第二小	三十四年	五、三	鹿	盛岡市	五	父洋	牡	油	町吉田 與四郎
トロッタ	盛	三十八年	五、三	鹿	岩手村	五	父ズイトベスト	牡	仙北町 平野 久兵衛	四十一年度
アングロ	峯花	三十六年	五、〇	栗	岩手村	五	父ハルミロン	牡	大工町 高橋 勇助	四十一年度

岩手郡

サラブレ	八島	三十二年	五、〇	栗	岩手郡	△	父桂木	牡	沼宮内町 久保 兼松	四十一年度
トロッタ	宮形	三十四年	五、〇	鹿	岩手村	△	父洋	牡	蔵川村 鳴海 儀三郎	四十一年度
アングロ	玉錦	三十六年	五、〇	鹿	御堂村	△	父第一ラハエール	牡	戸野村 林 藏	全
トロッタ	金風	三十三年	五、〇	鹿	築川村	一〇〇	父洋	牡	吉田 甚内	全
ハクニ	フラック	三十年	五、〇	青	英 國	七	父ホロニアス	牡	小岩井農場	三十九年度
トロッタ	第二スイ	三十一年	五、三	鹿	新料牧場	七	父ズイトベスト	牡	遊民村 金 矢 光 春	四十一年度
アングロ	第一ボーイ	三十二年	五、〇	栗	下 総	七	父ボーイター	牡	沼宮内町 高橋 百次郎	三十九年度
ホナカリ	第三龍	二十五年	五、〇	栗	全	七	父ホナカリ	牡	柴田 兵右衛門	四十一年度
サラブレ	グードフ	三十五年	五、〇	鹿	英 國	七	父インプトントール	牡	小岩井農場	全
トロッタ	芳従耳	三十六年	四、七	栗	岩手村	七	父芳綾	牡	玉山村 日野澤 仁 藏	四十一年度
全	宮 姫	二十四年	四、七	鹿	外山支場	七	父セント	牡	蔵川村 鳴海 儀三郎	全
トロッタ	金龍	三十四年	五、〇	鹿	下閉伊村	七	父洋	牡	築川村 吉田 忠次郎	四十一年度
ハクニ	八重山	三十六年	四、七	栗	岩手郡	七	父ハクニ	牡	沼宮内町 久保 兼松	全
トロッタ	玉山	三十五年	四、七	栗	岩手郡	七	父内國種	牡	沼宮内町 下田 忠太郎	四十一年度
トロッタ	七重	三十一年	五、三	鹿	渡島國	七	父シヨナル	牡	遊民村 駒井 要太郎	四十一年度

第五卷 明治維新後に於る産馬事業

二二三

トロッタ	錦	三十二年	五〇〇	鹿	吾	父トロッター	牝	御堂村	戸野村	林藏	全
トロッタ	石川	三十四年		鹿	吾	父芳綾	牝	瀧澤村	石川	元吉	全
トロッタ	田毎	二十五年	四〇〇	栗	吾	父内國種	牝	築川村	吉田	仁左衛門	全
トロッタ	立田川	二十八年	五〇〇	鹿	吾	父内國種	牝	全	川村	重次郎	全
トロッタ	鶴登	二十九年	五〇〇	青	吾	父雜	牝	米内村	雪浦	松之助	全
トロッタ	玉浦	三十四年	五〇〇	栗	吾	父芳綾	牝	卷堀村	工藤	清	四十年
トロッタ	豊姫	三十七年	五〇〇	黒	吾	父アラ、ギ	牝	大更村	工藤	包豊	四十年
トロッタ	瀧川	三十八年	五〇〇	栗	吾	父雜	牝	沼宮内町	佐藤	愛助	全
トロッタ	喜引	二十七年	五、三	青	一〇〇	父アラックホーク	牝	荒澤村	香川	與市	三十九年
トロッタ	舞鶴	三十五年	五〇〇	鹿	吾	父縣有五號	牝	淨法寺村	小田島	五郎	四十年
トロッタ	北海	三十一年	五、〇	鹿	吾	父雜	牝	御返地村	千葉	庄八	全
トロッタ	羽衣	三十六年	四、〇	栗	吾	父縣有八號	牝	淨法寺村	大森	佐次郎	全

二 戸 郡

綾錦	三十四年	四、〇	栗	全	吾	父ハクニ	牝	全	大森	由太郎	四十二年
麒麟	三十五年	五、〇	青	全	吾	父和全	牝	一月町	南館	藏	全

九 戸 郡

ハクニ	奥州	三十五年	五、〇	鹿	七	父雜	牝	全	全		四十二年
ハクニ	連枝	二十七年	五、〇	鹿	七	父和	牝	大野村	石田	幾太郎	早年度
ハクニ	海春	二十七年	四、〇	鹿	七	父和	牝	輕米村	小笠原	岩吉	四十年
ハクニ	小ヲ	三十四年		鹿	吾	父縣有二號	牝	山形村	小笠原	久五郎	四十一年
ハクニ	イト	三十四年		鹿	吾	父レシアン	牝	輕米村	江刺家	兵太	四十年
ハクニ	金山	三十五年	五、〇	栗	吾	父雜	牝	小輕米村	坂本	友次郎	四十二年
ハクニ	錦龍	三十年	五、〇	鹿	吾	父雜	牝	全	土佐	奥次郎	全
ハクニ	種美	二十七年	四、〇	鹿	吾	父全	牝	全			
ハクニ	巳	二十七年	四、〇	栗	吾	父不詳	牝	輕米村	堀米	茂兵衛	全
ハクニ	九月	三十二年	四、〇	鹿	吾	父全	牝	大野村	奥寺	梅吉	全

下 閉 伊 那 郡

雑	クニ	長澤	三十五年	五、三	鹿	下閉伊郡 茂市村	父 鹿有十號	牝	花輪村 吉田 龜五郎	三十九年度ヨリ
雑	クニ	第二アラ	三十六年	五、三	鹿	下総御料 牧	父 アラックバール	牝	小川村 中村 興八	四十年度ヨリ
雑	クニ	フオマー	三十七年	五、三	鹿	父 アラックバール	母 サラプレット	牝	小川村 中村 興八	四十年度ヨリ
雑	クニ	頂	三十一年	五、三	鹿	父 桂木	母 鳴海	牝	刈屋村 鳥取 榮藏	三十九年度ヨリ 四十年度マデ (異動ニヨリ)
雑	クニ	新冠	三十一年	五、三	鹿	父 ズイトベスト	母 第三キツチオ	牝	茂市村 山口 彌七郎	四十年度ヨリ
雑	クニ	浪ノ音	三十一年	五、三	鹿	父 雜	母 雜	牝	刈屋 善助	四十一年度ヨリ
雑	クニ	有明	二十八年	四、六	鹿	父 内國種	母 雜	牝	門馬村 落合 酉吉	四十二年度ヨリ
雑	クニ	小藤	三十年	四、六	鹿	父 雜	母 雜	牝	小川村 工藤 中兵衛 全	
雑	クニ	明月	三十年	四、六	鹿	父 雜	母 雜	牝	茂市村 伊藤 喜惣太 全	
雑	クニ	小松	二十七年	四、六	鹿	父 不詳	母 雜	牝	田老村 小向 鶴松 全	
雑	クニ	北海	三十五年	四、六	鹿	父 雜	母 雜	牝	刈屋村 小山田 榮次郎 全	

上 閉 伊 那 郡

アングロ	吉見川	二十七年	五、三	鹿	新冠御料 牧	父 シヤイヤ	母 モリシヤ	牝	栗橋村 佐々木 福太郎	三十九年度ヨリ 四十年度マデ (異動ニヨリ)
雑	第二	三十五年	五、三	鹿	ト閉伊郡 遠野町	父 雜有六號	母 雜	牝	全 菊池 文右衛門 全	
雑	第二	三十六年	五、三	鹿	全	父 雜有六號	母 雜	牝	菅笹村 佐々木 孫六	四十年度ヨリ
雑	鳴川	二十七年	五、二	鹿	北海道 七重牧場	父 北門	母 ムウンスター	牝	遠野町 菊池 幸三	四十二年度ヨリ
洋	千里	三十六年	五、三	鹿	上閉伊郡 栗橋村	父 アンアラブ	母 トロツター	牝	甲子村 藤井 清兵衛 全	
洋	第四キ	三十一年	五、三	鹿	北海道	父 雜	母 雜	牝	大槌町 道又 勇助	四十年度ヨリ
洋	友壽	三十四年	四、五	鹿	上閉伊郡 栗橋村	父 雜	母 雜	牝	栗橋村 菊池 友藏 全	
洋	第三	三十四年	五、三	鹿	渡島國 龜田郡	父 雜	母 雜	牝	宮守村 照井 愛助	四十一年度ヨリ
洋	梅枝	二十三年	五、三	鹿	新冠御料 牧	父 トロツター	母 全	牝	栗橋村 和田 友治	四十二年度ヨリ
洋	喜代	三十三年	四、五	鹿	上閉伊郡 栗橋村	父 アンアラブ	母 吉見川	牝	遠野町 三浦 松兵衛	四十年度ヨリ
洋	美川	三十三年	四、五	鹿	上閉伊郡 栗橋村	父 吉見川	母 トロツター	牝	大槌町 水車 春藏	四十二年度ヨリ
洋	千種	二十七年	五、五	鹿	北海道 七重牧場	父 アラブ	母 雜	牝	栗橋村 千葉 佐吉 全	

氣仙郡

ハクニ 震天 三十七年 五〇 栗 氣仙郡 吉 父縣有六號 牡 氣仙産馬組合 三十九年度ヨリ

全 北龍 三十六年 五三 栗 全 吉 父縣有六號 牡 全 四十年度ヨリ

雜 清江 三十八年 四〇 栗 新冠御料 吾 父洋 牝 下有住村 佐藤 清十郎 四十二年度ヨリ

洋 旭 三十六年 五〇 栗 北海道 吉 父クライステール 牡 鬼柳村 高橋 與郎 四十二年度ヨリ

雜 ハクニ 高橋 三十四年 四〇 栗 上閉伊郡 吾 父縣有六號 牝 十二編村 高橋 覺之助 四十年年度ヨリ

雜 サラブレ 松島 二十七年 四〇 栗 北海道 父サラブレット 牝 大迫町 村田 良藏 四十年年度ヨリ

神貫郡

ツト 雜 東磐井郡 西磐井郡 東磐井郡 吾 父トロッター九重 牝 殿美村 槻山 喜子吉 四十二年度ヨリ

西磐井郡

トロッタ 東雲 三十一年 五〇 鹿 西磐井郡 吉 父トロッター九重 牝 殿美村 槻山 喜子吉 四十二年度ヨリ

トロッタ 嶺岡 四十七年 四〇 鹿 西磐井郡 吾 父トロッター九重 牝 山目村 安齋 兵四郎 全

東磐井郡

トロッタ 富武 三十四年 五三 青 鹿 國 二〇 父不詳 牡 大津保村 菊池 初吉 四十年年度ヨリ

トロッタ 嶺岡 三十三年 五二 鹿 上閉伊郡 吾 父トロッター 牝 大原町 小山 隆助 全

第六章 結論

本縣産馬事業の梗概は前各章に記載せるが如し今急務として施設し經營を要すべき主要問題につき説述して本誌の結尾となさんとす。

一、牧野整理及維持法に就て

牛馬を産育するに放牧場及秣場の必要なるは喋々を俟たずして明かなり、特に畜産地を以て全國に冠たる本縣に於て之が増減は斯業の消長に多大の影響ありと云ふべし、抑も古來南部馬産の世に噴々たるものは曠原沃野相連なり天然の牧場に富み、馬匹をして良美芳香の生草を食み新鮮なる大氣を呼吸し濶歩疾走己が意に任せ、体の諸機能を發達し骨關節の發育を促進し、筋腱肢蹄を堅牢ならしめ、其性質を温良にする等經濟的に優良を産出したるに基くものにして、陰鬱の厩舎に繋養せられ畦畔路傍の雜草に生を支ふるもののみならずならんには、其聲價を博し得ざりしこと蓋し瞭然たるものあるべし

馬産將來の發達如何は良種畜の供給に因ること勿論なりと雖も、飼養に恰好なる牧場の設備如何により之を豫想するに難からざるなり、然も種畜の供給は内國に得されは歐米に之を仰き得べきも良牧場の設備は限りある地積に於て限りなき需要を充し得ざるべく、耕地開け人口増殖するに従ひ益々狹隘となり加之植林業の威壓を受け現今に於てすら萎微を訴へつゝあるにあらずや、依て牧野の状態を現状の儘に放置せんには年を閲すること幾年ならずして益々荒廢を來し、草質劣惡となり嚼ましむべき一束の草をも止めざるに至らん、之牧野の整理は吾人をして尤も急務なりと絶叫せしむる所以なり。

論者あり耕地開け飼料を栽培し飼養管理歐米に譲らざるに至らば牧野の必要なしと、然れども本邦の地勢並に民情より克く此期に到達せしむることの至難なるは斷言するには、いからず。

然らば牧野整理の法如何と云ふに、先づ其牧野は牧場としての資格を具備せるや否を探究し、地勢、氣候、位置、土質、草生、水質及四周の状況を知遇するの要あり、即ち牧場は地味肥沃なるや否、地勢の向背は如何、氣候寒暖の状況、位置の高低、面積の多寡、土質の如何、草生殊に動物の好む野草の有無、種類並に滋養的價值如何、水質の良否其他樹木の粗密、交通の便否及び周圍の状況等を參酌すべきなり、而して適當なるものは地況に應じ、最も有利に且集約的に區劃をなし其荒廢を防ぎ、草生を良ならしめ均等の發育をなさしむるに務め、休閒を行ひ以て永久不變の策を講ずべきなり。

區劃には土壘、木柵、切り落し、溝渠等地狀に應じて作製すべく、芝草繁茂地の如きには土壘を築造するを可とし、濕地多き所は溝渠を設け、森林及水流ある所は木柵とし、急斜面の地には切落しをなす等適當の設備をなすを要す。

今放牧期間に於ける所要草量より打算して所要地積を打算せん。

泰西に於ては農場組織の牧場(人工的牧場)多く土地肥沃にして草生良なるを以て一頭に付一「エーカー」(吾四反余)にて足ると稱せらるゝに關はらず本邦に於ては種馬牧場御料牧場及軍馬補充部支部に於てすら一頭に付約二―三四町を要するより私有牧場にては一層廣地を要すへきや明かなり、今一馬の乾草給與量一日三貫五百匁とすれば生草約十一貫匁を要し放牧期を六月より十月末日迄とせば百五十三日となり所要草量一千六百八十三貫なりとす、而して一畝歩より十二貫匁の刈草を得るとせば一頭に付一町四反余を以て足れるが如くなりと雖も、收獲し得たる全部の草量は可食草として飼料に供する能はず、加之馬蹄の爲めに傷害せらるゝもの亦少なからざるより前記面積の五倍以上を要する事となり(可食草量蹄傷量及休養面積より打算して)一頭に付き六町の地積を要す即ち、百町歩の地積を以て一夏季廿頭の放飼を爲すに足らざるべし、斯る大面積を要するに於ては到底經濟的に馬匹を飼養するを得ず、且つ僅小の頭数を飼育するに止めざるべからざるに至るへし、限りある地積を利用し多數の馬匹を飼養せんとせば、小面積をして克く飼養的價值ある如くせざるべからず、即ち之が爲には。

一、放牧頭数を制限すること。

頭数を減牧し可成蕃殖用に供するもののみを放牧し使役の餘閑一時の放牧を爲すが如き牝馬を制限すること。

一、放牧の開始期を著しく早からしめざること。

氣候の寒暖により多少の遅速あるべきも、春期融雪後未だ草の萌出豊かならざるに馬匹を放飼し、爲めに草生を不良に陥らしめ幼芽をして草根より踏滅するに至らしむる事なからしむ。

一、牧場には區劃をなし隔年又は許し得へくは三年目に放牧する如くし牧野を休閑せしめ輪換放牧を行ふこと。

一、春季融雪期に當り火入をなすこと。但し隔年一回行ふを可なりとす。

火入を行へば草質を善良にし收穫量を増加し雜木を除去し恐るべき傳染病其他蛇壁蝨の豫防と成る、而して三年又は四年目に一回行ふとせば目的に副ふ能はず、毎年之を行へば草根淺きものを滅失せしめ宿根草のみ跋扈するに至らしむべし、之を綜合すれば。

イ、火入は隔年一回融雪期に行ふこと。

ロ、火入は雜木を除去するの便あり。

ハ、火入は土地を善良に導き肥沃ならしむる利あり。

ニ、火入は害虫其他病毒を滅失せしむる利あり。

ホ、火入は草質を善良にし均等に發生を促すを得べし。

ヘ、火入は經濟的に目的を達し得べし。

一、野草改善の爲め害毒草と認むべきものを除去するに務め、地況に依りチガヤ、カヤ、ハギ、クヅの如きもの又はチモシー、オーチャードの如き禾木料牧草及びクロバリの如きを播種し、燕麥、ライ麥、稗、粟の如き種子を散布するも可なるべし。

上記の保護法を行ふときは可食草を充し且つ一畝歩より三十貫以上の生草を得るに至り、蹄傷量及休養面積を合せ一頭の所要面積をして四町歩内外ならしめんこと敢て難しとせざるなり。

牧場の區劃は少なくとも二三區に頒ち放牧期間の五分の一(約一ヶ月)は第一區に放ち、幼草萌出で軟芽の被害(喫食は勿論蹄壓の爲め)を少なからしめ残り二ヶ月宛を第二區第三區に放飼する如くせば牧場を荒廢せしむることなく、不絶滋美の草を噛ましめ得べし、而已ならず此方法に據るときは放牧初期に屢々見る如き動物をして飼料の急變により、消化器病を瀕發せしむる事なく整調に飼養の變化に馴れしむるを得へく動物の保健並に牧野の保全に於て一舉兩得の法たるを疑はず。

本縣下に現存する山林原野九十六萬六千除町歩にして、山林八十四萬五千町、原野十二萬一千七百町歩なりとす、内官有山林原野四十萬町歩、御料地山林原野二萬四千八百町歩其餘の五拾四萬町歩は民有地に屬す、現今使用するものは放牧地四萬六千町、秣場十一萬八千町歩及兼用地三萬五千八百町歩

を合せ約二十萬町歩にして官有及御料地林野を借受け、供用するものを除くときは、民間所有地十四五萬町歩となる、今現時飼養牝馬約六萬五千頭牝牛約二萬頭に於て一頭に付平均四町歩宛とするも、三十五萬町歩の地積を要すべし、牛馬を飼養せんとせば須く之が設備を爲さるべからず、即ち産牛馬組合は卒先急務として前記整理法を實行し、亂飼亂牧を禁し永久不變經濟的に實用強健なる牛馬を飼育し利益を享受するの途を講せざるべからず、然れども其要求地積の大部分は官有又は御料地林野に屬するを以て許否如何により之が消長を卜知すべきものなりとす、依て農商務省及御料局に望むに

イ、從來民間に使用せしめられたる原野は勿論、畜産經營上必要なる土地は其町村又は組合に貸付せられ、前記整理を安固に實行せしむる爲め地上權を設定し、可成永年の使用を許可せらるる事。

ロ、不要存置林の如きは競賣に附せられんが町村は牧畜上必要なる土地として之を拂下んが爲め、町村債を起すの要あるも、其財源を得んこと現状より推して容易のことにあらず、依て競賣を止め、其町村又は産牛組合に貸付せらるるか、不得止は特賣の法を講せられたし。

上記の許可を得縣廳に於て嚴重なる監督の下に整理を行ひ、區劃を爲すに到れば牧場の維持は勿論植樹等に對しても危害を少なからしめ、牧畜及林業兩者間に墮着を來すの憂なからしめ得べし。

今一區劃を仮りに五十町歩を以て標準と定むれば、其之に要する設備に延長約千五百四十間の工事を要し、一間平均十錢宛と見積れば百五十四圓となり、三十五萬町歩の整理総額百七萬八千圓となり、十ヶ年にして完成を期せば一ヶ年拾萬七千八百圓を要すべし、今仮りに縣より一町歩壹圓宛の補助金を交付せらるゝとせば差引七萬貳千八百圓の出資を要する理なり、産牛馬組合が徴收する歩合金は全部を擧げて整理費に差向くるを許さず、之を節約せんとせば他なし、各町村より飼養牛馬頭数を標準とし、各農家より一人以上の男子又は女子を出して共同勞役に服せしむるとせば上記総額の三分の一を勞役用賃銀より減額し得べく、其額三萬二千八百圓とすれば残り四萬圓の出費は徴收歩合金中種馬購求費半額宛の支出を以て足るべく、斯くして十年後に至れば規劃整然たる三十五萬町歩の牧場（秣場を含む）を設備し、範を國內に示すに足るべし、牛馬改良は實に百年の長計たり、今後幾十年の後に於て益々驥北の實を擧げ、國家活武器の充實を期し畜産の利に浴せんとせば、速かに之が整理に着手し、牧野の維持を圖らざるべからず。

終りに縣内産牛家に警告せんとするものは、産牛組合を組織し産牛組合と協力本事業の遂行に務むべく、牛畜改良上種牝牛の設備牝牛改善其他組合に依りて効果を擧げ得べきもの頗る多し、馬匹所有者の着々歩武を進めんとするに反し、彼岸の火災視せば臍を噛むの日遠からざるべきを疑はず。

二、種牝馬の設備に就て

本縣下に飼養する牝馬數約六萬五千頭、内四歳以上のもの五萬頭内外にして、之を全部蕃殖用に供するものとし、一牡五十牝に配するにせば所要種牝馬頭數約一千頭なりとす、上記の中年々種付するものを假に三萬頭と見做せば、六百頭の種牝馬を要す、現在種牝馬縣民有を合せ五百五十頭及び國有種牝馬四十三頭を加ふれば五百九十三頭となり、大約過不足なきが如し、然れども地況交通の便否、其他詳かに之を観察すれば平均五十頭の牝に配するを得ざるもの多く、且左表種牝馬の等級に鑑みれば吾人を満足せしめ得ざるものあるべし。

合格種牝馬等級郡市別表

郡市名	甲		乙		丙		計
	一	二	一	二	一	二	
盛岡	1	1	1	1	3	3	3
岩手	28	17	52	97	97	97	97
紫波	1	4	15	19	19	19	19
稗貫	1	1	20	21	21	21	21
和賀	1	2	39	42	42	42	42
贈澤	1	1	15	15	15	15	15
江刺	1	1	32	33	33	33	33
西磐井	1	1	14	15	15	15	15
東磐井	1	3	38	42	42	42	42
計	46	53	451	550	550	550	550

氣仙	2	1	34	37	37	37
上閉伊	7	2	49	68	68	68
下閉伊	5	2	33	40	40	40
九月	1	8	69	78	78	78
二月	1	2	38	41	41	41
計	46	53	451	550	550	550

前表に示すが如くにして、使用區域縣以上のもの(甲及乙)僅々九十九頭にして國有種馬を合するも百三十頭を出てざるべし、今上記丙種中三分の一を補助馬として宥容するに假定せば二百八十頭となり、殘余の三百二十頭は早晚設備を要すべきものとす。

明治四十二年九月縣達第八號(附錄參照)は優良にして其地方に恰好なる種牝馬の設備を圖るの趣旨より發令せられ、産馬組合の保護者たると共に整理者と成るべきものなり、既に於ける組合は定款の實行普く行はれず、種馬購求費を以て購入したる種牝馬は撰定宜しからずして不合格馬となり、又或場合には口腹を充すの餌に供せられんとし、種牝馬の購求現實せられず、之が將來に對し杞憂を抱くべきもの多かりしが、俄然規程の發令ありて定款の嚴行を命し、業務の監督を嚴重にする等銳意革新を期し、組合に關して特筆すべき一刀兩斷の處置にして斯業將來の發展に羅針盤となるべきものと云ふへし、然れども發令后日尙淺く目下整理の時代にあれば、其成績を掲記するに難きも一兩年を経

過せば其幼果顯著なるものあるべし、即依之種牡馬補充法如何を容易に解決せしめ得べし。現今縣内産駒一萬一千頭内外を上下し、價格最近兩三年の平均によるに牡駒七十六圓牝駒六十圓と見るべし、今牝牡各半數と見做し其價格を計上すれば。

金四拾壹萬八千圓 牡駒五千五百頭の價格

金參拾參萬圓 牝駒全

計 七拾四萬八千圓

右總價格より縣達八號に基き徵收する歩合金は。

牡駒歩合金 八萬參千六百圓

牝駒全 壹萬六千五百圓

計 拾萬百圓

の巨額に達す、歩合金の内八分を種馬購求費とし、二分を組合諸費に充つるとすれば。

種馬購求費 八萬圓

事務所費 貳萬圓

上記種馬購求費中前項牧野整理及維持費に充つる爲、今後十ヶ年を期し其半額宛を支出すると見做すも四萬圓となるべし、此資金を以て産馬奨励上内國産馬を購入するとせば、年々五十頭以上の優良な

る種畜を購入し得べく、十年にして現今の種牡馬を一新せしめ得べし、加之國縣有種馬の設備完成に務めらるゝより、數年にして前記不足を充し、恰好なる種牡馬の設備を爲し得べし、而已ならず年々産駒は優良に向ひ、價格昇騰を來し歩合金を増徴し得べきものなるをや、斯くて十年後に及び、種牡馬は一新せられ、牧野の整理成り、畜産思想の普及略成るの曉に於ては組合有純粹洋種馬の輸入をなすも可なるべく、先づ急務として施設經營を要すべき事項目捷の間に迫れる間は、上記に基き風土、氣候に馴れたる雜種馬を設備し、有系純粹種は國縣有に委ぬるは策の得たるものなるべしと信ず。

此外施設を要すべき事項として組合技術員の設置をなし、畜産教育の普及を企圖し、良牝馬の保護法を講ずる等奨励上支出を要すべきものありて、前記標準に多少の年限を延長せらるべからざるものあるべしと雖も、上記計劃に鑑み、既往に於て屢々目撃せられし如き些々たる感情の衝突、又は利我の念に離促たらず、奮勵協力以て斯業の大成を期せんこと冀望に堪へざるなり。

附

馬匹に關する諸統計

累年馬匹總頭數一覽表

年次	内國種			雜種			洋種			合計
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	
十七年	六二四	三三三	九五七	三	四	七	二	一〇	一二	六二四
十八年	六二四	三三三	九五七	三	四	七	二	一〇	一二	六二四
十九年	五五五	三三三	八八八	三	三	六	三	一〇	一三	五五五
二十年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十一年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十二年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十三年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十四年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十五年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十六年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十七年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十八年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
二十九年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十一年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十二年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十三年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十四年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十五年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十六年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十七年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十八年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
三十九年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
四十年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇
四十一年	五九〇	三三三	九二三	三	三	六	三	一〇	一三	五九〇

年次	總面積	農業戸數	牛頭數	馬頭數	合計	一月當り
十四年	五八〇〇〇	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
十五年	五七〇〇〇	二四〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
十六年	五六〇〇〇	二三〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
十七年	五五〇〇〇	二二〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
十八年	五四〇〇〇	二一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
十九年	五三〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十年	五二〇〇〇	一九〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十一年	五一〇〇〇	一八〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十二年	五〇〇〇〇	一七〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十三年	四九〇〇〇	一六〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十四年	四八〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十五年	四七〇〇〇	一四〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十六年	四六〇〇〇	一三〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十七年	四五〇〇〇	一二〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十八年	四四〇〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
二十九年	四三〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十年	四二〇〇〇	九〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十一年	四一〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十二年	四〇〇〇〇	七〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十三年	三九〇〇〇	六〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十四年	三八〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十五年	三七〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十六年	三六〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十七年	三五〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十八年	三四〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
三十九年	三三〇〇〇	〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
四十年	三二〇〇〇	〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇
四十一年	三一〇〇〇	〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇一〇〇	一〇一〇

備考
 前表に示すが如く総頭數減少するの傾向あるは畢竟牧野の狹隘を來せると飼料の騰貴せる等飼養の困難となりしに基くべしと雖も劣悪なるもの淘汰せられ血液の上進せるを見るべし。

○農業戸數に對する飼養牛馬頭數表

郡市名	總面積	農業戸數	頭數		合計	一月當り
			牛	馬		
岩手郡	一〇〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇	一一〇	一一
紫波郡	二〇〇	一五〇	二〇	二	二二	一一
稗貫郡	三〇〇	二〇〇	三〇	三	三三	一一

四十二年	五〇	五七〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇
計	二四八	一,六八五,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,五〇五,〇〇〇
	一六六	三,三三〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇

○種牡馬頭數表

年次	内國種	雜種	洋種	計
二十六年	一四六	一六	三	一六五
二十八年	一三三	一八	三	一五四
二十九年	一〇五	一〇	一〇	一二五
三十年	一〇五	一〇	一〇	一二五
三十二年	一〇八	一〇	一〇	一二八
三十三年	一〇三	一〇	一〇	一二三
三十四年	一〇三	一〇	一〇	一二三
三十五年	一〇二	一〇	一〇	一二二
三十六年	一〇四	一〇	一〇	一二四
三十七年	一〇七	一〇	一〇	一二七
三十八年	一〇六	一〇	一〇	一二六
三十九年	一〇七	一〇	一〇	一二七

○種牡馬種類別 (四十二年分)

四十年	四元	四〇	九
四十一年	三〇	四九	五二
四十二年	二	四六	五〇

種類	盛岡	岩手	紫波	稗貫	和賀	膽澤	江刺	西磐井	東磐井	氣仙	上閉伊	下閉伊	九月	二月	計
サラフレット	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
アラア	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
アンタロアラブ	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ハクニ	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
アンダロノルマン	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
トロツター	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
オーローフrostブチン	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ベルシエロン雜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
サラブレット雜	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
アラブ雜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
アンダロアラブ雜	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ハクニ雜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

アングロホルマン種	1	4	1	2	3	2	1	1	3	2	9	5	5
トロッター種	1	3	3	2	2	1	1	1	7	1	7	5	2
ベルセロン種	1	1	1	2	2	2	1	1	9	1	7	5	2
アルゼリー種	1	1	1	2	2	2	1	1	7	1	7	5	2
和種	1	3	1	1	1	1	1	1	5	1	5	1	2
計	3	10	5	8	8	7	5	5	26	6	26	16	12

○種牡馬体高及毛色別 (四十二年分)

郡市	総頭数	体尺			青鹿	栗鹿	柳栗	統栗	水青	川原毛	青
		平均	最高	最低							
那	3	511	518	508	1	2	1	1	1	1	1
盛岡	3	511	518	508	1	2	1	1	1	1	1
岩手	3	509	515	503	8	5	3	1	1	1	1
紫波	2	510	515	506	1	2	7	1	1	1	1
稗貫	2	507	510	506	2	3	1	1	1	1	1
和賀	2	503	512	506	4	5	3	1	1	1	1
鷹澤	2	507	513	507	2	3	5	1	1	1	1
江刺	2	507	517	507	2	3	4	1	1	1	1
西磐井	2	509	514	508	1	2	4	1	1	1	1

○累年屠畜頭數表

年次	屠畜頭數	牛			馬			豚			羊		
		頭數	斤量	價格	頭數	斤量	價格	頭數	斤量	價格	頭數	斤量	價格
二十八	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二十九	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三十	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三十一	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
三十二	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
三十三	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
三十四	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
三十五	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

三十六年	六	三三三	六五九四	一五八三	四八二	九七三〇	三三九	六	五九八	六	—	—	—
三十七年	三	三三三	五七三三	三三九七	三三	五四〇〇	四三六	九	九二八	一四四	—	—	—
三十八年	三	三三三	六〇八三	三三三六	八八	五〇〇〇	四三〇	四	七〇三	一三三	一	八〇斤	—
三十九年	七	三三三	六〇〇〇	三三三三	一七	五三三三	四三三	四	七〇三	七四	—	—	—
四十年	七	三三三	六〇〇〇	三三三三	一〇	五三三三	四三三	七	六〇三	一三三	—	—	—
四十一年	三	三三三	三三三三	三三三三	四	四三三三	一八三	七	六〇三	一三三	三	五〇	—
四十二年	三	三三三	—	—	四	—	—	八	—	—	三	—	—

○明治四十二年二歲牡馬雜賣郡市別表 雜賣期日自四十二年九月一日至四十二年十二月五日八十二日間

郡市名	總頭數	雜賣價格	平均價格	種類	雜賣價格	頭數	平均價格	最高價	最低價
盛岡市	二	六二〇〇	五六三	和種	二	六二〇〇	五六三	—	—
岩手郡	二二六	九七三三	三三三	和種	二二六	九七三三	三三三	—	—
青森郡	二六	一四三六	五三六	和種	二六	一四三六	五三六	—	—

種實郡	總頭數	雜賣價格	平均價格	種類	雜賣價格	頭數	平均價格	最高價	最低價
神實郡	二〇〇	一〇三三	五〇三	和種	二〇〇	一〇三三	五〇三	—	—
和賀郡	三三	一八二	五三	和種	三三	一八二	五三	—	—
膽澤郡	一〇一	四六六	四六	和種	一〇一	四六六	四六	—	—
江刺郡	一七	七三三	四三	和種	一七	七三三	四三	—	—
西磐井郡	一〇〇	四〇一	四〇	和種	一〇〇	四〇一	四〇	—	—
東磐井郡	三〇	九三三	三三	和種	三〇	九三三	三三	—	—

縣	郡	買地頭數	價格	平均	最高	最低				
氣仙郡	三	11,034,000	5,900,000	21,000,000	5,100,000	11,000,000				
							和種	20,000,000	5,100,000	11,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
上閉伊郡	5	11,011,500	5,000,000	11,011,500	5,200,000	11,000,000				
							和種	10,000,000	5,200,000	11,000,000
							雜種	1,011,500	1,011,500	1,000,000
下閉伊郡	5	11,000,000	5,000,000	11,000,000	5,000,000	11,000,000				
							和種	10,000,000	5,000,000	11,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
九月郡	8	11,000,000	5,000,000	11,000,000	5,000,000	11,000,000				
							和種	10,000,000	5,000,000	11,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
二月郡	5	11,000,000	5,000,000	11,000,000	5,000,000	11,000,000				
							和種	10,000,000	5,000,000	11,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	31	11,000,000	5,000,000	11,000,000	5,000,000	11,000,000				
							和種	10,000,000	5,000,000	11,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000

四十一	和種	雜種	洋種
年	10,000,000	1,000,000	11,000,000
買	10,000,000	1,000,000	11,000,000
買	10,000,000	1,000,000	11,000,000

○明治四十二年軍馬補充部本部軍馬(二歲)購買表

縣	郡	買地頭數	價格	平均	最高	最低				
花卷	三	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大盛	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
沼宮	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一荒	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
輕福	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
久慈	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岩泉	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
古泉	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
野碓	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
							和種	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							雜種	1,000,000	1,000,000	1,000,000

世田	盛谷	岩堂	黒沢	水澤	山目	大山	計
米	米	米	米	米	米	米	米
二〇	二	七	二	三	八	六	五〇
八五〇〇〇	一八〇〇〇	五五〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五七五〇〇〇
八五〇〇	八〇〇〇	六〇〇〇〇	六七五〇〇	六六〇〇〇	七三〇〇〇	八四〇〇〇	九二四〇〇
一〇〇〇〇〇	六五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇
三〇〇〇〇	七〇〇〇	六五〇〇〇	六〇〇〇〇	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇

○同上壯馬購買表

購買地	頭數	價額	平均	最高	最低
盛岡	三五	五七五〇〇	一七五〇	九〇〇〇	八〇〇〇
花巻	三三	四八〇〇〇	一四五〇	五五〇〇	六五〇〇
水澤	三五	四六〇〇〇	一三三〇	一六〇〇〇	八〇〇〇
山目	三七	一七五〇〇	一三三〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
千厩	三〇	四三〇〇〇	一四三〇	一五〇〇〇	一三〇〇〇
福岡	三〇	五五〇〇〇	一八〇〇	二〇〇〇〇	一五〇〇〇
計	二四八	一六五八〇〇	一三三〇	九〇〇〇	六〇〇〇

附 録

畜産ニ關スル現行諸規程

附 畜産ニ關スル現行諸規程

岩手縣種畜場規程

(四十二年八月
縣令第三四號)

第一條 本場ハ畜産ノ改良發達ニ關スル事項ニ就キ左ノ業務ヲ行フ

- 一、家畜ノ蕃殖飼養管理ニ關スル事項
- 二、種畜ノ貸付及種付ニ關スル事項
- 三、飼料栽培ニ關スル事項
- 四、畜産ニ關スル講習又ハ講話
- 五、畜産ニ關スル質疑應答

第二條 本場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長	一名
技師	若干名
技手	若干名
書記	若干名

第三條 場長ハ技師ヲ以テ之ニ充テ知事ノ指揮監督ヲ承ケ場務ヲ掌理ス

第四條 技師技手ハ場長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ従事ス

第五條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

明治三十四年一月訓令丙第六號縣有種畜場規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

巖手縣種畜場處務規程 (四十二年八月二十四日 縣訓令丙第十三號)

第一條 場長ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ主管事務ノ處理ニ付其責ニ任ス

第二條 場長事故アルトキハ上席職員之ヲ代理ス

第三條 本場ニ左ノ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

種 畜 部

一、縣有家畜ノ蕃殖飼養管理ニ關スル事項

一、縣有家畜ノ衛生及治療ニ關スル事項

一、民有牝畜ノ検査ニ關スル事項

一、縣有種畜ノ貸付及種付ニ關スル事項

一、産出仔畜ノ飼養調教ニ關スル事項

一、飼料栽培ニ關スル事項

一、剪蹄及裝鐵ニ關スル事項

一、其ノ他一般家畜ニ關スル事項

庶 務 部

一、文書ノ往復ニ關スル事項

一、印章ノ保管ニ關スル事項

一、諸帳簿ノ調製整理ニ關スル事項

一、備品ノ保管ニ關スル事項

一、豫算編製ニ關スル事項

一、飼料ノ保管及受拂ニ關スル事項

一、血統書下附ニ關スル事項

一、報告刊行配付ニ關スル事項

一、場中取締ニ關スル事項

一、他ノ主管ニ屬セサル事項

第四條 左記ノ事項ハ場長ヨリ知事ニ具申スヘシ

一、動物ノ拂下ケ

一、職員ノ管外若ハ八日以上ニ渉ル管内ノ出張

一、職員ノ歸省墓參轉地療養除服出仕

第五條 左記ノ事項ハ場長ニ於テ之ヲ遂行シ知事ニ報告スヘシ

一、縣有種畜ノ種付

一、職員ノ七日以内ニ於ケル管内ノ出張

一、牧夫小使臨時雇ノ命免及諸人夫ノ雇入

一、牧夫ノ管内管外ノ出張

一、試験馬借入及種付出張先ニ於ケル種馬飼養料ニ關スル事項

第六條 種付、検査、調査ノ成績ハ各擔當者ヨリ完結後二十日以内ニ場長ニ報告シ場長ハ之ヲ知事ノ

閱覽ニ供スヘシ

第七條 場長ハ毎年四月末日迄ニ業務ノ功程及成績報告ヲ編纂シ知事ニ提出シ且之ヲ關係各所ニ配布

スヘシ但シ緊要ト認ムル調査成績ノ要項ハ其ノ時々本條ノ手續ヲナスヘシ

第八條 講習講話若ハ品評會等ノ爲メ旅費ヲ支辨シ職員ノ出張ヲ請求スル者アルトキハ之ニ應スルコトヲ得

第九條 總テ講習講話ノ結果ハ歸場後五日以内ニ場長ニ報告シ場長ハ之ヲ知事ノ閱覽ニ供スヘシ

第十條 場長ハ經伺ノ上本令ニ規程スルモノノ外場務處理ノ爲メ必要ナル規程ヲ設クルコトヲ得

縣有洋種牛馬種付規程

(三十四年一月二十六日 縣告示第三二號)

第一條 縣有洋種牛馬ハ本縣住民所有ノ牝牛馬ニシテ現ニ管内ニ飼養セラレ、モノ及農商務省貸下ノ牝馬ニ種付出願ノ者ノ種付ニ供ス

第二條 縣有洋種牛馬ノ種付頭數ヲ制限スルコト左ノ如シ

一、種牡牛ハ滿二歳以上三歳マテ及八歳以上ハ一期四十五頭以内滿四歳以上七歳マテ一期六十五頭以内

一、種牡馬ハ滿四歳以上五歳マテ及十六歳以上ハ一期三十五頭以内滿六歳以上十五歳マテ一期五十五頭以内

第三條 種牛馬種付ノ回數ハ一日二回ヲ超ヘサルモノトス

第四條 種付ヲ受クヘキ牛馬ハ左ノ資格ヲ有スルモノニ限ル

- 一、牝牛ハ年齢滿二歳以上牝馬ハ滿三歳以上ノモノ
- 一、牝牛ハ体尺四尺以上牝馬ハ四尺七寸以上ノモノ
- 一、強壯ニシテ骨格及性質善良ナルモノ
- 一、惡癖遺傳病ナキモノ

一、甲種ニ合格スヘキ者ニ在テハ前各號ノ外成績佳良ナルモノ

第五條 種牛馬ト血族最モ近キモノ及流産ノ癖アルモノハ種付スルコトヲ得ス

第六條 縣有洋種牛馬ノ種付ヲ受ケントスルモノハ第一號式ニ依リ牛籍馬籍牒本ヲ添ヘ郡市役所町村役場ヲ經テ毎年二月十五日マテニ知事ニ願出スヘシ

但シ甲種合格ノ牝牛牝馬ニ在テハ牛馬籍牒本ヲ省略スルコトヲ得

第七條 前條ノ種付ヲ受クヘキ牝牛牝馬ノ資格ハ縣官吏又縣吏員ニ於テ検査ノ上之ヲ定ム

前項ノ合格牝牛牝馬ヲ別テ甲乙ノ二種トス甲種ハ永久ニ乙種ハ一種付期限リ種付許可ノ効力ヲ有ス

第八條 検査合格シタル牝牛牝馬ハ甲種ノ者ニ在テハ左股部ニ第五號式(大形)烙印ヲ爲シ乙種ノモノ

ニ在テハ左前蹄ニ第五號式(小形)ノ蹄印右前蹄ニ合格番號ヲ烙ス

第九條 前條合格シタル者ハ指定ノ種付場ニ牽出シ種付ヲ受クヘシ

前項ノ種付ヲ受ケタル牝牛牝馬ニハ第六號式ノ種付証明書交付セシム

第十條 牝牛牝馬ノ検査規日場所交尾頭數及種付場ノ位置區域種付場開閉ノ期日等ハ其都度告示ス

第六條ニ據リ縣有洋種牛馬種付ノ検査ヲ出願シタルモノニシテ第十條ノ告示期限ニ検査ヲ受ケサルモノハ該出願ハ効力ヲ失フモノトス

但シ甲種合格ノ者ニ在テハ種付ノ際種付場ニ於テ検査スヘシ

第十一條 種付ヲ出願シタル牝牛牝馬ニシテ検査場ニ牽出シ難キ事情アルトキハ其理由ヲ検査場ニ出張シタル當該吏員ニ届出ツヘシ

第十二條 種付ノ順序及配合ハ種付當該吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十三條 合格牝牛牝馬ノ種付頭數ニ超過シタル場合ハ種付當該吏員ノ指揮ヲ受ケテ他ノ種付場ニ牽出種付スルコトヲ得

第十四條 縣有洋種牛馬ニシテ疾病又ハ勞力衰弱若クハ他ニ異狀ヲ生シタルト認ムルトキハ種付ヲ中止スルコトアルヘシ

第十五條 合格牝牛牝馬ニシテ傳染ノ虞アル疾患又ハ衰弱其他牝馬ニ障害アリト認ムルトキハ種付ヲ停止若クハ取消スコトアルベシ

但シ甲種合格ノモノニシテ種付許可ヲ取消シタルトキハ第七號式ノ消印ヲ爲スヘシ

第十六條 種付ヲ受ケタル牝牛牝馬ニシテ左ノ場合ハ十日以内ニ種付証明書ヲ添へ第二號式ニ據リ郡市役所町村役場ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ

一、種付牝牛牝馬ノ分娩シタルトキ

一、種付牝牛牝馬ノ受胎セサルトキハ種付后牛ハ十ヶ月馬ハ十一ヶ月經過シタル後

一、種付後十二ヶ月ヲ經過セサル牝牛牝馬ノ流産、斃死、撲殺、逸走、盜難又ハ賣買讓與シタルトキ並ニ逸走、盜難后發見シタルトキ

第十七條 産出シタル仔牛仔馬ニシテ斃死、撲殺、逸走、賣買、讓與シタルトキハ十日以内ニ第三號式ニ依リ郡市役所町村役場ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ

但シ牡馬ニ歳撤拂后牝馬及牝牡牛ハ滿ニ歳ニ達シタルトキハ届出ヲ要セス

第十八條 第十六條第三號及第十七條ノ逸走盜難ノ場合ハ居住地市町村長ノ証明ヲ受ケ賣買讓與ノ場合ハ双方連署ノ上買(讓)受人居住地市町村長ノ証明ヲ受クヘシ流産、斃死、撲殺等ノ場合ハ第四號式ノ獸醫ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添付スヘシ

第十九條 明治四十年告示第百二號ヲ以テ削除

第二十條 種付シタル牝牛牝馬ヨリ産出シタル仔牛仔馬ハ指定ノ地ニ牽出シ檢査ヲ受クヘシ

第二十一條 種付ヲ受ケタル牝牛牝馬所有者ニシテ其産仔ノ血統証ヲ得ントスルモノハ願書ヲ縣有種

畜場ニ差出スヘシ

但血統証ハ第二十條ノ成績檢査済後ニアラサレハ下付セス

第二十二條 第十六條第十七條ニ違背シ又ハ産出仔牛仔馬ノ飼育管理ニ注意セサル爲メ斃死又ハ發育不良ノ成績アルモノニハ次回ヨリ種付ヲ許可セサルコトアルヘシ

(式ハ略ス)

種牡馬檢査出願手續 (四十年二月 縣告示七一號)

第一條 明治三十九年十月種牡馬檢査施行規則第一條ニヨリ種牡馬ノ檢査ヲ受ケントスルモノハ第一號式ノ願書ニ馬籍謄本ヲ添へ郡市役所町村役場ヲ經テ願出ツベシ

但從來種牡馬証明書ヲ有スルモノハ第二號式ニ依リ馬籍謄本ヲ省略スルコトヲ得ズ

第二條 左記條項ニ該當スル者ハ種牡馬檢査ヲ受クルコトヲ得ズ

一、体尺四尺七寸以下ノモノ

二、産地及血統不明ナルモノ

(式ハ略ス)

種牡馬検査法施行手續

(四十年九月廿一日)
縣告示四六七號

第一條 種牡牛検査法施行規則第一條ニ依リ種牡牛ノ検査ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ願書ニ牛籍謄本ヲ添ヘ市町村役場ヲ經テ毎年八月三十一日限り願出ツヘシ但從來ノ種牡牛證明書ヲ有スル者ハ第二號様式ニ依リ牛籍謄本ヲ省畧スルコトヲ得

第二條 種牡牛検査ノ場所及期日ハ其ノ都度告示ス

第三條 種牡牛ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、年齢十八箇月以上ノモノ

一、高サ四尺以上ノモノ

一、體格强健ニシテ性質善良ナルモノ

一、惡質ノ疾病又ハ惡癖ナキモノ

第四條 種牡牛検査法施行規則第四條ノ烙印ハ第三號式ニ依ル

第五條 種牡牛検査法施行規則第五條第二項ニ依リ下付シタル證明書ヲ有スル種牡牛ハ有効期限内ト

雖同規則第二條ノ検査ヲ受ケ證明書ニ検査員ノ認印ヲ受クヘシ

前項ノ検査ヲ受ケサルモノハ證明書ノ効力ヲ失フモノトス

第六條 前條第一項ノ検査ニ當リ検査場ニ牽出シ難キ事故アルトキハ疾病ニ在リテハ獸醫ノ診斷書其ノ他ニ在リテハ二名以上ノ保証人連署ヲ以テ検査員ニ届出ツヘシ

第七條 種牡牛検査法施行規則第六條ニ依リ證明書ヲ返納スルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル届書ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ指示シタル場所ニ牽出シ第四號式ノ消印ヲ受クヘシ但シ斃死シタル場合ハ此ノ限ニアラス

第八條 種牡牛検査法施行規則第九條ノ帳簿ハ第五號様式ニ依ルヘシ

第九條 市町村長ハ種牡牛ニ關スル牛籍簿ヲ別ニ分綴調製シ検査施行ノ際ハ携帶立會ヲナスヘシ

第十條 種牡牛ハ傳染病又ハ遺傳病ニ罹リ若ハ惡癖アル牝牛ニ種付スルコトヲ得ス

第十一條 種牡牛検査法施行規則第十條ノ仔牛血統證ハ第六號様式ニ依ルヘシ

附 則

第十二條 本手續ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十三條 本手續ニ依リ検査ヲ受ケムトスル者ハ本年ニ限り十月十五日迄ニ願出ツヘシ
(式ハ略ス)

縣有洋種牡牛臨時貸下規程

(明治四十年三月四日)
縣告示第八八號

第一條 牛ノ改良及蕃殖ノ爲臨時ニ種牡牛ノ貸下ヲ爲ス

第二條 前條ノ貸下ハ産牛組合又ハ之ニ準スヘキ組合若ハ團體ニシテ縣有洋種牛馬種付規程ニ依リ合格シタル牝牛三十五頭以上存在スル者ニ限ル

第三條 前條ニ依リ貸下ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左記各號ヲ具シ所轄郡市役所ヲ經由シテ毎年三月十五日限り差出スヘシ

一、種付場ノ名稱及位置

二、組合又ハ團體ノ區域及組合員ノ名簿

三、種付場ノ設備及全況圖

第四條 貸下ノ許可ヲ受ケタル者ハ本縣種畜場長ノ指示ニ依リ第二號書式ノ請書ヲ差出シ種牡牛ヲ受領スヘシ

第五條 種牡牛ノ貸下ハ無料トシ其貸付期間ハ毎年五月ヨリ九月ニ至ル五箇月以内トス

第六條 借受ケ又ハ返納其ノ他貸付期間中ニ於ケル一切ノ費用ハ借受者ノ負擔トス

第七條 貸下ノ種牡牛ハ左ノ各號ニ依リ管理飼養スヘシ

一、種牡牛ノ種付回数ハ一日二回(朝夕)ヲ起ユヘカラス

二、種付ノ際ハ喧騒ヲ避ケ且其近傍ニ傍觀者又ハ牝牛ヲ群集セシムヘカラス

三、種牡牛ハ常ニ愛護ヲ加ヘ苟モ粗暴ノ行爲アルヘカラス

四、平素種牡牛ノ狀態舉動ニ注意シ異狀アリト認ムルトキハ直ニ相當ノ處置ヲナスヘシ

五、厩舎内ハ常ニ空氣ノ流通光線ノ射入ヲ良クシ蘆草ハ乾燥セシモノヲ充分ニ給與シ決シテ汚濕ナラシメサル等衛生ニ注意スヘシ

六、牛牀ハ一日一時間以上梳拭等ノ手入ヲ爲スヘシ

七、種牡牛ハ毎日一時間以上ノ運動ヲ爲サシムヘシ

八、種牡牛一日ノ飼料ハ其ノ牛牀ノ大小肥瘠ニ準シ増減斟酌スルコトヲ得ルモ概ネ左ノ標準ニ依リ調理シ一日四回ニ分給スヘシ

大麥貳升、穀四升、大豆壹升、食鹽七勺、乾草壹貫五百匁、蘆草貳貫匁、

前項ノ大麥ハ挽割又ハ烹煮シ大豆ハ浸漬シタル後給與スヘシ

第八條 貸下ノ種牡牛ハ縣有洋種牛馬種付規程ニ依リ合格シタルモノノ外種付スルコトヲ得ス又合格牝牛ト牝牛ト同牧スルコトヲ許サス但シ當歲ハ此ノ限ニアラス

第九條 借受者ハ第四號書式ノ種付簿及第五號書式ノ種付成績簿ヲ備置キ相當記入ヲ爲シ且同一様式ニ依リ種付ハ終了後十日以内ニ成績ハ翌年七月十日限り報告スヘシ

第十條 產出仔牛ノ血統證ハ其ノ願出ニ依リ種畜場長ニ於テ監査シ確實ト認ムルモノニ限リ之ヲ交付ス

第十一條 貸下ノ種牡牛ニシテ疾病斃死逸走等ノ場合ハ直ニ届出ツヘシ其ノ斃死ノ場合ニ於テハ獸醫ノ診斷書若ハ檢案書ヲ添付スヘシ

第十二條 貸下出願者ノ數種牡牛ノ頭數ニ超過シタルトキハ組合又ハ團體中合格牝牛ノ最多數ナルモノヨリ順次之ヲ許可ス

第十三條 貸付種牡牛及其ノ種付又ハ產出仔牛ノ狀況並第九條ノ帳簿ハ隨時官吏員ヲシテ檢査セシムルコトアルヘシ

此ノ場合ニ於テ借受者ハ檢査ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 貸下滿期其ノ他ノ事由ニ依リ返納ノ場合ハ第三號書式ニ依リ届出ツヘシ

第十五條 貸下ノ種牡牛ハ其ノ期間中ト雖縣ノ都合ニ依リ又ハ第七條第八條及第十三條ニ違背シタルトキハ返納ヲ命スルコトアルヘシ

但シ此場合ニ於テハ何等損害アルモ縣ハ其ノ賠償ノ責ニ任セス

第十六條 借受者ノ故意又ハ怠慢ニ依リ貸下ノ種牡牛ニ損害ヲ加ヘタルトキハ相當ノ價格ヲ賠償セシムヘシ

附 則

第十七條 本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十八條 本規程第三條ノ出願期日ハ本年ニ限リ四月十五日限リトス
(書式略ス)

牛馬籍規則 (二十四年十二月廿八日 縣令第四十號)

第一條 牛馬產出アリタルトキ又ハ之レヲ買受讓受タルキハ十日以内ニ飼養地市町村長ニ届出ヘシ本縣内他市町村ヨリ買受讓受届書ニハ送籍証書ヲ添ヘ產出届書又ハ他府縣ヨリ買受讓受届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- (一)種類 (二)毛色 (三)牝牡ノ別 (四)名稱アル者ハ其名稱 (五)生年月 (六)身長(產出届書ニハ之ヲ除ク)
- (七)產地 (八)別兆 (九)使用ノ目的 (十)父母牛馬ノ系統 (十一)賣渡讓渡人ノ住所氏名

第二條 牛馬斃死シ又ハ之レヲ撲殺屠殺賣渡讓渡シタルキハ飼養地市町村長ニ其飼養地ヲ換ヘタルキハ前後飼養地ノ市町村長二十日以内ニ届出ヘシ
他府縣又ハ本縣内他市町村へ賣渡讓渡タルキハ送籍証書ヲ受ケ牛馬ト共ニ之ヲ買受讓受人ニ交付スヘシ

第三條 牛馬逸走シ若シクハ盜難ニ罹リタルトキハ十日以内ニ飼養地市町村長ニ届出ツヘシ之ヲ發見セシトキ又全シ

第四條 牛馬所有者ハ毎年四月市町村長ノ指示ニ隨ヒ牛馬ノ檢査ヲ受クヘシ
疾病其他ノ事故ニテ檢査場ニ牽出シ難キキハ二名以上ノ保証ヲ以テ檢査場ニ届出テ追テ市町村長ノ指定セル時期ニ於テ檢査ヲ受クヘシ

第五條 正當ノ事由ナクシテ期限内ニ第一條乃至第三條ノ届出ヲナサルモノ及ヒ第四條ノ檢査ニ牽出サ、ルモノハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第六條 本則ハ明治廿五年三月一日ヨリ施行ス

第七條 明治十七年甲第七十四號達産牛取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

牛馬籍取扱手續

(二十四年十二月廿八日
縣訓甲第一二二號)

第一條 牛馬籍ハ第一號式ニ據リ各頭ヲ別葉ニ登記シ之ヲ牛籍簿馬籍簿ニ分テ一市町村毎ニ帳簿ヲ編製スヘシ但便宜ニ因リ一市町村ヲ數冊ニ分綴スルヲ得

第二條 牛馬産出又ハ他府縣ヨリ入籍ノ届出アリタルキハ市町村長ハ規則第一條ノ事項ヲ取調ヘ牛馬籍簿ニ登記スヘシ
本縣内他市町村ヨリ入籍ノ届出アリタルトキハ送籍證書ニ依リ牛馬籍簿ニ登記シ入籍ノ通知ヲ爲スヘシ

同市町村内ノ賣買讓受渡ノ届出アリタルトキハ式ノ如ク之ヲ加除スベシ

第三條 牛馬斃死若クハ撲殺屠殺ノ届出アリタルトキハ牛馬籍異動欄内ニ其年月日及事由ヲ記入スヘシ

第四條 他府縣及本縣内他市町村へ賣渡讓渡又ハ飼養地移轉ノ届出アリタルトキハ牛馬籍へ式ノ如ク其買受人ノ住所氏名移轉スヘキ飼養地名及其年月日ヲ記入シ第二號式ノ送籍證書ヲ作り之ヲ本人ニ下附スヘシ糶市場ニ於テ其市町村内數多ノ牛馬ヲ一時ニ賣却スルキハ市町村長へ出張シ届書ヲ要セス便宜前項ノ手續ヲナスヘシ

第五條 牛馬逸走若クハ盜難ノ届出アリタルキハ牛馬籍異動欄内ニ其年月日及事由ヲ記入シ一年ヲ經テ尙ホ發見セサルトキハ之ヲ除籍スヘシ

第六條 牛馬傳染病ニ罹リタルキハ牛馬籍異動欄内ニ其發病並ニ治癒ノ年月日及事由ヲ記載スヘシ

第七條 市町村長ハ毎年四月三十日マテニ牛馬籍簿ニ照合シテ總牛馬ノ檢査ヲナシ其員數等ハ第三號

表式ニ依リ五月二十日迄ニ市長ハ本縣知事ニ町村長ハ郡長ニ報告シ郡長ハ更ニ一郡内ヲ統計シ翌月十日迄ニ本縣知事ニ報告スヘシ

規則第四條第二項ノ牛馬ハ前項報告期限前便宜ノ方法ヲ以テ検査ヲ爲シ本表ニ編入スヘシ

第八條 市町村長ハ毎年惣牛馬検査ノ後前年度前年検査ノ後ヨリ中ノ送籍死亡及ヒ一ケ年ヲ過キテ發見セザル逸走盜難ノ牛馬籍ヲ別帳ニ移シ之ヲ送籍牛馬籍簿死亡牛馬籍簿逸走牛馬籍簿盜難牛馬籍簿ノ四種ニ分チ更ニ牛馬ヲ區別シテ編冊シ置クヘシ

(式ハ畧ス)

獸醫及蹄鉄工取蹄規則

(三十四年五月縣令第二七號
三十七年一月縣令第五號改正)

第一條 獸醫及蹄鉄工開業シタルトキハ第一號式ノ届書ニ免狀寫ヲ添ヘ又休業廢業シタルトキハ第二號式ニ據リ知事ニ届出ベシ

但假免狀ヲ受タル獸醫及蹄鉄工ハ其寫ヲ要セズ

第二條 獸醫及蹄鉄工出張所ヲ設ケタルトキハ第三號書式ニ據リ知事ニ届出ベシ其廢止シタルトキ亦同ジ

第三條 獸醫及蹄鉄工轉籍寄留シタルトキハ第四號書式ニ據リ知事ニ届出ベシ

第四條 獸疫豫防法ニ規定ナキ疾病ニシテ傳染性又ハ流行性ノ疾病ト認メタル病獸ヲ診斷シタルトキハ

病名原因症候轉歸及蔓延ノ狀況ヲ記シ廿四時間以内ニ知事ニ報告スベシ

第五條 獸醫ハ處方録ヲ備ヘ診斷治療ニ關スル事項ヲ記入スベシ

第六條 獸醫ハ第五號書式ニヨリ毎年自己ノ診斷治療シタル病獸表ヲ製シ翌年二月限り知事ニ差出スベシ

但病獸表ハ牛馬羊豚等各別ニ調製スルモノトス

第七條 本則ニヨル届出ハ總テ廿日以内ニ所轄郡市役所町村役場ヲ經由シ差出スベシ

第八條 本則第四條第六條第七條及附則第九條ノ手續ヲナササルモノハ五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第九條 本則施行以前ニ開業シタルモノハ本年六月卅日限り第一條第二條ノ届出ヲナスベシ

第十條 明治廿六年二月七日岩手縣令第一二號獸醫轉居届出ノ件 本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第十一條 本則ハ明治三十四年五月一日ヨリ施行ス

(式ハ略ス)

産牛馬組合及産馬組合聯合會業務ニ關スル規程

(明治四十二年九月七日達第八號)

第一條 組合ハ糶市ニ於ケル糶買馬代金ヨリ牡馬ニ對シテハ百分ノ二十牝馬ニ對シテハ百分ノ五以上ノ歩合金ヲ徵收スヘシ

第二條 組合種馬購求費ハ前條歩合金ノ百分ノ七十ヲ下スコトヲ得ス但シ事業經營上不得止トキハ知事ノ認可ヲ得本條ニ依ラザルコトヲ得(四十二年四月七日達四號但書追加)

第三條 種馬ハ外國ヨリ輸入スル場合ノ外ハ縣ヨリ差向ケタル技術者ノ立會ヲ得組合ニ於テ直接購入スヘシ種馬區ニ代金ヲ交付シ又ハ買入ノ委任ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 組合ニ於テハ第一號様式ニ依リ種牡馬臺帳ヲ調製スヘシ

第五條 左記事項ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

一、技手及事務員ノ任免

二、種馬ノ配當

三、所有馬匹ノ處分

四、臨時組合會ノ招集

五、公借金ノ借入

六、豫算ノ更正及款内項ノ流用

七、種馬購求費ニ充當スル預金ノ引出

八、規程ノ設定及其改廢

第六條 組合會ノ會期ハ通常會ハ五日以内臨時會ハ三日以内ト爲スヘシ

第七條 歳入歳出ハ第二號様式ニ依リ經常臨時ノ二部ニ大別シテ豫算ニ編成シ會計年度開始二ヶ月前組合會ノ決議ヲ經ヘシ

第八條 廢馬賣却代金其他組合收支ニ屬スヘキモノニシテ從來種馬區限リ處理セシ一切ノ收支ハ之ヲ組合ノ豫算ニ編成スヘシ

第九條 各年度ニ於テ決定シタル歳入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ歳出ニ充ツルコトヲ得ス

第十條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ編入スヘシ

第十一條 歳入ノ過收誤入アリタル金額ノ拂戻ハ之ヲ收入シタル歳入ヨリ支出スヘシ

歳出ノ誤拂過渡アリタル金額ノ返收ハ各之ヲ支拂タル經費ヘ戻入ヲ爲スヘシ

第十二條 決算ハ豫算ト同一ノ様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十三條 財産ノ金員ニ屬スルモノハ國債證券郵便貯金又ハ銀行預金トシテ確實ニ保管スヘシ個人ニ預ケ入レ又ハ貸付スルコトヲ得ス現ニ預ケ入レ又ハ貸付セルモノハ速ニ回收スヘシ

歳入ノ收入アリタルトキハ直ニ之ヲ銀行又ハ郵便局ニ預入ルヘシ但種馬購求費現金ハ別帳ヲ以テ預入ルヘシ

第十四條 從來種馬區ノ財産及負債トシテ取扱ヒタルモノアラハ左表ニ依リ明治四十二年十月中ニ届出ツヘシ其届出ナキモノハ財産及負債ナキモノト見做ス

(表ハ略ス)

第十五條 組合ハ知事ノ認可ヲ得テ負債アル種馬區ニ對シ其ノ負債ヲ還了スルマテ年々其區ニ配當スヘキ種馬ノ代金ニ相當スル金額ヲ交付シ其ノ負債ノ償却ニ充テシムルコトヲ得

第十六條 第一條牝馬糶賣代歩合金ノ徴收ハ地方ノ狀況ニ依リ明治四十四年ヨリ施行スルコトヲ得

第十七條 本達ニ抵觸スル定款其ノ他ノ現程ハ最近ノ組合會ニ於テ改正スヘシ

(様式略ス)

獸肉販賣營業取締規則

(三十三年三月
縣令第一二號)

第一條 獸肉販賣營業トハ食用ニ供スル牛馬羊豚其他野生獸ノ肉ヲ販賣スルヲ云フ

第二條 獸肉販賣營業ヲナサントスル者ハ住所氏名及獸肉ノ種類ヲ記シ所轄警察官署ニ願出免許ヲ受クヘシ但馬肉ヲ販賣セントスル者ハ他ノ獸肉ヲ販賣スルコトヲ許サス

第三條 牛馬羊豚肉ハ屠獸場取締規則第十三條ノ檢印アルモノニアラサレハ販賣スヘカラス
他管下ヨリ輸入シタル獸肉ニシテ其管轄廳ニ於テ定メタル規則ニ從ヒ検査済ノ證アルモノト雖尙ホ

前項ノ檢印ヲ受クルニアラサレハ販賣スヘカラス

第四條 營業者ハ其店頭ニ第一號式ノ標札ヲ掲クヘシ

第五條 營業者自ラ行商ヲナシ又ハ賣子ヲシテ行商セシメントスルトキハ其住所氏名ヲ記シタル書面ニ第二號式ノ木札ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出烙印ヲ受クヘシ
行商鑑札ハ行商ノ際所持スヘシ

第六條 營業者住所氏名ニ異動ヲ生シ又ハ廢業シタルトキハ本人ヨリ死亡ニ係ルトキハ戸主又ハ相續人ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第七條 行商人鑑札ヲ毀損亡失シ又ハ住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ營業者ニ於テ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出鑑札ノ再渡又ハ消印ヲ請フヘシ

第八條 獸肉ノ置場ハ空氣ノ流通ヲ良クシ常ニ掃除ヲナシ且獸肉ハ清潔ナル白色ノ麻布又ハ綿布ヲ以テ覆ヒ置クヘシ

第九條 組庖刀其他營業用ニ供スル器具ハ常ニ清潔ナルモノヲ用フヘシ

第十條 警察官吏ハ 業者又ハ行商人ニ就キ肉質ヲ検査シ不良ト認ムルトキハ販賣ヲ禁止スルコトアルヘシ

販賣ヲ禁止シタル獸肉ノ處置ハ警察官吏ノ指示ニ從フヘシ
 第十一條 骨片廢肉等ハ散亂セシメス一定ノ場所ニ置クヘシ
 第十二條 牛馬羊豚ノ肉ハ檢印アル部分ヲ最後ニ販賣スヘシ
 第十三條 本則第二條ノ免許ヲ受ケス同條但書ニ從ハス第五條第六條第七條ノ届出ヲ爲サス第三條第五條第二項第十條ノ規定ニ違背シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處シ第四條第八條第九條第十條第十一條第十二條ノ規定ニ違背シタル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ科料ニ處ス
 (式ハ略ス)

獸疫豫防手續 (三十年四月一日訓令甲第二四號)

第一條 獸疫發生若クハ其症候ノ疑ハシキ旨届出アリタル時ハ警察官又ハ市町村長ニ於テ二十四時間以內ニ左ノ事項ヲ記シタル書面ヲ作り縣廳ニ申報スベシ

- 一、種類
- 一、獸名
- 一、牝牡
- 一、年齡
- 一、病名
- 一、發病 全瘥 斃死 撲殺月日
- 一、發病地名
- 一、持主又ハ管理者ノ住所氏名

第二條 外國ノ獸疫侵入スルカ又ハ一地方ニ於テ獸疫蔓延ノ兆アルトキハ其旨知事ニ急報スベシ

第三條 左ノ場合ニ於テハ知事ニ具申スベシ

- 一、獸疫豫防上剖檢ヲ要スルトキ
- 一、鼻疽、皮疽、傳染性胸膜炎、豕虎列刺、豕羅斯疫ニ罹リ撲殺ヲ要スルキ
- 一、撲殺スベキ獸類及燒棄又ハ埋却スベキ物品ノ評價ヲ要スルキ
- 一、獸疫發生若クハ其疑アル地方ニ於テ豫防上健獸ノ檢査ヲ要スル時
- 一、獸醫ノ派遣ヲ要スルキ

第四條 獸疫ニ罹リ撲殺又ハ斃死シタル獸類及病毒汚染シタル物品排泄物等ヲ埋却セントスルトキハ左ノ各項ニ準スベシ

- 一、國縣里道鐵道作場道人家河川井泉ヲ距ル百二十間以上タルベキ
- 二、土地高燥ニシテ涌水ノ虞ナキ地ニ限ルコト
- 三、埋却シタル場所ニハ方四寸長地上三尺以上ノ標杭ヲ建ルコト

第五條 獸疫流行ノ際ハ警察官市町村長ハ左ノ事項ニ注意スベシ

- 一、牛馬宿、牛馬市場、屠獸場及化製場ハ時々巡視スルコト
- 二、牛馬市又ハ數頭連繫シタル場所ニ於テ病獸ヲ發見シタルキハ健獸ト隔離シ消毒ノ后ニアラサレ

ハ使用セシメサルコト

三、道路ニ於テ病獸ヲ發見シタルトキハ相當ノ場所ニ隔離セシメ充分ノ消毒ヲナスコト
四、傳染ノ虞アル獸類ノ出入往來賣買讓與ヲナサシメサルコト

二七八

馬疫豫防規則 (四十三年二月十八日 縣令第八號)

第一條 獸醫馬疫若ハ其ノ疑アル病馬ヲ診斷シ又ハ其ノ屍体ヲ檢案シタルトキハ所有者若ハ管理人ニ對シ豫防及消毒ノ方法ヲ指示シ且別記様式ニ依リ二十四時間内ニ病馬若ハ屍体所在地ノ警察官署ニ届出ツヘシ

其ノ轉歸撲殺ノ場合亦全ジ

第二條 馬疫若ハ其ノ疑アル病馬ノ所有者若ハ管理人ハ警察官吏市町村吏員並獸醫ノ指示ニ從ヒ豫防及消毒ノ方法ヲ施行スヘシ

第三條 馬疫ニ罹レル馬匹ノ所有者若ハ管理人ハ病馬ヲ健康馬匹ト隔離スヘシ

第四條 馬疫ニ罹レル馬匹ノ所有者若ハ管理人ハ其ノ恢復後ト雖健康馬匹ト混セサル様二個月間之ヲ監視スヘシ

馬疫ノ疑アル馬匹ハ前項ニ準シ一個月間之ヲ監視スヘシ

前二項ニ依リ監視中ノ馬匹ハ警察官署ノ認可ヲ得タル場所ニ限り之ヲ使役スルコトヲ得

第五條 馬疫若ハ其ノ疑アル病馬及其ノ屍体ハ警察官署ノ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ他ニ移スコトヲ得ス

第六條 馬疫ニ罹レル馬匹ヲ收容セル廐舎及排泄物其ノ他病毒ニ汚染シタル物件ハ消毒方法ヲ施行スルニアラサレハ之ヲ使用、授與、移轉又ハ遺棄スルコトヲ得ス

第七條 本則消毒ニ關スル方法ハ告示ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 第一條ノ届出ヲ爲サ、ル者第二條ノ消毒方法ヲ施行セサル者及第三條乃至第六條ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ科料ニ處ス

(様式ハ略ス)

馬疫豫防規則取扱手續 (四十三年二月十八日 訓令甲第五號)

第一條 警察官署ニ於テ馬疫豫防規則第一條ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ番該市役所又ハ町村役場ニ通報シ共ニ消毒方法ノ實行ヲ監視督勵スヘシ

二七九

第二條 警察官署ニ於テ馬疫豫防規則第一條ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ要項ヲ事務日誌ニ記載シ且別記様式ニ依リ報告スヘシ

第三條 警察官吏、市町村吏員ハ時々馬疫若ハ其ノ歎アル馬匹ノ隔離並監視ノ狀況ヲ視察スヘシ

第四條 警察官署ニ於テ馬疫豫防規則第四條但書ニ依リ病馬使役ノ認可申請ヲ受ケタルトキハ病毒傳播ノ虞ナキヤ否ヤヲ精査シ處分スヘシ

第五條 警察官署ニ於テ馬疫豫防規則第四條及第五條ニ依リ認可ヲ與ヘタルトキハ其ノ旨直ニ當該市町村役場ニ通報スヘシ

第六條 郡市長警察官署長ハ時々馬疫流行ノ狀況並豫防及消毒方法實施ノ狀況ヲ視察シ知事ニ報告スヘシ

(様式ハ略ス)

馬疫豫防心得 (四十三年二月十八日 縣告示第九四號)

第一項 馬疫ノ原因、傳播ノ經路及其ノ症候ハ左ノ如シ

傳染性貧血 (俗稱ぶらり病)

本病ハ馬屬固有ノ傳染病ニシテ放牧地ニ於テ蔓延シ易ク主ニ放牧季節ニ流行スルモ舍飼ノ馬ニシテ春冬ノ季節之ヲ發スルコトアリ病性頑固ニシテ治療シ難ク死亡率ハ百頭中四十乃至七十二達ス
病毒ノ本体ハ尙不明ナレトモ病馬及快復馬ノ血液及内臓中ニ存スルコトハ試験ニ依リテ證明セラレタリ乃チ血液ヲ健馬ニ注射スルカ又ハ之ヲ嚙下セシムルトキハ五六日乃至二十二日平均二週日ノ後ニ發病ス

(傳染法)ハ未タ詳ナラス佛獨ノ研究者中消化器傳染ニ重ヲ置キ病毒ニ汚染セル厩舍飼槽水槽等ノ媒介ニ依リテ傳染スルモノト信シ或ハ昆蟲類ノ媒介ニ因ルト唱フル者アリ

一部落ヨリ他ノ部落ニ傳播スルハ常ニ病馬ヲ移轉スルニ由ル殊ニ本疫ニ罹リテ一時症候ノ減退セル馬ヲ轉賣スルハ甚タ危険ナリ

(症候)本病ノ特徴ハ腺疫寒胃等ノ原因ナクシテ發熱シ心悸脈搏ニ異狀ヲ來シ漸次貧血ニ陥リ羸瘦スルモ食欲多クハ減損セス

通常畜主ノ目ニ觸ル、症狀ハ大略左ノ如シ

病馬ハ厩舍内ノ一隅ニ佇立シ頭ヲ垂レテ沈鬱シ毫モ身傍ノ事ニ注意セス使役中ハ倦怠疲勞シテ發汗シ易ク歩様蹣跚タリ放牧地ニ於テハ他ノ馬群ト離レ頭ヲ垂レテ沈鬱スルヲ見ル此ノ際檢温スレハ概ネ三十九度以上四十一二度ノ高熱ヲ示シ脈數ハ増加シ平素四十搏内外ノモノ五六十乃至七八十二増

加シ甚シキハ百内外ヲ算ス手ヲ左胸壁ニ抵スレハ心悸ノ亢進セルヲ觸知ス或ハ其ノ部ニ於テ心臟ノ鼓動ヲ目視ス又下頸部ニ於テハ屢々頸靜脈ノ搏動スルヲ見ル眼鼻口ヲ開キ其ノ粘膜ヲ檢スルニ概シテ黄色ヲ帶フ病ノ初期ハ黄赤色若ハ濃赤色ニシテ黄色判然セサルコトアルモ一度貧血ニ陥リタルモノハ顯著ノ黄白色ヲ呈スルヲ特徴トス此ノ色彩ハ殊ニ結膜ニ著シク且結膜ハ眼瞼ト共ニ多少浮腫スルモノ多シ又結膜及鼻粘膜ニハ細少ノ血斑ヲ生シ顔面頸部胸腹下部、四肢等ニハ浮腫ヲ見ルコト多シ

更ニ精密ニ診査シ且排泄物ニ注目スルトキハ左ノ症狀ヲ發見スヘシ

顎間部ニ輕微ノ腫脹アルモ腺疫ニ於ケルカ如ク甚シカラス且熱痛ヲ帶ヒス腰部ノ知覺ハ鈍クシテ尾

ニカナシ呼吸ハ増加スルコトアルモ打診及聽診上著シキ異常ナク肺ハ健全ナルヲ常トス心臟ノ濁音

界ハ擴張シ心音ニモ屢々異狀ヲ認ム例之貧血性雜音心音ノ重複、溷濁、弛張間歇等ノ如シ

糞ハ褐色ノ小塊ヲナス青草ノミヲ食スルモノニ在リテハ必シモ然ラズ往々下痢スルモノアリ

尿量ハ増加スルヲ常トス而シテ發熱中竝ニ重症ハ貧血ニ陥リタル馬ノ尿ハ概ネ多量ノ蛋白ヲ含有ス

尿ニ醋酸ヲ加ヘテ煮沸スレハ絮狀ノ沈澱ヲ生ス

畜主ノ注意如何ニ因リテ病馬ノ發見ニ遲速アリ隨テ發見當時ノ容態一樣ナラサルハ論ナシ然レトモ

初期ノ症候ハ輕々ニ看過セラレ多クハ既ニ慢性ニ陥リ顯著ノ貧血ヲ呈シ或ハ己ニ瘦削セリ斯ル病馬

ニ於テハ循環器ノ異狀ヲ主トシ熱候ハ缺如スルコトアリ

心臟ノ異狀ハ運動後殊ニ顯著ナリ試ニ病馬ヲ厩舎ヨリ牽出スニ概シテ步行ヲ厭ヒ馳走ニ耐ヘス後体

ニカナク步様蹣跚トシテ脚ハ震搖シテ蹉跌シ易ク暫時運動セシムレハ速ニ倦怠疲勞シ鞭撻ヲ加フル

ニ非サレハ一步モ前ムコトヲ肯セサルニ至ル運動後左胸壁ヲ望メハ心臟部ノ跳動盛ニシテ頸靜脈ノ

搏動モ亦旺盛ナリ脈數ハ屢々百以上ニ達シ容易ク元數ニ復セス呼吸モ亦促迫ス此際最明瞭ニ異常ノ

心音ヲ聽取シ得ルモノトス

輕症又ハ快復中ノ馬ヲ驅使スル場合ニ於テモ亦前記ノ症候ヲ認ム阪路ヲ登ラシムル時殊ニ甚シ

(經過)病症ニ由リ發病後數日ニシテ斃ル、モノアリ或ハ數ヶ月ニ亘ルモノアリ因テ本病ヲ急性慢性

ノ二症ニ區別ス

急性症 高熱稽留シテ顯著ノ循環器障礙ヲ呈シ脈ハ百内外、食慾ハ振ハス粘膜ノ出血、諸部ノ浮腫

ヲ發シ數日ノ後斃ル、ヲ常トス

本症ハ概ネ貧血ノ徵候ヲ缺キ結膜鼻粘膜等ハ却テ充血シ屢々血斑ヲ生ス而モ尙ホ一種ノ黄色ヲ帶フ

ルハ慢性症ニ同シ或ハ此ノ期ニ於テ早ク既ニ貧血トナリ体重減却シ其ノ四分ノ一乃至三分ノ一ヲ失

フモノアリ

慢性症 〇〇ニ在リテハ熱ハ一旦發生スルモ一二日若ハ數日ニシテ分利シ元氣食慾ヲ回復シ暫時健康狀

態ヲ示スモ其ノ後數日(七日乃至一週日)ヲ隔テ、更ニ再三發症スルモノトス之カ爲病馬ハ漸次貧血ニ陥リ瘦削シ衰弱ノ極起立ニ耐ヘス褥創心臟麻痺等ノ爲メ斃ル又慢性經過中病勢頓ニ劇増シ急ニ死スルモノアリ又幸ニシテ病勢衰フレハ全治セサルニアラサルモ快復期遷延シ久シク羸瘦スルモノ多シ或ハ五六箇月乃至七八箇月ノ後更ニ發症スルモノアリ三四歳ノ馬ニ於テハ屢々其ノ發育ノ障礙セラル、ヲ見ル

初回ノ熱候減退後ハ外觀全ク病前ニ異ナラス粘膜ノ黃色及血斑亦多クハ消散シ痕跡ヲ留メサルニ至ル只鼻粘膜ノ大血斑ハ壞死シテ潰瘍ニ變スルモノ多シ再三發作ヲ反復スルニ隨テ粘膜漸次黃白色ニ變ス

食慾ハ發熱時ヲ除クノ外殆ント平日ニ異ナラス糞尿ノ性狀ハ前ニ述フルカ如シ

脈數ハ常ニ五六十以上ニ居リ心悸亢進鼓動變調シ呼吸數ハ増加シ疲勞倦怠發汗シ易ク力役、馳走、負重ニ耐ヘス殊ニ後体ニ力ナシ

浮腫ハ屢々増減消長シ創傷ハ癒合シ難シ

熱候ノ回歸スル度數及無熱期ノ長短ハ一樣ナラサルモ通常十日乃至十四五日ヲ隔テ、發病シ極熱期一日乃至三日ニシテ二三回ノ發作ヲ呈スルモノ最モ多ク五回以上ニ及フハ稀ナリ

血液ハ稀薄ニシテ其ノ凝固ニ緩慢不全ナリ之ヲ試驗管ニ受ケテ 置スルトキハ赤血球ハ速ニ沈澱シ

テ管底ニ集リ其ノ上ニ多量ノ黃白色軟凝塊ヲ生シ血清ノ分離不良ナリ赤血球層ノ容積ハ健馬ニ在リテハ血液全量ノ十分ノ四以上ナルヲ常トスレトモ本病馬ニ在リテハ十分ノ二、五以下ニ居ル又健馬ノ血液ハ一立方「ミリメートル」中ニ約六七百萬箇ノ赤血球ヲ算フルモ本病馬ニ在リテハ其數三四百萬若ハ一百萬以下ニ減ス此ノ他白血球小血小板等ニモ多少ノ異狀ヲ見ル

勞働、放牧、不適當ノ飼養管理法ハ本病ノ再發ヲ促シ經過ヲシテ不良ナラシム寄生蟲及合併症モ亦本病ノ經過ニ不良ノ影響ヲ及ホスモノナリ

(剖觀)本病ノ死体ニ於テハ熱ト貧血トノ結果タル循環器系統血液製造器ノ變狀臟器實質ノ變性ノ外特種ノ病的變狀ヲ見サルヲ常トス

急性症ノ屍体ハ概シテ敗血症ノ變狀ヲ呈シ血液ハ暗色濃厚ニシテ凝固不全ナリ此ノ他皮下粘膜漿液膜殊ニ心臟ノ内外膜、腎臟、粘膜等ノ出血、皮下及心囊水腫、心肝腎ノ濁腫、急性脾腫、淋巴腺腫脹、充血又ハ出血、骨髓出血等ヲ主要ノ變狀トシ腦脊髓ニハ水腫若ハ大出血ヲ見ルコトアリ

慢性症ノ屍体ニ於テハ水腫出血實質炎脾腫淋巴腺大ノ外大貧血ヲ呈シ皮下血管ハ血液ニ乏シク大血管内ニハ少量ノ凝集血球ヲ交ヘタル黃白色ノ血漿又ハ黃白赤色ノ軟凝塊ヲ含有ス

臟器中變狀ノ最モ著シキハ心臟ニシテ屢々極度ノ脂肪變性ヲ見ル脾腫及脾門ノ淋巴腺腫、肝臟、鐵血、脂化及白血性浸潤ノ如キモ亦屢々遭過スル變狀ナリトス

大貧血ノ外著明ノ解剖的變狀ヲ見サル場合モ亦尠シトセス

(類症)本病ト最モ誤診セラレ易キハ血斑病、白血病、流行性感胃(ボルナ)病其ノ他内臟寄生諸症ナリ或ハ老衰使役過度慢性胃腸病營養不給其ノ他症候隱微ノ慢性病ニシテ本病ノ疑ヲ起サシムルモノナキニアラス

血斑病ハ概ネ腺疫ニ繼發シ大腫脹大出血ヲ呈シ(コロイド)銀ノ注射ニ應シ血液ニ傳染力ナク屍体ニ於テハ淋巴腺ノ腫脹又ハ其ノ周圍組織ノ膿浸潤ヲ見ル

白血病ニ於テハ血液ニ特異ノ變狀アリ

流行性感胃ハ屢々大流行ヲ來シ熱ノ回歸ヲ呈セス其ノ屍体ニ於テハ肺臟及呼吸器ノ他部ニ變狀ヲ見ル

他ノ諸症ハ各自ノ症候ニ據リテ容易ニ鑑識スルヲ得

(診徵)本病ノ診斷上最モ難シトスル所ハ其經過ニ弛張間歇アリテ症候ノ消退後ハ一見殆ント健体ト異ル所ナキニ在リ故ニ症候不全ノ場合ニハ一回ノ検査ニ依リテ輕々シク否認ノ斷案ヲ下スヘカラス必ラス一定ノ期間視察スルヲ要ス他ニ合併症アルトキハ殊ニ然リ疲勞倦怠發肝シ易ク營養不良ニシテ粘膜ノ血色ニ乏シキ或ハ之ニ黄色ヲ帶ブルモノ脈數五十以上ノモノ輕微ノ運動ニ因リテ脈搏増加シ心悸亢進シ易キモノ時々沈澀スルモノ他ニ異狀ナクシテ体温ノ高キモノ浮腫血斑ヲ呈スルモノ放

牧中馬群ニ離ル、モ、步樣踰跟トシテ尾ニカナキモノ等ハ本病ノ疑アルヲ以テ他ノ馬匹ト隔離シ一

二箇月間視察スヘシ但シ視察中ハ時々運動ヲ課シテ心機變調ノ有無ヲ檢スルヲ要ス

診斷ニ疑アルトキハ試驗管沈澱法ニ依リテ赤血球層ヲ檢シ又ハ尿ノ蛋白質検査死後剖檢等爲ヌヲ要ス

特異ノ熱候回歸シ心悸亢進失常シ粘膜黃白色ヲ呈シテ試驗管ニ受ケタル赤血球層十分ノ二以下ニ居リ他ニ特殊ノ病徵ヲ呈セサルモノハ本病ト鑑定シテ可ナリ

第二項 馬疫ノ豫防ニ關シ馬匹ノ所有者又ハ管理人ハ左ノ事項ヲ實行スヘシ

一、本疫ノ初期ニ十分ノ手當ヲ施ストキハ治療ノ望ナキニ非ラサルヲ以テ平素馬匹ノ容態ニ注意シ聊タリトモ異狀ヲ發見セハ直ニ獸醫ノ診察ヲ受クルコト

二、馬匹ノ健康ヲ増進スルハ豫防上緊要ナルヲ以テ飼料飲料ニ注意シ成ルヘク滋養物ヲ給シ飲料水ヲ選ムコト

飲料水ハ煮沸ノ後與フルヲ可トス

三、病馬ハ快復后ト雖急劇ニ使役スルハ病勢ヲ増進シ又ハ再發ノ虞アルヲ以テ成ヘク長ク休養セシムルコト

四、本疫流行地ニ於テ買入レタル馬匹ハ獸醫ヲシテ検査セシメ尙ホ成ルヘク一、二個月間隔離視察

- シ其健全ナルヲ認メタル后ニ非アレハ在來ノ馬匹ト混同シ又ハ混牧セサルコト
- 五、本疫ノ發生セル原野ニハ他ノ健馬ヲ放牧セサルコト
- 六、共同放牧場ニ於テ本疫發生シタルトキハ病馬ハ直ニ廐舎ニ收容シテ手當ヲ爲シ殘餘ノ放牧馬モ成ルヘク廐舎ニ牽入ル、ヲ可トス若シ廐舎ニ牽入ル、コト能ハサルトキハ放牧ノ儘一、二個月間嚴重ニ視察シ獸醫ヲシテ時々健康診斷ヲ行ハシムルコト
- 七、本疫流行地ニ於テハ成ルヘク虻蠅ヲ避クヘキ手段ヲ講スルコト
- 八、全治ノ見込ナキ重症病馬又ハ恢復後體質不良ニシテ到底使役ニ供シ難キモノハ成ルヘク撲殺スルコト

第三項 消毒ハ左ノ方法ニ依リ施行スヘシ

- 一、屍体ハ皮膚ヲ亂截シ麥兒(ランシン)等ノ消毒藥ヲ注キ深サ八尺以上ノ土坑ヲ作り埋却スルコト
- 二、糞便及敷葉等ハ安全ナル場所ニ堆積シ四尺立方積ニ達スル後土ヲ以テ之ヲ覆ヒ二ヶ月間醗酵セシメタル後肥料ニ供スルコト
- 三、廐舎器具等ハ熱滴汁(粗製加里又ハ曹達一分水二十分若ハ新製ノ木灰一分水五分ヲ煮沸シテ製ス)石灰乳等ノ消毒藥ヲ用フルコト

告諭第一號(四十三年)

本縣ハ由來全國有數ノ馬產地ニシテ現下管内ニ於ケル飼養馬匹ハ八萬二千頭以上ニ達シ其ノ産馬數ハ一年一萬頭以上價格金八拾萬圓以上ニ上リ重要産物ノ一タリ然ルニ近來二戸、岩手、上閉伊、下閉伊、膽澤、東磐井及九戸ノ各郡ニ於テ傳染性貧血(俗稱ブラリ病)ト稱スル馬疫發生シ罹病馬ノ數本年二月以降既ニ百數十頭ヲ算スルニ至リ漸次蔓延ノ徵アリ斃死セル馬匹亦尠カラスシテ禍害ノ及フ處頗ル大ナルモノアリ

抑モ本疫ハ馬屬固有ノ傳染病ニシテ病毒ノ本体ハ未タ詳ナラサルモ其ノ病馬及快復馬ノ血液及内臓中ニ存スルハ試験ニ依リ證明セラレタル所ナリ而シテ本疫ノ最モ顯著ナル特徴ハ腺疫寒胃等ノ原因ナクシテ發熱シ心悸、脈搏ニ異狀ヲ來シ漸次貧血ニ陥リ羸瘦スルモ食慾多クハ減損セサルヲ以テ一見健馬ト等シク往々ニシテ看過セラル而カモ其ノ病性ハ極メテ頑固ニシテ治癒シ難ク死亡率ハ百頭中四十乃至七十ノ多ニ上リ病症ニヨリテハ或ハ頓ニ病勢ヲ劇増シ發病後急ニ斃ル、アリ或ハ數ヶ月間ニ亘リテ斃ル、アリ又其ノ一旦輕快シタル馬匹ト雖六ヶ月乃至八ヶ月間ニ再發シ幼馬ノ如キハ屢々發育ヲ障害セラル、ニ至ルコトアリ尙ホ稀ニ舍飼ノ馬匹ニシテ春冬ノ候本疫ヲ發スルモノアルモ主トシテ放牧季節ニ蔓延流行スルヲ以テ畜産家ハ特ニ此ノ季節ニ於テ深甚ナル注意ヲ拂ヒ馬匹ノ健康ヲ増進スルニ努メ且當ニ其ノ容態ヲ視察スルヲ緊要トス若シ聊タリトモ異狀ヲ發見センカ速ニ獸醫ノ診療ヲ受ケ別ニ

定ムル馬疫豫防心得ニヨリ本疫ノ慘害ヲ防遏スル様深ク警戒スヘシ

畜牛結核病豫防ニ關スル施行細則

(三十七年四月
縣令第二二號)

第一條 畜牛結核病豫防ニ關シテハ明治三十四年四月法律第三十五號畜牛結核病豫防法並ニ明治三十六年五月農商務省令第四號畜牛結核病豫防法施行規則ニヨルノ外尙ホ本則ニヨベシ

第二條 畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ施行規則ニ依リ畜牛ノ検査日時及場所ノ指定アリタルトキハ検査ヲ受クベキ畜牛ヲ指定ノ時刻前ニ検査場ニ牽付ケ置ベシ

第三條 左記各號ノ一ニ該當シ検査ノ猶豫ヲ請ハントスルトキハ附則第一號書式ニ依リ警察官署ニ届出ベシ但傷痍疾病ニ罹リタルトキハ獸醫ノ診斷書ヲ添付スベシ

- 一、傷痍疾病ニ罹リタルトキ
- 二、分娩前一ヶ月半産后一ヶ月以内ナルトキ
- 三、其他正當ノ理由アルトキ

第四條 健康証ハ左ノ事由生ジタルトキハ畜牛ノ所有者又ハ管理者ヨリ所轄警察署ニ返納スベシ

- 一、斃死又ハ撲殺シタルトキハ三日以内
- 二、屠殺セントスルトキハ即日

第五條 施行規則第十二條ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ變更ノ事由、方法及場所ヲ記シタル書面ヲ所轄警察官署ニ差出スベシ

第六條 施行規則第二十四條第二項第三項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出ツベシ

- 一、ツベルクリン注射ヲナスベキ理由
- 二、注射ヲ爲ス者ノ住所氏名年齢
- 三、注射スベキ畜牛ノ種類、牝牡、年令、毛色、用途、特徴及頭數
- 四、注射ノ年月日
- 五、注射ノ場所

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者注射ヲ爲シタルトキハ五日以内ニ附則第二號様式ニ依リ成績ヲ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ベシ

第七條 豫防法第十條施行規則第二十一條ニ依リ燒棄埋却セントスルトキハ左ノ事項ヲ遵守スルノ明治三十三年八月縣令第四十三號獸屍取締規則ニヨリ其化製セントスルトキハ明治三十三年八月縣令第四十三號獸屍化製場取締規則ニヨルベシ

- (一) 病毒ニ汚染シ若シクハ其疑アル物品ハ消毒ノ后ニアラザレバ埋却スルコトヲ得ズ其土坑ノ深サハ四尺以上トス

(二) 屍体ハ皮膚ヲ亂截シ其周圍一尺以上生石灰ヲ填充スルニアラザレバ埋却スルコトヲ得ズ

第八條 第四條第七條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(書式省略)

明治三十四年四月法律第三十五號畜牛結核病豫防法第十三條評價手續及全年
六月勅令第百三十九號第一條第一號費用請求方左ノ通り定ム (三十七年八月三十一日
訓令下第三四號)

第一條 警察官署長ハ評價人ヲシテ重症結核病牛及物品ノ評價ヲ爲サシムヘシ

第二條 評價ヲ行ハントスルトキハ別記第一號様式ニ依リ封緘ノ上投票セシムヘシ

第三條 投票結了シタルトキハ警察官署長ハ評價人立會ノ上開票点檢スヘシ

第四條 評價額ハ各評價金額ヲ平均シタルモノヲ以テ確定額トス但シ其ノ評價ヲ不當ト認メタルトキ
ハ更ニ評價人ヲ命シテ之ヲ行ハシムヘシ

第五條 評價額確定シタルトキハ警察官署長ハ關係書類ヲ取纏メ意見ヲ付シ警察部長ニ進達スヘシ

第六條 畜牛撲殺手當及物品棄却手當請求書ハ別記第二號様式ニ依リ差出サシムヘシ

第七條 評價人手當ハ一日壹圓五拾錢トシ其ノ請求書ハ第三號様式ニ依リ差出サシムヘシ
(書式省略)

馬匹去勢獎勵委員心得

(三十七年十月
縣訓令内第一六號)

第一條 馬匹去勢獎勵委員ハ馬匹所有者ニ去勢ノ必要ヲ說示シ之ガ實行ヲ獎勵スヘシ

第二條 馬匹去勢獎勵委員ノ分擔區域ヲ別チ左ノ四區トス

- 一區 盛岡市 岩手郡 二戸郡 紫波郡
- 二區 九戸郡 下閉伊郡 上閉伊郡
- 三區 稗貫郡 和賀郡 江刺郡 膽澤郡
- 四區 西磐井郡 東磐井郡 氣仙郡

第三條 馬匹去勢獎勵委員ハ産馬組合長及郡市町村長ニ協議ヲナシ其區内去勢スベキ馬匹頭數ヲ豫メ
調査スベシ

第四條 馬匹去勢獎勵委員ハ其去勢施行ニ際シ産馬組合長ヲシテ組合内便宜ノ個所ニ去勢場ヲ設置セ
シメ及之ガ施行ニ要スル器具藥品飼糧等其他全搬ノ設備ヲナサシムベシ

第五條 馬匹去勢獎勵委員ハ去勢施行中其擔當區域内ヲ巡視シ諸搬ノ監督ヲナスベシ
(書式省略)

獸屍取締規則

(三十三年八月
縣令第四二號)

第一條 獸屍ト稱スルハ牛馬羊豚ノ死屍ヲ謂ヒ埋却場ト稱スルハ獸屍及其臟骨ヲ埋沒若クハ燒却スル

所ヲ謂フ

二九四

第二條 埋却場ニハ其市町村内ニ於テ斃死シタル獸類ヲ埋却スヘシ但獸疫ニ罹リ斃死シタルモノハ獸疫豫防法ニ依ルヘシ

第三條 埋却場ヲ設置シ又ハ取擴ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一、埋却場設置ノ地名地割番號字地種坪數

二、同場近傍百二十間(水準ニ依ル)以内ノ地形並人家、公園、道路、鐵道、河川、井泉、其他重要ナル建造物ノ位置及其距離ヲ記シタル圖面

第四條 埋却場ハ數市町村聯合シテ之ヲ設置スヘシ但土地ノ狀況ニヨリ一市町村内ニ數個所ヲ設置スルコトヲ得

第五條 埋却場ノ位置構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一、土地高燥ニシテ飲料水ニ障害ナク人家、公園、道路、鐵道、河川、井泉及其他重要ナル建造物ヲ距ル百二十間(水準ニヨル)以上タルヘシ

二、周圍ニハ柵欄又ハ土堤ヲ設ケ若シクハ樹木ヲ植ヘ其區劃ヲ明ニシ獸屍埋却場ト記シタル地上六尺以上ノ標木ヲ建ツヘシ

第六條 埋却場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第七條 埋却場ニハ管理者ヲ置キ其住所氏名ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其變更シタルトキ亦同シ

第八條 管理者ハ埋却場ニ關スル一切ノ責ニ任スヘシ

第九條 獸屍及其臟骨ハ化製ニ供スルモノノ外埋却場外ニ於テ埋却若クハ燒却スヘカラス

第十條 獸屍ヲ燒却スルトキハ日出前日没后ニ於テ之ヲ爲シ未燃燒物ヲ殘留セシムヘカラス

第十一條 擴穴ノ深サハ牛馬ハ七尺以上羊豚ハ四尺以上トス地上ニハ其埋没ノ年月日ヲ記シタル標木ヲ建ツヘシ

第十二條 埋却シタル獸屍ハ發掘スヘカラス但所轄警察官署ノ許可ヲ得タルトキハ此限りニアラズ

第十三條 畜主不分明ナル斃獸ヲ發見シタルトキハ發見人ハ直ニ之ヲ市町村長ニ届出ツヘシ市町村長ハ本則ニ依リ之ヲ處置スヘシ

第十四條 死因不明ノ斃獸ハ埋却前其ノ所在、獸名、牝牡ノ別ヲ所有主又ハ發見者ヨリ所轄官署ニ届出ツヘシ

第十五條 獸屍ノ賣渡シ讓渡シヲ爲サントスルモノハ獸名、毛色、年齢及牝牡ノ別ヲ記シタル書面ニ買受讓受人ト連署シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十六條 學術研究ノ爲獸屍ヲ解剖セントスルトキハ日時場所ヲ記シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條 第三條ノ許可ヲ受ケヌ第六條ノ検査ヲ受ケヌ第七條第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條ノ規定ニ違背シタル者ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料又ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處ス

第十八條 明治廿一年九月縣令第四十九號獸屍並化製死蹄規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

獸屍化製場取締規則

(三十三年八月
縣令第四三號)

第一條 化製場ハ廢獸ヲ撲殺シ又ハ獸屍ヲ原料トシテ工業材料及肥料等ヲ製造スル所ヲ云フ

第二條 化製場ヲ設置セントスルトキハ左ノ事項ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其改築又ハ變更セントスルトキ亦同シ

一、化製場設置ノ地名地割番號字地種坪數

二、同場近傍百二十間(水準ニ依ル)以内ノ地形並人家、公園、道路、鐵道、河川、井泉、其他重要ナル建造物ノ位置及其距離ヲ記シタル圖面

三、化製場ノ構造及其建坪ヲ記シタル圖面

四、化製ノ方法書

五、化製場竣工ノ期日

第三條 化製場ノ位置構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

但山林原野ニシテ人家、公道、河川、井泉ヲ距ル百八十間(水準ニ依ル)以上ノ地ナルトキハ四號、六號ノ構造ヲ要セス

一、土地高燥ニシテ飲料水ニ障害ナク人家、公園、道路、(國道、縣道、郡道)鐵道、河川、井泉及ヒ其他重要ナル建造物ヲ距ル百二十間(水準ニ依ル)以上タルヘシ

二、周圍ニハ柵欄若クハ土堤ヲ設ケ其入口ニハ獸屍化製場ト記シタル地上六尺以上ノ標木ヲ建ツヘシ

三、場内ニハ廢獸、撲殺所、獸屍支解所、汚物溜、煮沸所ヲ設クヘシ

四、支解所ノ地盤ハ不透過質ノ材料ヲ以テ築造シ汚物溜ニ通スル溝ヲ設クヘシ

五、汚物溜ハ不透過質ノ材料ヲ以テ屋外ニ設ケ適當ノ覆蓋ヲ設クヘシ

六、煮沸所ノ屋上ニハ高サ五尺以上ノ臭氣拔ヲ設クヘシ

第四條 化製場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ其位置構造第三條各項ノ制限ニ違ヒ不適當ト認ムルトキハ改築變更若クハ移轉ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 廢獸ヲ撲殺セントスルトキハ牛馬籍簿本ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第六條 化製場外ニ於テハ廢獸ヲ撲殺シ又ハ化製ヲ爲スヘカラス

第七條 獸屍ノ肉ハ化製場内ニ於テ化製シタル上ニアラサレハ場外ニ搬出スルヲ得ス(三十七年十月縣令三八號ヲ以テ改正)

第八條 化製場ヲ讓受ケントスル者ハ讓渡人ト連書シ所轄警察官署ヲ經テ届出ヘシ

第九條 化製場所有者住所氏名ニ變更アリタルトキ又ハ廢業シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ

第十條 化製場ニハ獸屍頭數簿ヲ備置キ化製シタル獸類頭數ヲ記載シ置クヘシ

第十一條 第二條ノ許可ヲ受ケヌ又ハ其命令ニ從ハス第五條乃至第十條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科科ニ處ス

(式ハ略ス)

牛乳營業取締規則施行細則 (三十三年八月 縣令第四八號)

第一條 牛乳搾取場又ハ乳製品製造場ヲ設ケ牛乳營業ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出認可ヲ受クヘシ其改築又ハ移轉セントスルトキ亦同シ

一、搾取場又ハ乳製品製造場設置ノ地名地割番號字坪數

二、搾取場又ハ乳製品製造場ノ構造及其建坪ヲ記シタル圖面

三、乳製品種類及其製造方法

第二條 搾取場ノ位置構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一、土地乾燥ニシテ飲料水ニ障害ナク社寺公園ヲ距ルコト十五間(水準ニ依ル)以上ナルヘシ

二、周圍ニハ高サ六尺以上ノ柵塀ヲ設クヘシ

三、場内ニハ牛舎運動場ヲ設クヘシ 但場内ニ運動場ヲ設クルコト能ハサルトキハ特ニ之ヲ分設スルコトヲ得此場合ニ於テハ第一號第四號ノ制限ニ從フヘシ

四、運糞場ハ二十坪以上トス畜牛四頭以上ナルトキハ一頭ヲ増ス毎ニ五坪ヲ加フ周圍ニハ駒止柵ヲ設ケ且ツ排水ノ構造ヲナスヘシ

五、牛舎ハ屋根若クハ其兩側ノ上部ニ臭氣抜ヲ設ケ且外壁ノ下部ニ無双窓ヲ設クヘシ

六、牛室ハ一行若ハ二行トシ乳牛種牛一頭毎ニ幅五尺以上ノ區域ヲナシ左右ノ境界ハ板敷ヨリ高サ三尺以上厚板ヲ張リ若ハ柵欄ヲ設ケ前後ニ適宜空地ヲ設クヘシ

七、牛室ノ地盤ハ一寸五分以上ノ厚板又ハ漆喰等ヲ以テ敷設シ且ツ不滲透質ノ材料ヲ以テ尿溜ニ通スル溝ヲ設ケ地盤及溝ニハ匂配ヲ付スヘシ

八、糞尿及汚物溜ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ牛舎外ニ設ケ其上端ハ地盤ヨリ五寸以上トナシ覆蓋ヲ設クヘシ

第三條 乳製品製造場ノ位置構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一、土地乾燥ニシテ衛生上無害地タルヘシ
- 二、製造室ノ地盤ハ厚板又ハ漆喰敷等ヲ以テ敷設シ洗滌水ハ室外ニ排除シ汚水溜ニ通スルノ設備ヲナスヘシ
- 三、製造室ハ屋棟若クハ其兩側ノ上部ニ換氣ノ装置ヲナスヘシ
- 四、火焚場及煙筒ハ石煉瓦其他不燃質物ヲ以テ築造シ煙筒ハ屋棟八尺以上突出シ屋根及壁等ヲ貫通スル個所ハ石又ハ煉瓦等ヲ以テ構造シ其上端ニ消火装置ヲ設ケ且ツ周圍六尺以上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ

第四條 牛乳搾取營業者乳製品製造營業者ハ其營業所ニ第一號式ノ標札ヲ掲クヘシ

第五條 搾取場ニシテ地形ノ變遷其他ノ原由ニヨリ本則ノ制限ニ抵觸シ衛生上障害アリト認ムルトキハ改築修理若ハ移轉ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 搾取場ヲ讓受ケントスル者ハ讓渡人ト連署シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出認可ヲ受クヘシ

第七條 牛乳又ハ乳製品ヲ請賣セントスル者ハ營業所ヲ記シ其搾取者若クハ製造者ノ連署ヲ以テ所轄警察官署ニ届出ヘシ其營業所ヲ移轉シタルトキ亦同シ

請賣者ハ營業所ニ第二號式ノ標札ヲ掲クヘシ

第八條 營業者住所氏名ニ異動ヲ生シ又ハ廢業シタルトキハ本人ヨリ死亡ニ係ルトキハ戸主又ハ相續者ヨリ十日以内ニ搾取者製造者ハ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ請賣者ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第九條 營業者休業又ハ營業ヲ開始シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十條 糞尿ニ汚穢シタル蓐藁ハ牛舎内ニ使用スヘカラス

第十一條 牛舎及運動場ハ清潔ニ掃除ヲナシ糞尿及汚物溜ハ充溢セシムヘカラス

第十二條 獸疫流行ノ際ハ其病勢ニヨリ一時搾取販賣ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條 搾取者ハ其業務ヲ開始スルトキ及畜牛ヲ増加交換セントスルトキハ其種類、毛色、年齢、産地及父母牛ノ血統ヲ記シタル書面ニ乳牛ハ其鑑定書ヲモ添ヘ所轄警察官署ニ願出認可ヲ受クヘシ但畜牛減少シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十四條 搾取場ニハ認可ヲ受ケタル畜牛ノ外ハ飼養スヘカラス

第十五條 搾取場ニハ第四號式ノ牛籍簿ヲ備ヘ異動ノ都度訂正加除シ所轄警察官署ニ差出シ官吏ノ認印ヲ受クヘシ

牛室ノ入口ニハ牛籍簿符號ノ番號札ヲ掲クヘシ

第十六條 畜牛疾病ニ罹リタルトキハ直ニ獸醫ノ診察ヲ請ヒ若シ牛乳ニ有害ノ診斷ヲ受ケタルトキハ其鑑定書ヲ添ヘ直ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其全癒シタルトキ亦同シ

畜牛結核病豫防法第一條ノ検査ヲ受ケタルトキハ同法施行規則第十條各號ノ該當事項ヲ記シ直ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十七條 前條有害ノ診斷ヲ受ケタル病牛ハ直ニ之ヲ場外ニ隔離シ全癒ノ後ニアラサレハ搾取場ニ率入ルヘカラス

第十八條 牛乳ヲ搾取スルトキハ白色ノ上衣ヲ著ケ搾取者ノ手指及乳房乳器ヲ清潔ニナシ汚物ノ混入ヲ防クヘシ

第十九條 牛乳ノ容器ハ覆蓋アルモノヲ用キ且使用ノ都度熱湯ヲ以テ洗滌スヘシ

第二十條 牛乳ノ脂肪量ハ全乳ニ在リテハ百分中三分以上脱脂乳ニ在リテハ百分中〇・五分以上トス

第二十一條 營業者自ラ配達ヲナシ又ハ家族雇人ヲシテ配達スルトキハ第三號式ノ標札ヲ携帯スヘシ

第二十二條 牛乳營業者ハ第五號式及第六號式ノ臺帳ヲ備ヘ置キ搾取高製造高元受高販賣高及殘高ヲ記入シ其月計ヲ翌月十日迄ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第二十三條 第五條ノ命ニ從ハス第六條ノ認可ヲ受ケス第七條乃至第九條第十三條乃至第十六條第二十二條ノ届出ヲナサス第四條第七條第二項第十條第十一條第十四條第十五條第十七條乃至第十九條第二十一條ニ違背シ第二十條ノ規定ニ適合セサル牛乳ヲ販賣シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

(式ハ略ス)

巖手縣産馬組合聯合會定款

第一章 目的及業務

第一條 本會ハ本會ヲ組織スル産馬組合相互ノ氣脈ヲ通シ馬匹ノ改良發達ヲ期スルヲ以テ目的トシ其必要ナル業務ヲ施行ス

第二條 本會ノ業務施設ニ關スル規定ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二章 名稱及事務所ノ位置

第三條 本會ヲ巖手縣産馬組合聯合會ト稱シ事務所ヲ盛岡市ニ置ク

第三章 組織

第四條 本會ハ盛岡、岩手、二戸、九戸、上閉伊、下閉伊、氣仙、山ノ目、東磐井、江刺、膽澤、和賀、稗貫ノ各産馬組合ヲ以テ組織ス

第四章 加入及脱退

第五條 新タニ本會ニ加入セントスル産馬組合アリタルトキハ組長ハ評議員ニ諮詢シテ之ヲ處決ス

第六條 本會ヲ組織スル産馬組合ニシテ本會ヲ脱退セントスルモノハ本會ニ申出本會聯合會議ノ承諾ヲ經ルヲ要ス

第五章 各組合ノ權利義務

第七條 本會ヲ組織スル各組合ハ本會ニ於ケル共同ノ利益ヲ享有スルノ權利ヲ有ス

第八條 本會ヲ組織スル各組合ハ本定款及本聯合會議ノ決議ニ服従スルノ義務ヲ有ス

第六章 役員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 組長 一名 一 副組長 一名 一 評議員 三名

第十條 本會ニ左ノ事務員ヲ置ク

一 技術員 若干名 一 書記 若干名

第十一條 組長副組長及評議員ハ本會ヲ組織スル産馬組合ノ組合員中ヨリ聯合會議ニ於テ選舉シ其任期ヲ各四ヶ年トス 但滿期再選スルコトヲ得

技術員、書記ハ組長之ヲ任免ス

第十二條 組長ハ本會ヲ統轄シ其事務ヲ擔任ス

副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應ジ及業務執行ノ狀況ヲ監査シ組長副組長共ニ故障アルトキハ之ヲ代理ス 技術員ハ組長ノ監督ヲ受ケ本會ノ業務ヲ分掌ス

書記ハ組長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事務ニ從事ス

第七章 會議

第十三條 聯合會議ハ本會ヲ組織スル各組合ノ組長ヲ以テ組織ス 但組長故障アルトキハ代理者ヲ出席セシムルコトヲ得

第十四條 聯合會議ノ議決スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一、本會ノ定款ニ關スル事項

二、本會役員ノ選舉

三、本會維持ニ關スル事項

四、本會ノ業務ニ關スル事項

五、本會ノ歳入出豫算並其徵集法及豫算超過支出ノ認定

六、歳入出決算報告ノ認定

七、産馬業ノ利害ニ關シ行政廳ニ建議シ又ハ諮問ニ應答スルコト

八、各組合糶場ノ日割ヲ一定スルコト

九、訴訟及和解ニ關スル事項

前各號ノ外産馬業及本會ニ關スル重要ノ事項

第十五條 聯合會議ヲ分チテ通常會臨時會ノ二トス通常會ハ毎年五月ヲ以テ之ヲ開キ其開期ヲ十日以

内トス

臨時會ハ左ノ場合ニ之ヲ開キ其開期ヲ五日以内トス

一、組長ニ於テ必要ト認メタルトキ

二、議員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ請求アリタルトキ

第十六條 總テ會議ハ組長之ヲ招集ス

第十七條 聯合會議ノ議長副議長ハ議員ノ互選トシ其任期ヲ各ニケ年トス 但滿期再選スルコトヲ得

第十八條 總テ會議ハ議員半數以上出席スルニ非ラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス 但同一ノ議事ニ就キ

招集再回ニ至ルモ尙半數ニ滿タサルトキハ此限ニアラス

第十九條 議事ハ出席員ノ過半數ニ依テ之ヲ決シ可非同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十條 總テ會議ハ本會ヲ組織スル各組合ノ組織及其經濟ニ涉リ議スルコトヲ得ス

第八章 會計

第二十一條 本會ノ經費ハ本會ヲ組織スル各組合前年ノ振駒數ヲ標準トシ各組合ニ賦課スルモノトス

第二十二條 本會ノ會計年度ハ毎年一月ニ始マリ十二月ニ終ル

第二十三條 本會經費ヲ以テ支辨スヘキ費目ノ概目左ノ如シ

一 事務所費 二 會議費 三 事業費 四 聯合費

五 賞與費 六 豫備費 七 蓄積金

前各號ノ外必要ナル費用

第二十四條 本會歳入出ノ決算ハ次年ノ聯合會議ニ報告スルモノトス

第二十五條 役員報酬給料旅費及其支給方法ハ聯合會議ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九章 違約

第二十六條 本會ヲ組織スル組合ニシテ左ノ事項ニ該當スルモノハ五圓以上五拾圓以下ノ違約金ヲ徴集ス

一、本定款第十四條第八號ニ依リ聯合會議ニ於テ議定シタル糶賣日割ヲ擅ニ變更シテ他組合糶賣日割ト同一ノ日ヲ以テ執行シタルモノ

二、本會經費負擔金ヲ其年度内ニ納入セサルモノ

第十章 定款變更

第二十七條 本定款ヲ變更セントスルトキハ議員三分ノ二以上ノ同意アルヲ要ス

第十一章 解散

第二十八條 本會ヲ解散セントスルトキハ議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決議シ地方長官ノ認可ヲ受

クルヲ要ス

第二十九條 本會ヲ解散シタルトキハ組長副組長ヲ以テ清算人トシ殘務ヲ整理セシムルモノトス

第三十條 清算修了後殘余財産アルトキ若クハ本會ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ足ラサルトキハ解散ノ當時聯合會々員タリシモノノ總會ヲ開キ過半数ノ同意ニ依リ分配方法又ハ償還方法ヲ議決スルモノトス

盛岡産馬組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ馬ノ生産ニ從事スルモノヲ以テ組織シ種馬ヲ改良シテ良馬ヲ繁殖セシメ組合員ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ業務ヲ行フ

- 一、種馬設備及取締ニ關スル事項
- 二、驪場施設ニ關スル事項
- 三、牝馬取締ニ關スル事項

- 四、放牧場並秣場整理ニ關スル事項
- 五、系統ノ登録ニ關スル事項
- 六、馬ノ衛生ニ關スル事項
- 七、優等牝馬保護獎勵ニ關スル事項
- 八、講話及講習並品評會開設ニ關スル事項

前各號ノ外産馬改良上必要ナル事項

第三條 前條各號ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 本組合ハ巖手縣盛岡産馬組合ト稱シ事務所ヲ盛岡市馬町ニ置ク

第五條 本組合ハ他ノ組合ト聯合シ産馬組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得此場合ニ於テ其ノ經費ヲ分担ス

第六條 本組合ハ盛岡市及岩手郡内巻石、西山、御明神、御所、瀧澤、厨川、玉山、藪川、米内、淺岸、中野、太田、本宮、築川ノ拾四ヶ村、紫波郡一圓、下閉伊郡内門馬村ヲ以テ區域トス

第七條 本組合ニ種馬區ヲ設ケ各市町村ヲ以テ一區域トス但シ地方ノ狀況ニ依リ組合會ノ決議ヲ經數町村ヲ合併シテ一區域トナスコトヲ得

第八條 組合員中本定款第一條ノ資格ヲ失フモノアルトキハ組長ハ之ヲ名簿ヨリ除名スヘシ但シ除名

者ニ對シテハ現債務ノ負担又ハ財産ノ分配ヲナサ、ルモノトス

第九條 組合員ハ本定款ニ從ヒ組合ニ對シ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第十條 數人共同シテ馬匹ヲ所有又ハ管理シ生産ニ從事スル者ハ組合ニ關スル權利義務ニ付之ヲ一人ト見做ス

前項組合員ハ内一人ヲ選定シ代表者トナシ之ヲ組長ニ届出ヘシ

第十一條 本組合員ノ産出シタル仔馬ハ二歳ニ至リ特定ノ驪場ニ於テ驪賣ヲ爲スモノトス

組合員ハ組長ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ前項馬匹ヲ組合外ニ賣渡シ又ハ讓渡スコトヲ得ス

組長前項ノ承諾ヲナストキハ相當ト認ムル價額ニ對シ牡ハ百分ノ二十牝ハ百分ノ七ヲ組合經費トシテ徴收スルモノトス

第十二條 前條仔馬疾病其ノ他ノ事故ニ依リ驪場ニ牽出シ難キトキハ所有者又ハ管理者ハ其ノ事由ヲ組長ニ届出ヘシ

第十三條 本定款ニ於テ種馬ト稱スルハ種牡馬ヲ謂フ

第二章 役員及事務員

第十四條 本組合ニ左ノ役員及事務員ヲ置ク

役員

組長	一名
副組長	一名
評議員	七名
事務員	
技術員	若干名
書記	若干名
種馬區取締人	若干名

第十五條 組長副組長ハ組合會ニ於テ之ヲ選舉シ評議員ハ組合會議員ノ互選トシ種馬區取締人ハ各種馬内組合員ノ互選トシ技術員及書記ハ組長之ヲ任免ス

組長副組長ハ組合會議員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十六條 組長副組長及種馬區取締人タルヲ得ヘキ者ハ年齡滿二十五歲以上ノ組合員タル男子ニシテ三ヶ年以上組合内ニ現住スルモノタルヘシ

第十七條 左ノ各項ニ觸ルモノ、ハ組長副組長及種馬區取締人タルコトヲ得ス

一、滿三年以上牝馬三頭以上ヲ所有セサル者

二、禁治産者又ハ準禁治産者

三、六年以上ノ懲役若クハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者

四、家資分散ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

第十八條 組長ハ組合諸般ノ事務ヲ統理ス

第十九條 組長ノ職務概目左ノ如シ

- 一、組合會ノ議事ヲ準備シ及其ノ議決ヲ執行スルコト
- 二、組合財産ヲ管理スルコト但シ特ニ管理者アルトキハ之ヲ監督スルコト
- 三、組合資金ヲ管理シ歲入出豫算其ノ他組合會ノ決議ニ依リ定メタル收入支出ヲ掌ルコト
- 四、歲入歲出豫算ヲ編製シ及其ノ決算並事業成績ノ報告ヲ爲スコト
- 五、毎年通常會ノ始ニ於テ財産明細書ヲ作り組合會ニ報告スルコト
- 六、組合員名簿ヲ調製スルコト
- 七、組合ノ諸帳簿及諸書類ヲ保管スルコト
- 八、糶賣期日ヲ公告シ糶賣ニ關スル事務ヲ執行スルコト
- 九、種馬ノ購入及配置ニ關スルコト
- 十、評議員會ノ決議ニ依リ組合ヲ代表シ訴訟ヲ提起シ又ハ和解スルコト但シ急施ヲ要スル場合ハ此

限ニ非ス

十一、組合ヲ代表シテ組合聯合會ニ出席スルコト

前各號ノ外組合一切ノ事務ヲ處理スルコト

第二十條 副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第二十一條 評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務施行ノ狀況ヲ監査シ且ツ組長副組長故障アルトキハ互選ヲ以テ其ノ職務ヲ代理ス

第二十二條 技術員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ技術ニ關スル事務ヲ担任シ書記ハ組長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ノ事務ヲ處理ス

第二十三條 種馬區取締人ハ組長ノ指揮ヲ受ケ其ノ區内組合有種馬及牝馬ヲ管理ス

第二十四條 役員及種馬區取締人ノ任期ハ五ケ年トス但再選ヲ妨ケス

役員ニ缺位ヲ生シタルトキハ改選又ハ補缺選舉ヲ行フヘシ

補缺選舉ニ依リ就任シタル評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十五條 任期滿了ニ依リ役員ニ缺位ヲ生シタルトキハ前任者ハ後任者ノ就職スル迄仍ホ其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第三章 會 議

第二十六條 會議ヲ分テ左ノ二種トシ組長之ヲ招集ス

一 組合會

一 評議員會

組合會ハ組合會議員ヲ以テ組織ス

評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス

第二十七條 組合會議員ノ定數ハ三十名トシ其ノ選舉ノ區域及配當員數左ノ如シ

- 第一區 平石村 一名
- 第二區 西山村 三名
- 第三區 御明神村 二名
- 第四區 御所村 三名
- 第五區 瀧澤村、厨川村 五名
- 第六區 玉山村、藪川村 三名
- 第七區 盛岡市、米内村、淺岸村、中野村、太田村、本宮村 二名
- 第八區 築川村 二名
- 第九區 門馬村 二名

第十區 德田村、古館村、日詰町、赤石村、飯岡村、見前村、煙山村

第十一區 不動村、水分村、志和村

第十二區 彦部村、乙部村、長岡村

第十三區 赤澤村、佐比内村

一名
二名
二名
二名

第二十八條 組合會議員ハ各選舉區内組合員ノ互選トス

被選舉人ノ資格ハ第十六條及第十七條ヲ適用ス

第二十九條 組合會議員ノ任期ハ五ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依リ就任シタル議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十條 組合會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、組合定款ノ變更ニ關スル件
 - 二、組合業務ニ關スル件
 - 三、組合ノ歳入出豫算並徵收法及決算ニ關スル件
 - 四、豫算外ノ收入支出及組合基金ノ管理並處分方法ニ關スル件
 - 五、組合業務施行ノ監査ニ關スル件
- 前各號ノ外組合ニ關スル重要事項

第三十一條 組合會ハ通常會臨時會ノ二種トス

通常會ハ毎年六月ヲ以テ之ヲ開キ其ノ會期ヲ五日以内トス

臨時會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開キ其開期ヲ三日以内トス

一、組長ニ於テ必要ト認メタルトキ

一、組合會議員三分ノ一以上ノ同意ニ依リ會議ノ目的ヲ示シ請求アリタルトキ

第三十二條 會議ノ議長副議長ハ議員ノ互選トス

第三十三條 會議ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ同一議事ニ就キ招集再會ニ至ルモ尙ホ定數ニ充タサルトキハ此限ニアラス

第三十四條 會議ハ過半數ニ依テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十五條 議長ハ書記ヲ任用シ庶務ニ從事セシム

第三十六條 組合會議事規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七條 組合會議員ハ評議員ト同數ノ補充員ヲ互選ス

第三十八條 評議員會ハ左ノ役員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 組長

一 評議員

第三十九條 評議員會ハ組長ヲ以テ議長トス組長故障アルトキハ副組長之ヲ代理シ組長副組長故障アルトキハ評議員中ヨリ互選スルモノトス

第四十條 評議員中缺員アルトキハ組長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補充ス其ノ順序ハ投票數ニ依ル同數ナルトキハ年長者ヲ採リ同年ナルトキハ抽籤ニ依リ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ其ノ前後ニ依リ補充員ニ缺員ヲ生シタルトキハ之レカ補充ヲナスモノトス但シ補充員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四十一條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、組長ノ諮詢ニ關スル件

二、組合基金以外ノ財産處分ニ關スル件

三、豫算編成ノ目的ニ反セサル範圍内ニ於テ豫算ノ更正及款内項ノ流用ニ關スル件

四、第二條第七號ノ保護獎勵ニ關スル件

五、違約者處分ニ關スル件

六、訴訟提起及和解ニ關スル件

前各號ノ外定款及規定ニ依リ特ニ定メタル事項

第四十二條 第三十三條、第三十四條、及第三十五條ハ之ヲ評議員會ニ適用ス

第四章 選舉

三一八

第四十三條 選舉ヲ執行スルトキハ組長ハ選舉掛長トナリ選舉ノ場所日時ヲ定メ選舉前七日ヲ限り之ヲ地方刊行ノ新聞紙ヲ以テ公告ス

第四十四條 選舉ヲ執行スルトキハ選舉前三十日ヲ限り選舉原簿ヲ調製シ其ノ日ヨリ七日間組合事務所ニ於テ之ヲ組合員ノ縱覽ニ供スヘシ若シ組合員ニ於テ異議アルトキハ同期間内ニ組長ニ申立ツヘシ組長ハ評議員ト商議ノ上之ヲ決シ選舉前十五日ヲ限り修正ヲ加ヘ確定原簿トナスヘシ
確定原簿ニ登録セラレサル者ハ選舉スルコトヲ得ス

第四十五條 選舉人ハ滿二年以上牝馬一頭以上ヲ所有スルモノニシテ其ノ資格ハ第十六條及第十七條第二號第三號第四號ヲ適用ス

第四十六條 組長ハ選舉人中ヨリ臨時ニ三名若クハ五名ノ立會人ヲ指定シ選舉會ノ開閉及其ノ取締ヲ掌ル

第四十七條 選舉ハ記名投票トシ投票ニハ被選舉人ノ住所氏名ヲ記シ選舉人署名捺印シテ封緘シ之ニ選舉人ノ氏名ヲ記シ選舉原簿ノ對照ヲ經テ投票スルモノトス

第四十八條 投票ニ記載ノ人員其ノ選舉スヘキ定數ニ過クルモ無効トセス其ノ定數ニ過クル者末尾ニ記載シタル人名ヲ順次ニ棄却スルモノトス

第四十九條 左ノ投票ハ無効トス

- 一、人名ヲ記載セス又ハ記載セル人名ノ讀ミ難キモノ
- 二、選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
- 三、被選舉權ナキ人名ヲ記載シタルモノ
- 四、被選舉人並選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ
- 五、選舉人ノ捺印ナキモノ
- 六、規定ノ投票用紙ヲ用ヰサルモノ

第五十條 投票ノ受理並効力ニ關スル事項ハ選舉掛長ハ立會人ノ意見ヲ聞キ之ヲ決ス

第五十一條 選舉ハ有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同數ナルトキハ年長者ヲ採リ同年ナルトキハ選舉掛長自ラ抽籤シテ之ヲ定ム

第五十二條 選舉ヲ終リタルトキハ選舉掛長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨告知スヘシ當選者其ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ諾否ヲ選舉掛長ニ申出ツヘシ該期日内ニ何等申出ナキトキハ當選ヲ辭シタルモノト見做シ順次ニ次点者ヲ採リ當選者トス

第五十三條 選舉掛長ハ選舉ノ顛末ヲ記載スル爲メ選舉録ヲ調製シ立會人ト共ニ署名捺印スルモノトス

第五章 會計

第五十四條 組合員ハ糶賣ノ際組合經費トシテ牡馬ハ糶賣代金ノ百分ノ二十牝馬ハ百分ノ七ヲ組合ニ納付スヘキモノトス

組合有牝馬ヨリ産出シタル仔馬ハ糶賣代金ノ十分ノ六ヲ納付スルモノトス

第五十五條 組合費ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一、事務所費

二、會議費

三、糶場費

四、種馬購買費

五、聯合會費

六、賞與費

七、豫備費

八、蓄積金

前各號ノ外斯業上必要ナル費用

第五十六條 經濟ハ組合全体ニ共通スルモノトス

第五十七條 種馬購買費ハ糶賣代金及第十一條第三項ノ收入金ノ百分ノ七十以上八十以内並組合有種

馬賣却代金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第五十八條 蓄積金ハ定期預トシ收入三日以内ニ銀行ニ預ケ入ル、モノトス

第五十九條 違約金及第五十四條第二項ノ收入金ハ凡テ蓄積金ニ編入ス

第六十條 本組合ノ會計年度ハ毎年九月ニ始マリ翌年八月ニ終ル

第六十一條 決算ハ次年ノ組合會ニ報告スヘシ

第六十二條 組長副組長技術員及書記ハ有給トシ評議員及種馬區取締人ハ無給トス

第六十三條 會議ノ招集ニ應シ參會シタル組合會議員ニ對シテハ旅費及歳費評議員ニ對シテハ旅費ヲ

支給ス

役員及事務員出張シタルトキハ旅費ヲ支給ス

第六十四條 本組合ハ糶賣ノ際立會シタル市町村吏員ニ對シ相當ノ費用ヲ辨償ス

第六十五條 給料旅費歳費及其ノ支給方法ハ組合會ノ決議ヲ經別ニ之ヲ定ム

第七章 賞與

第六十六條 役員事務員及組合員ニシテ功勞アルモノニ對シテハ組合會ノ決議ニヨリ金品ヲ賞與スル

コトアルヘシ

第六十七條 糶賣代金左ノ價額ニ達シタルモノニハ金壹圓ヲ賞與ス但シ金五拾圓ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ増與ス

- 一、内國種 一頭ニ付 金百圓
- 一、雜種 全上 金貳百圓
- 一、洋種 全上 金參百圓

第八章 違約者處分

第六十八條 組合員ニシテ第十一條第十二條及第五十四條ニ違反シタル者ハ金壹圓以上五拾圓以下ノ違約金ヲ徵收ス

第六十九條 糶賣歩合金其ノ他組合ニ納付スヘキ金額ヲ怠納シタル者ニハ一日ニ付其ノ怠納金額ノ百分ノ一、過怠金ヲ徵收ス

第九章 定款變更

第七十條 定款ノ變更ハ組合會議員三分ノ二以上ノ同意ヲ要スルモノトス

第十章 組合解散

第七十一條 組合ヲ解散セントスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十二條 組合解散シタルトキハ組長副組長ヲ以テ清算人トス

第七十三條 組合解散シタル場合ニ於テ清算人ノ事務ニ參加スル爲メ評議員ノ互選ヲ以テ清算參加人ヲ出スモノトス其ノ人員ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第七十四條 清算人ハ組合財産ノ狀況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り遲滞ナク決算報告ヲナスヘシ

第七十五條 清算ノ際財産ニ殘余ヲ生シタルトキハ現組合員ニ平等ニ分配スヘク若シ現在ノ財産ヲ以テ負債ヲ辨償スルコト能ハサルトキハ現組合員ヨリ徵收シテ之ヲ補填スルモノトス

附 則

第七十六條 第十六條第十七條第二十七條第二十八條第四十五條ハ次ノ定期改選期ヨリ第五十四條牝馬ノ糶賣ハ明治四十四年ヨリ之ヲ施行ス

第七十七條 次ノ定期改選期前ニ於テ選出セラレタル議員ノ任期ハ其ノ定期改選期ニ於テ滿了スルモノトス

岩手縣產馬組合 牝馬貸付管理規程

第一條 本會ニ於テ借受ヲ得タル牝馬ハ各產馬組合ノ願出ニヨリ分配飼育スルモノトス

第二條 分配ヲ得ントスル各產馬組合ノ分配ヲ受クヘキ頭數ヲ記載シタル第一號式ニ據リ願書ヲ提出スベシ

第三條 分配シタル牝馬ハ各產馬組合ヲシテ管理セシムルモノトス

第四條 分配ヲ受ケタル組合ハ指定ノ期日ニ受取人ヲ出シ馬匹ヲ受領シ第二號式ノ受領證ヲ提出スベシ但シ分配ヲ受ケタル牝馬ニ對シ不服ヲ申立ソルコトヲ得ズ

第五條 分配ヲ受ケタル產馬組合ハ其ノ頭數ニ應ジ農商務省令第二號牝馬臨時貸下規程第六條ノ貸下料ヲ分擔シ毎年三月九月ノ兩期ニ之ヲ本會ニ納付スベシ

第六條 前條ノ貸下料ヲ完納シタルトキハ該馬匹ハ分配ヲ受ケタル組合ニ交付ス但シ自後五ケ年間ハ本會組長ノ認可ヲ得ルニ非サレバ賣買讓與スルコトヲ得ズ

第七條 分配ヲ受ケタル牝馬ノ產駒ハ分配ヲ受ケタル組合ノ所得トス

第八條 分配ヲ受ケタル牝馬ニ配合スベキ種牡馬ハ本會組長ニ於テ指定シタルモノ、外種付スルコトヲ得ズ

第九條 分配ヲ受ケタル牝馬ノ蕃殖成績不良ナルトキハ事由書ヲ添付シ返納スルコトヲ得但シ返納ノ

期日及場所ハ組長之ヲ指定ス

第十條 分配ヲ受ケタル產馬組合ニシテ本規程ニ違背シタルトキハ分配牝馬ノ返納ヲ命シ其他故意又ハ不注意ニヨリ損害ヲ生シタルトキハ相當ノ賠償金ヲ徵收スベシ

第十一條 分配ヲ受ケタル產馬組合ニシテ牝馬預托人又ハ飼養者ヲ置カントスルトキ牝馬預托歩合金額又ハ飼養料契約書ノ寫ヲ添へ本會組長ノ認可ヲ受クベシ

本會組長ニシテ預托人又ハ飼養人預托歩合金飼養料等不適當ト認メタルトキハ變更ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十二條 牝馬預托者又ハ飼養人ヲ變更シタルトキハ其理由ヲ附シ三日以内ニ本會組長ニ届出ベシ

第十三條 分配ヲ受ケタル產馬組合ハ第三號式ノ種付成蹟簿ヲ備置キ種牡馬ノ種類名號所有者ノ姓名(官廳ノ種馬ナルトキハ其區別)種付月日受胎日數分娩月日產駒ノ性毛色特徴等ヲ記入シ置キ是レト

同時ニ其ノ都度本會組長ニ報告スベシ

第十四條 分配ヲ受タル牝馬ノ分娩流産產駒ノ斃死逸走盜難其他異狀アルトキハ第四號式ニ依リ本會組長ニ届出ベシ

第十五條 產駒ハ明ケ二歳ニ至リ各產馬組合ニ於テ施行スル二歳駒競賣場ニ牽出シ競賣ニ附スルモノ

トス

第十六條 分配ヲ受ケタル牝馬ノ斃死シタルトキハ其事由ヲ明記シ獸醫ノ檢案書ヲ添ヘ三日以内ニ本會組長ニ届出ツベシ

第十七條 分配ヲ受ケタル牝馬ノ受領及返納等ニ要スル費用並ニ納稅種付料疾病治療其他ノ費用ハ分配ヲ受ケタル産馬組合ノ負擔トス

第十八條 分配ヲ受ケタル牝馬及其産駒ハ監督官廳ノ命ニヨリ検査ヲ受クベキモノトス

第十九條 飼養管理其他必要ナル事項ニ付隨時規程ヲ設クルコトアルベシ

(式ハ略ス)

明治四十三年五月二十日印刷
明治四十三年五月廿三日發行

岩手縣廳内

岩手縣産馬組合聯合會

岩手縣盛岡市内九十番戸

印刷者 山口徳治郎

岩手縣盛岡市内九十番戸

印刷所 山口活版所

2649

張慶源 山行新錄

卷之四

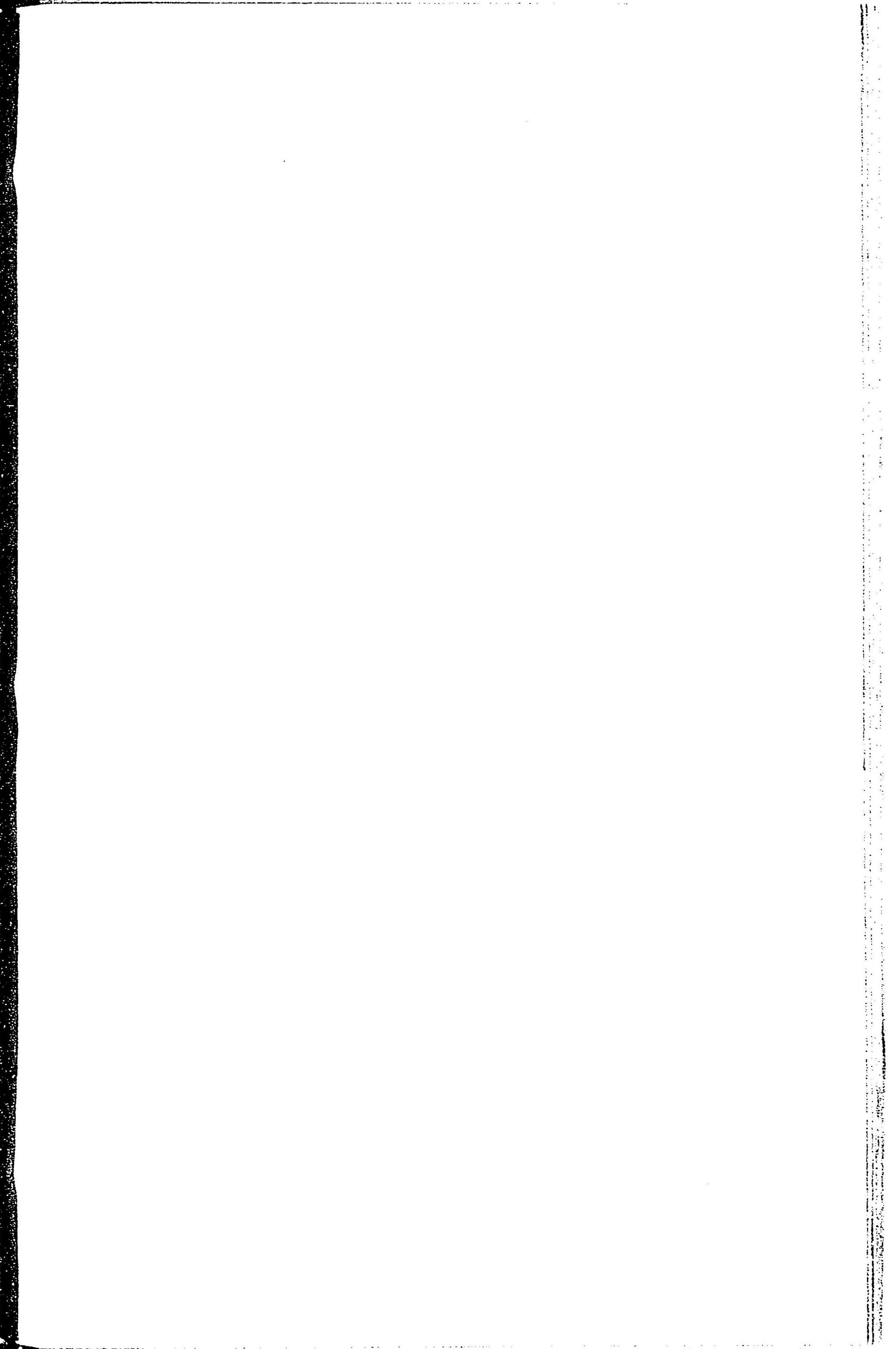
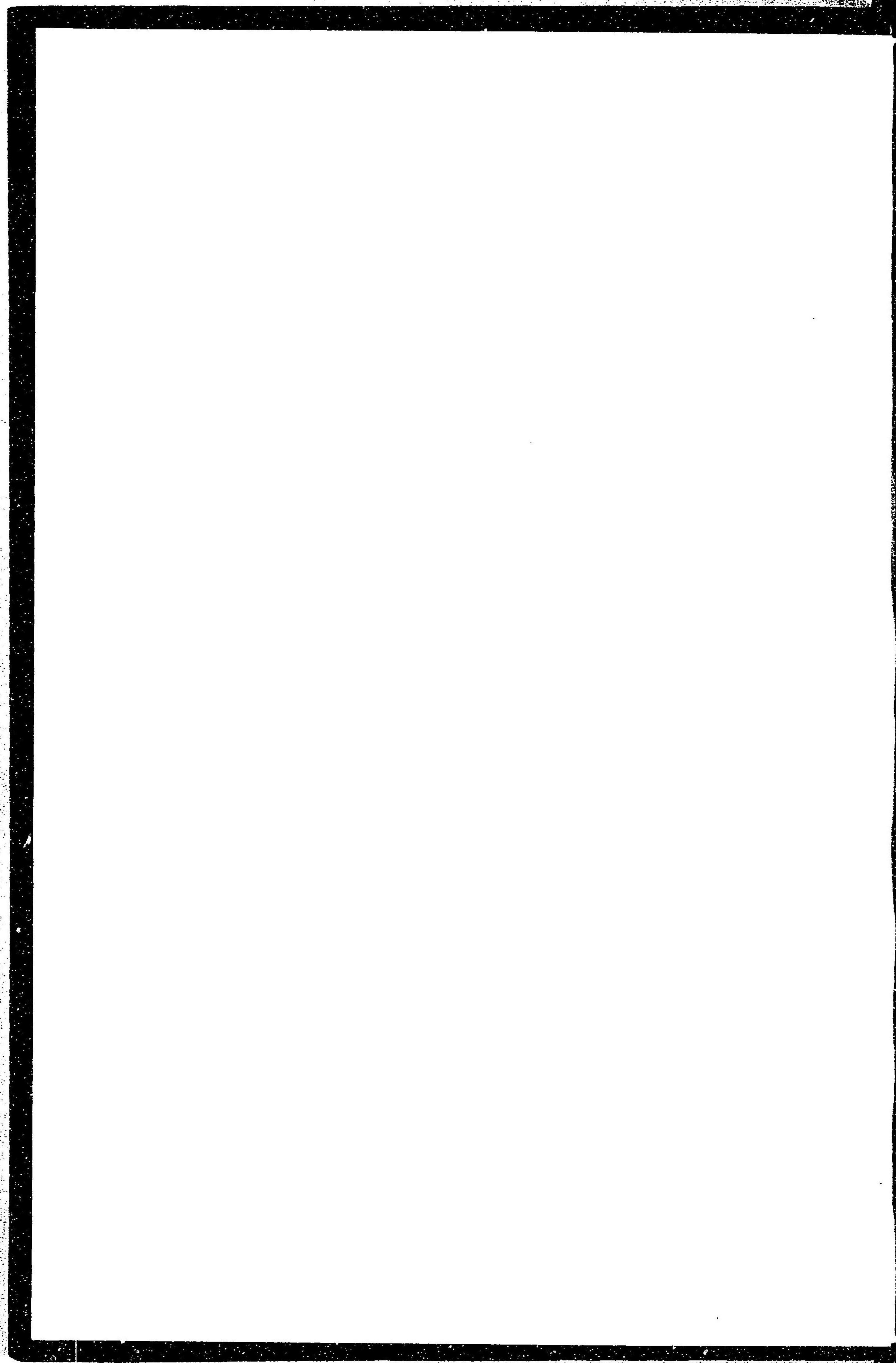
張慶源 山行新錄

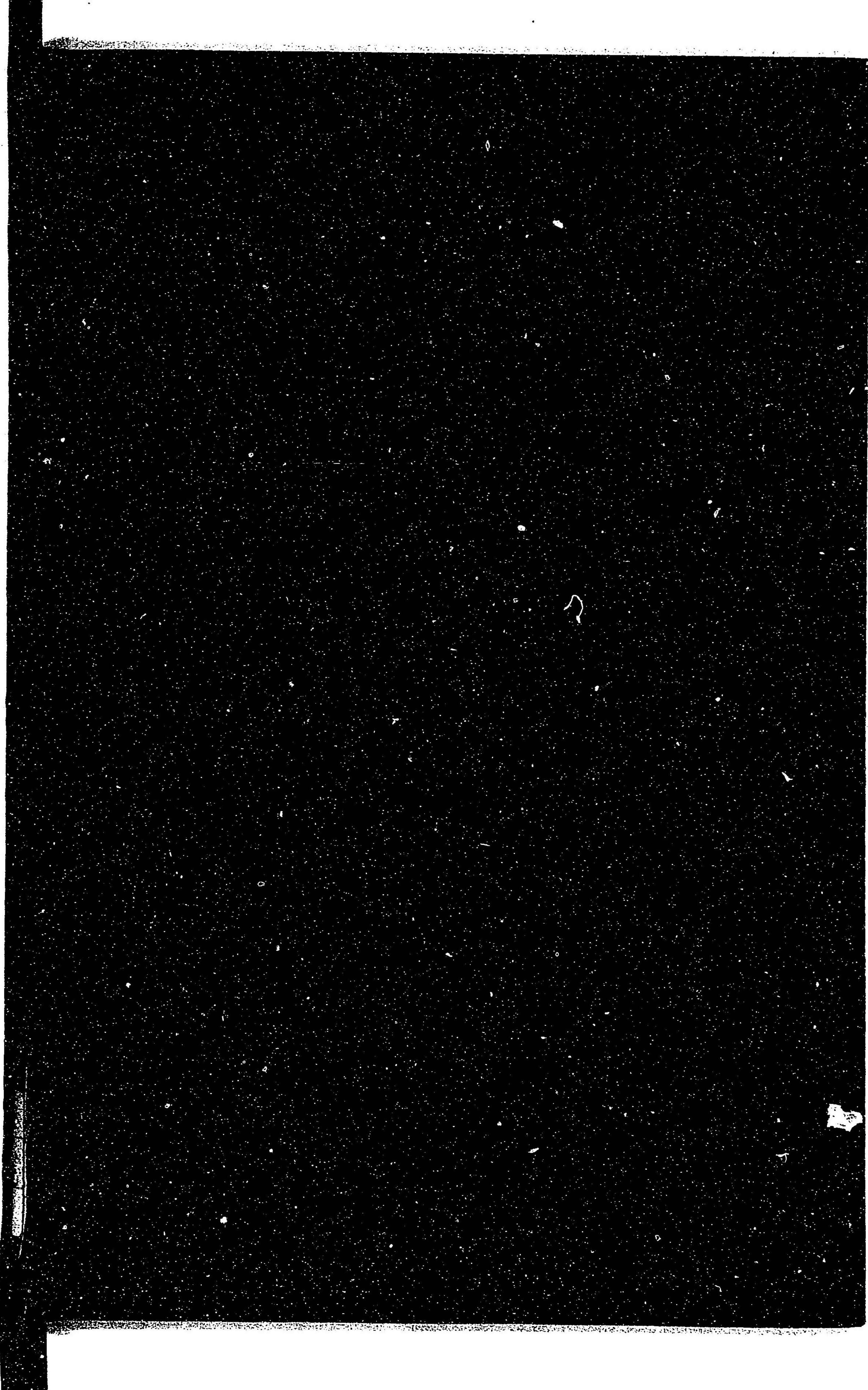
卷之四

張慶源 山行新錄

卷之四

張慶源 山行新錄
卷之四





203128-000-7

654.2-1967i


岩手県産馬誌

竹中 武吉/編

M43

EDK-0010





世田	盛谷	岩澤	水澤	山目	大原	計	購買	地頭	盛谷	水澤	山目	千原	福計
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000
100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170,000	180,000	190,000	200,000	210,000	220,000	230,000
20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000

○同上壯馬購買表